

富岡町復興まちづくり計画

平成26年3月

富岡町まちづくり検討委員会

富岡町まちづくり検討委員会 委員長よりごあいさつ

昨年5月から9ヶ月間に亘って検討してきた「富岡町復興まちづくり計画」がまとまり、3月24日、町長に「提言」として手渡しました。

この復興まちづくり計画は、地区懇談会での町民の皆様の意見、住民意向調査結果、パブリックコメントによる意見聴取結果などを踏まえつつ、検討委員会と3部会（富岡駅周辺整備、土地利用、コミュニティ）で協議を重ねながらまとめた計画です。



計画策定に係わる委員会等での協議内容を振り返ってみますと、当初は「富岡町災害復興計画（第一次）」を踏まえ、2017（平成29）年度からの町内帰還開始に向けた低線量地区、特に津波被災地を含む沿岸部における土地利用と拠点形成に係わるまちづくり計画の策定にウェイトが置かれていました。しかし、避難生活の長期化と共に、刻々と変わる復興を取り巻く環境（除染計画の見直し、賠償基準の変更など）の中、不確定要素の多い生活再建の支援策に対する強い要望があり、最終的には沿岸部を中心とした復興まちづくりの提示と生活再建支援策の提示の2本柱とする計画内容となりました。

このようにしてまとめられた計画ですが、協議等の中でいただいた貴重な意見要望については、不確定要素などで盛り込むことができないものも多く、答え尽くしているとは言えません。しかし、今後、除染進捗等にあわせて段階的に長期に亘って継続していく復興まちづくりの第1歩になると信じています。また、今回いただいた意見要望のうち、まちづくりの前提条件としての町全体のランドデザインに係わる意見や双葉郡町村との広域連携に関する意見などは、次年度に策定予定の災害復興計画（第二次）につながるものと考えております。

今後、個々の復興まちづくり事業の計画に関しては、より多くの関係住民の方々が計画策定の早い段階から参加し、深く関わっていくことが重要で、その結果として早くて良いまちづくり復興へと繋がると考えています。分散避難している現状では、より多くの時間と労力が必要となりますが、今回の計画策定で示していただいた住民の皆様と富岡町役場の皆様の復興への真摯な姿勢を持ってすれば、必ずや実現して下さるものと期待しております。

最後に、見通しの立っていない課題が多い中、難しい計画策定でしたが、ここに「富岡町復興まちづくり計画」がまとまりましたことに対し、委員会・部会等の皆様をはじめ関係された皆様に敬意を表すとともに心から感謝申し上げます。

平成26年3月

富岡町まちづくり検討委員会 委員長 土方 吉雄

目 次

第1章 復興まちづくり計画について	1
1-1 復興まちづくり計画策定の趣旨	1
1-2 帰還についての町の考え方	2
1-3 復興まちづくり計画の位置づけ	3
1-4 計画期間	5
1-5 計画の対象範囲	5
1-6 計画の構成	6
第2章 復興まちづくりの方向性	7
2-1 基本理念	7
2-2 復興まちづくりの方向性	8
第3章 町民の生活再建支援の方針	11
3-1 生活再建に向けた賠償	11
3-2 避難指示区域区分に応じた支援の方向性	13
3-3 住環境の確保	17
3-4 生活サービスの確保	22
3-5 コミュニティの維持・継続の方針	28
3-6 受け入れ自治体との共生	34
第4章 富岡町内における復興まちづくりの方針	35
4-1 復旧・復興の過程のイメージ	35
4-2 推計人口	36
4-3 除染	37
4-4 土地利用	39
4-5 富岡駅周辺拠点形成	43
4-6 交通	50
4-7 住環境	52
4-8 産業	58
4-9 防災・減災	59
4-10 帰還後のコミュニティの再形成	60
4-11 帰還後の高齢者などへの支援策	61
第5章 今後の進め方	62

参考資料	63
参考－1 検討の経緯	63
参考－2 富岡町の被災状況、現況	69
参考－3 人口推計について	85
参考－4 復興公営住宅の整備事例	94

第1章 復興まちづくり計画について

1-1 復興まちづくり計画策定の趣旨

東日本大震災から3年が経過し、依然として復旧、復興の動きへの実感がない中で、町民は今後の生活に不安を抱き、東京電力や国などへの不満、不信感を募らせています。この町民の思いは、一部で帰還の断念、新天地での生活再建という選択となって表れています。

昨年8月の「富岡町住民意向調査」では、町への帰還意向が約12%にとどまりました。今後、財物賠償や解体除染の整理が進めば、避難先に家を求めるなど、具体的な動きが加速すると予想されます。

町は2012（平成24）年度に「富岡町災害復興計画（第一次）」を策定しました。他方で国は未だに、町民が安心して避難先での生活再建を図られる十分な情報や、帰還を判断する材料を示しておりません。町民が納得できる①避難指示解除の目安となる時期、②賠償を継続する期間や住環境を整えられるだけの補償、③除染計画、④双葉郡の将来ビジョンなど、帰還の是非にかかわらず町民個々を悩ませる課題は挙げればきりがありません。

何より大切なことは、町民一人ひとりの生活を再建することです。生活再建のかたちは町民15,830人分、15,830通りあります。帰還される方、帰還されない（できない）方、復興公営住宅（災害公営住宅）に入居される方、住宅を購入される方など様々な選択があり、町としては皆様の決断を尊重いたします。どの選択を下されたとしても、まずは町民が自立でき、心身ともに健康で文化的な生活ができる下地づくりを優先して進めなくてはならないと考えております。

先行きが不透明な中、少しでも未来が見える状況をつくるために、町は生活再建と復興まちづくりの方向性を示さねばなりません。町民の皆様への小まめな情報提供で意識を共有し、避難者の生活再建を後押ししたいと思えます。

この「富岡町復興まちづくり計画」は、「富岡町災害復興計画（第一次）」の中で重点的に進めるべき事業を具体化した実行計画として、①町民の生活再建支援策の提示、②沿岸部の土地利用など具体的な計画の提示、を2本柱として策定するものです。

なお、「富岡町災害復興計画（第一次）」策定後の町や町民を取り巻く情勢の変化を踏まえ、次年度以降に「富岡町災害復興計画（第二次）」を策定する予定です。

1-2 帰還についての町の考え方

富岡町には、これまで先人が築き上げた独自の文化があります。桜が咲き誇る街並みや紅葉豊かな夜の森公園、夜ノ森駅のつつじなど、四季折々の美しさを誇る街並み。太平洋の眺望をはじめとする豊かな自然。町を代表する景勝です。

町民の皆様は、これまで日常を過ごし、大切な人たちと喜びを分かち合った場所として、富岡町に大きな愛着を抱いていると思います。毎年総出で汗を流した春の種まき、ともに喜び合った秋の収穫。行政区ごとの「らしさ」が感じられた盆踊りや運動会。子ども会の旅行、老人クラブのグラウンドゴルフなど、挙げればきりがありません。

原発事故による放射性物質の漏洩・飛散は、私たちに古里からの避難を強いました。復興の遅れと先行きの見えない状況の深刻さは、約12%の町民の帰還意向という結果で改めて示されました。しかし、少しでも帰還を望む人がいる以上、町は再生に向けて、国に対して町内の除染やインフラの早期復旧を要望するとともに、低線量地区に生活関連施設を集約させたコンパクトな「まち」を造りたいと考えています。

ここには、医療・福祉施設や商業施設を集め、駅を再建して機能的な「まち」にします。自宅への帰還が困難でも、町に帰りたいと望む方や、今は判断できないながらも漠然と帰還を思い描く方などが帰還できればよいと考えております。なお、帰還にかかわる追加被ばく線量の目標値は、「富岡町災害復興計画（第一次）」の考え方を踏襲します。町は引き続き、国の責任による徹底した除染を求め、進捗状況の厳しい監視と、原発事故収束作業の安全・確実な遂行を求めていきます。

将来、帰還するかしないかは、町民の皆様が判断することです。町は皆様に帰還を無理に求めるものではありません。町内帰還、新天地での生活に限らず、町民の皆様の生活をいかに再建するかが最も大切です。これまで賠償面では、新天地での生活再建可能額を前提に要望してきました。今後も避難先で土地や住宅を再調達できる賠償額の獲得に向けて全力で立ち向かう考えです。

十分な賠償が支払われれば、帰還する町民が減ることは容易に予想されます。しかし、町民抜きの考えで町を再生しても、町民の笑顔は見られません。町は、町民の皆様の生活を守ることを最優先で考え、復興に向けた施策に反映させていきます。

1-3 復興まちづくり計画の位置づけ

復興まちづくり計画は、国の都市防災総合推進事業の一つの「被災地における復興まちづくり総合支援事業」に基づく計画で、被災地が甚大な自然災害から立ち直り、早期復旧・復興を図るために策定する計画です。

富岡町は、東日本大震災の津波被災を受けました。特に富岡駅周辺から海岸部にかけては、復興に向けて災害に強いまちづくりを進める必要があります。2012(平成 24)年度に海岸堤防や県道広野小高線（浜街道）のかさ上げ、海岸防災林の整備による効果を津波シミュレーションにより検証しました(84 ページを参照)。その検証結果を踏まえて、本計画にて富岡駅周辺から海岸部にかけての土地利用計画を策定するものです。

ただし、都市防災総合推進事業は、自然災害からの再生・復興を対象としており、原子力災害により全町避難している富岡町は、自然災害のみならず原子力災害からの再生・復興という視点も考慮に入れて復興まちづくりを検討する必要があります。

「富岡町復興まちづくり計画」では、2012(平成 24)年度策定の「富岡町災害復興計画（第一次）」の中で重点的に進めるべき事項を取り上げ、①町民の生活再建支援策の提示、②町内の沿岸部を中心とした土地利用などの具体的な計画の提示 を2本柱として策定するものです。

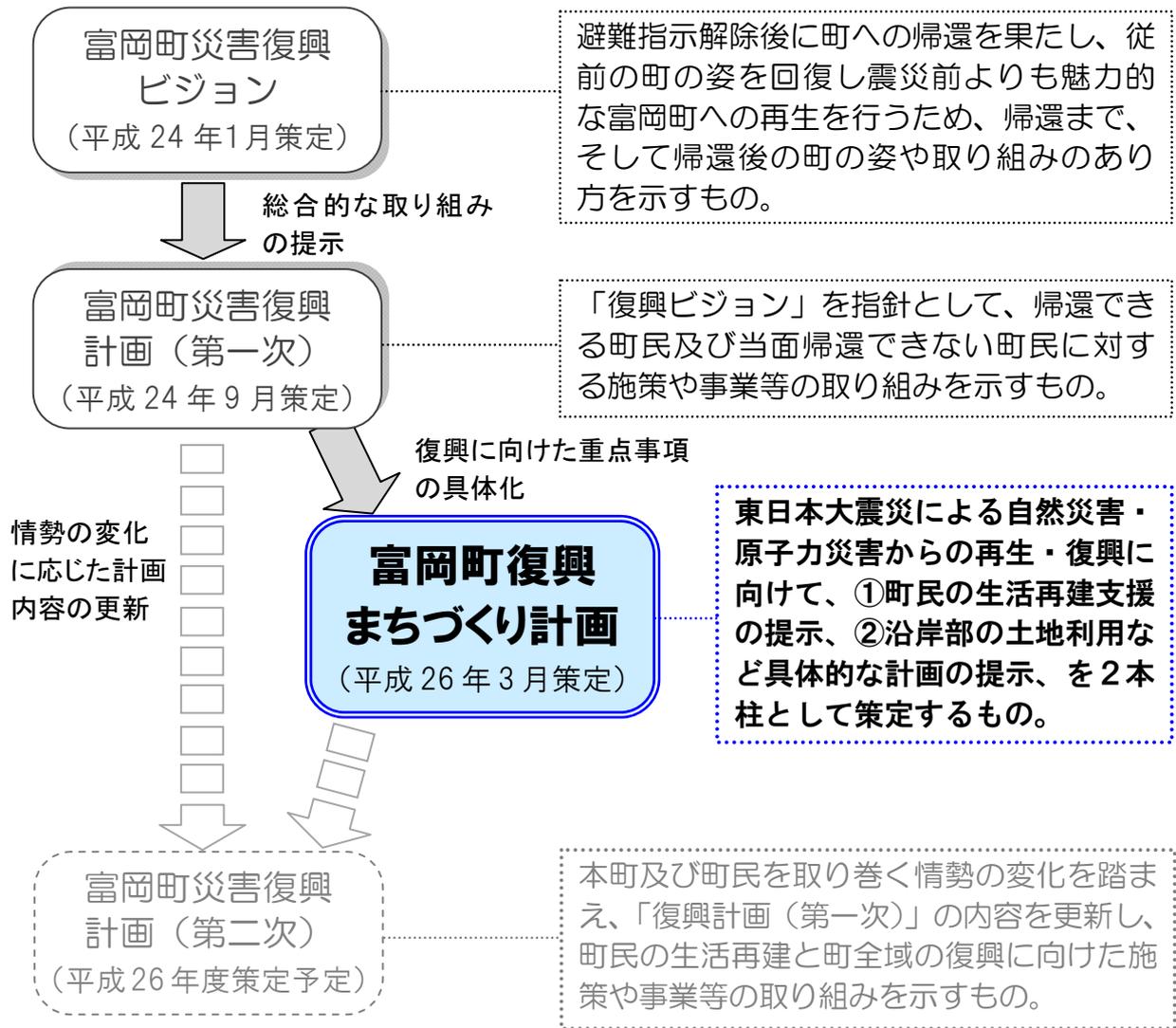


図 1-1 富岡町復興まちづくり計画の位置づけ

1-4 計画期間

本計画の計画期間については、「富岡町災害復興計画（第一次）」に示される計画期間（復旧期：2012（H24）～2016（H28）、復興期：2017（H29）～2020（H32））の踏襲を基本とし、図1-2の通り設定します。

2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
復旧期			復興期			

図1-2 富岡町復興まちづくり計画の計画期間

●復旧期：2014（平成26）～2016（平成28）年度（3年間）

長期化する避難生活を支援するため、避難先で町民が安心して生活できる環境を整備する。並行して、1日でも早く町内に安心して帰還できる地域を整備するため、除染や主要インフラの復旧、復興公営住宅等の整備を重点的に実施する期間。

●復興期：2017（平成29）～2020（平成32）年度（4年間）

【帰還できる町民に対して】

震災前の状態を目指し早急に回復させるため、町内の除染、インフラの復旧、住宅再建、生活関連サービスの充実などを継続的に推進し、帰還を希望する町民の増加を図る。地域再生の素地を育み、安全・安心で新たな魅力を備えた「ふるさと富岡」の実現に向けて着実に取り組みを進める期間。

【当面帰還できない町民に対して】

町外（避難先）で、町民が快適な生活を送れるよう、生活関連サービスの充実を図る期間。

1-5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、①富岡町全域と②多くの町民が生活する避難先の生活拠点とします。

1-6 計画の構成

本計画は、町民の生活再建支援策と、町内の復興に向けた土地利用などの具体的な計画を2本柱に構成しています。

第2章では、本計画の基本理念と復興まちづくりの具体的な方向性について記しています。

第3章では、一つ目の柱の「町民の生活再建支援の方針」を記しました。避難先の復興公営住宅などの住環境整備や生活サービスの確保、コミュニティの維持・継続などの方針を整理しています。

第4章では、二つ目の柱の「町内の復興に向けたまちづくり」について記しました。将来目標とする人口に基づき、町内の土地利用や基盤整備などの方針を整理しています。

第5章では、今後本計画を推進するにあたり、町民や各種団体、行政機関（町、国、県）、受け入れ自治体など多様な主体が果たすべき役割を整理しています。

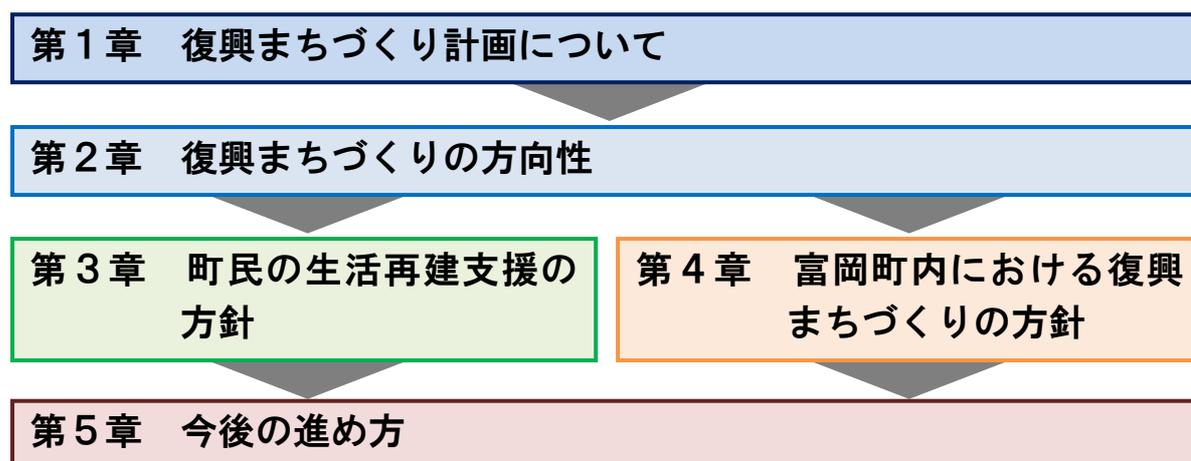


図 1-3 富岡町復興まちづくり計画の構成

第2章 復興まちづくりの方向性

2-1 基本理念

「復興まちづくり計画」は、「復興ビジョン」や「復興計画（第一次）」で掲げた基本理念の踏襲を基本とします。一方で、刻々と変化する避難状況に配慮し、町民の今後の帰還意向や、除染の進捗など富岡町を取り巻く状況を十分考慮しながら復興を進めます。

＜理念1＞すべての町民がどこに居住していても、安心して生活を送ることのできる環境を整える

長期避難を強いられている町民の生活の安定と、自立の促進を図ります。また、町民個々の意思を尊重し、町内に帰還する人、町外で生活続ける人にかかわらず、町民の誰もが安心して生活を送ることのできる環境を整えます。

＜理念2＞震災・原発事故を克服し、安全・安心な「ふるさと富岡」をかたちづくる

震災・原発事故を克服し、帰還した町民が安全・安心に快適な暮らしを送ることができる環境をつくります。また、帰還を果たせない町民が心の拠りどころにできる「心の古里」としての再生を図り、さらに新たな魅力をそなえた「ふるさと富岡」を目指します。

2-2 復興まちづくりの方向性

主に「町民の生活再建支援」と「町内の復興に向けたまちづくり」の二つの柱をもって、復興まちづくりの方向性とします。

(1) 町民の生活再建支援（町外でのくらしの支援）

- 避難先での生活の安定に向けて、復興公営住宅や集会所など関連施設の早期整備を県や受け入れ自治体に要望します。
- 震災前の「富岡の絆」に加え、応急仮設住宅、借り上げ住宅、今後整備される復興公営住宅など、避難先で形成された新しい絆の維持・継続を支援します。また、町の情報の提供や、避難先でのイベント実施など、富岡町民どうしの絆が維持・継続できる取組みを実施します。
- 避難先では、避難の長期化を見据え、受け入れ自治体との共生を図ります。
- 町内への帰還ができる、できないにかかわらず、全町民一律の全損賠償の早期実現と、生活再建に必要な財物の再調達価格での賠償を要望します。

(2) 町内の復興に向けたまちづくり

- 帰還を希望する町民が安心して帰還できるよう、国へ除染の迅速化を要望します。
- 比較的線量の低い町南部からコンパクトなまちづくりを始めていきます。また、富岡駅周辺を富岡町の玄関口かつ双葉郡復興の最前線に位置づけ、生活機能の集積を進めることで、拠点性の向上を図ります。
- 津波対策として海岸部に堤防や防災林などを整備します。また、JR常磐線東側一帯は住居関連の土地利用を制限し、自然災害から町民を守ることができる安全なまちづくりを進めます。
- 双葉郡内で連携し、産業や教育、医療などの機能配置について富岡町を含む郡全体で検討します。

◆復興計画（第一次）の基本方針

「富岡町サテライト計画」～3つの富岡づくり～

の見直しについて

「富岡町災害復興計画（第一次）」では、「富岡町サテライト計画」として、様々な地域に分散している町民の方々に、三つの地域（富岡町内等の低線量地区、いわき市内、郡山市内）に集合し生活していただく計画を提唱させていただきました。

しかし、避難生活が長引く中で、応急仮設住宅など避難先でできた新しい絆やコミュニティを単位に集住を望む声が聞かれます。また、受け入れ自治体の状況や都合に合わせ、共生を図っていくことが大切です。

「富岡町災害復興計画（第一次）」の策定後、区域再編や賠償、復興公営住宅の建設方針など、町と町民を取り巻く状況は大きく変わりました。加えて、受け入れ自治体の都市整備計画や受け入れ候補地周辺の生活関連施設の許容量などに配慮する必要があります。このためいわき、郡山の2ヶ所にニュータウン型のサテライトを築くことは困難となり、計画を変更せざるを得ない状況となりました。

新しいサテライトは、いわき市周辺、郡山市周辺の二つの大まかなサテライトゾーンに加え、三春町、大玉村の小規模サテライトを含めた計画といたします。大まかなサテライトゾーンは、①富岡町民が入居する復興公営住宅が散在し、②数多くの借り上げ住宅居住者が生活する、且つ③既に自力で住宅を求められた方々が集まっている地域を想定しました。小規模サテライトは、三春町、大玉村に受け入れていただく復興公営住宅を中心に、周辺の借り上げ住宅居住者の方々と形作るものです。

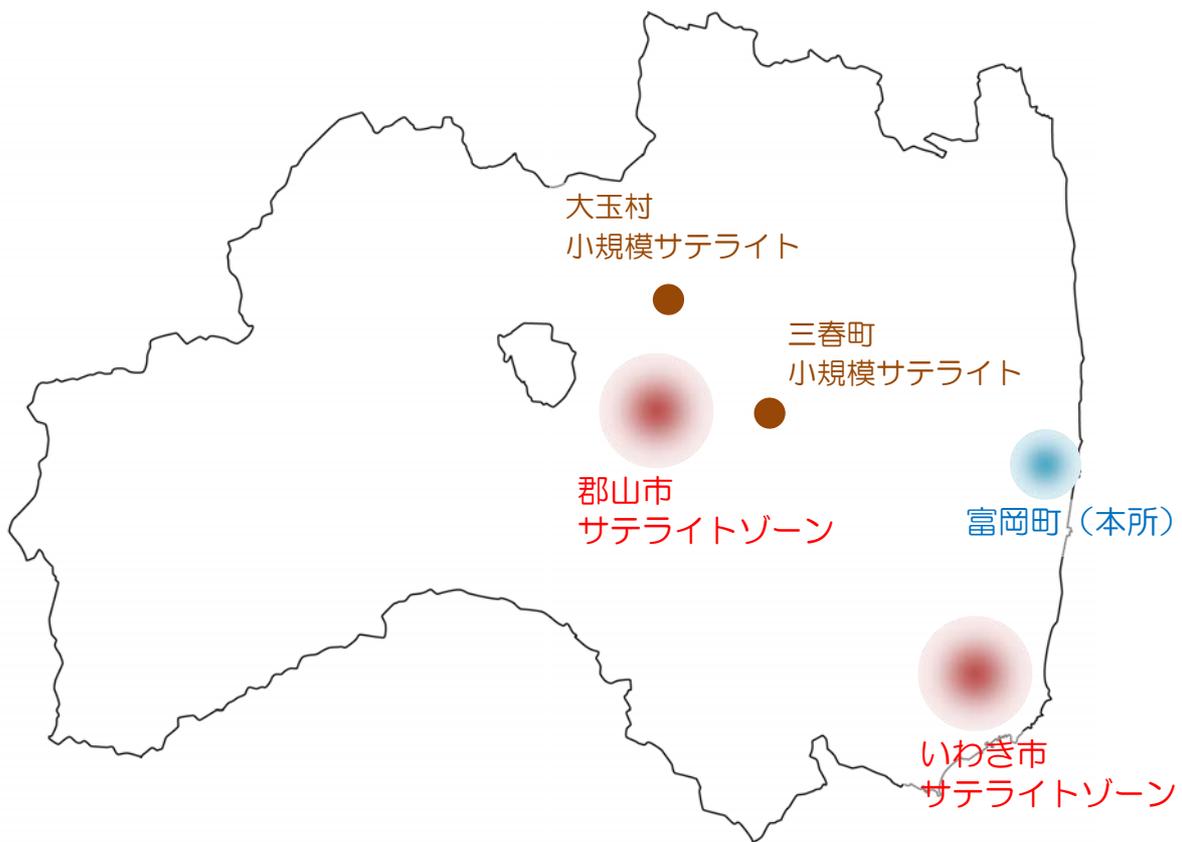


図 2-1 サテライトゾーン・小規模サテライトの位置

第3章 町民の生活再建支援の方針

3-1 生活再建に向けた賠償

これまでの富岡町の賠償基準は、帰還困難区域で6/6、避難指示解除準備区域と居住制限区域で5/6と差別化されています。このうち、避難指示解除準備・居住制限両区域の残り1/6について、国は原発事故から5年後の2016(平成28)年頃に賠償の是非を判断する可能性があります。その場合、避難者はこれからさらに2年以上待たされ、生活再建が遅れる厳しい状況に置かれます。町は、除染の遅れやインフラ整備などに必要な時間を考え、帰還時期を早くても2017(平成29)年以降とし、一昨年に帰還できない宣言をしました。このため、避難指示解除準備・居住制限の両区域も帰還困難区域と同等の6/6(全額)の賠償が必要です。

しかし、2013(平成25)年12月の原子力損害賠償紛争審査会「中間指針第4次追補」では、精神的損害と住居損害の賠償額で帰還困難区域と避難指示解除準備・居住制限の両区域との間に異なる評価がされました。町は今後も、町民の皆さんの生活再建のために、さらなる全体の賠償底上げを求めてまいります。

また、住民意向調査の結果によると、町民の帰還意向(約12%)は、避難指示区域区分による違いがほとんどないため、避難者の自宅がどの区域にあっても、今後生活再建するためには同じ基準で算出した賠償が必要です。

これを踏まえて、町民の生活再建に向けた賠償の方針についてまとめました。

<方針>

- ・町内の住宅は、地震での損壊や放射性物質による高線量、カビ、動物の侵入などにより、解体・新築を要する住宅が少なくありません。また、家屋を長期間放置すれば、防犯上の心配が生じるほか荒廃・倒壊の危険性が高まります。このため住民が希望する場合などの自宅の解体除染や解体費用の賠償を、国・東京電力に要望します。
- ・現在の不動産賠償の基準では、不動産の再取得は困難で、生活再建には心もとない状況です。そのため、不動産賠償は避難指示区域の違いにかかわらず、再調達が可能な価格に近づくよう賠償基準の見直しを要望します。
- ・国は、避難区域の区分に応じて、避難指示の期間に解除後の一定期間を加えた期間を賠償の支払い対象とする方向性を示しています。避難解除後も生活への支障が続くため、町民個々の状況に応じた賠償期間の見直しを要望します。
- ・多くの町民が原子力災害のために自宅へ帰還できない状況を考慮し、宅地などの買い上げが可能となるような法律の制定を要望します。一例として、防災集団移転促進事業は、津波、地震被害に対応するもので、原子力災害を対象としていません。原子力災害により自宅へ帰還できない方の土地・建物も、希望があれば同事業と同様に認める法律の整備を強く要望します。

3-2 避難指示区域区分に応じた支援の方向性

避難先の生活拠点整備は、主に県が主導して進めています。復興公営住宅や併設の集会所など、必要な施設整備を行っています。一方、町内では、国が除染を行うために動いており、県、町はインフラの復旧、生活関連施設の整備を進めていきます。

今後、町に帰還するか否かを含め、どこで、いつまで、どのように生活するかは、町民の皆様の判断にゆだねられます。ここでは、避難指示区域区分ごとに問題点とその対応策などについてまとめました。

(1) 避難指示解除準備区域、居住制限区域

町は現在、避難指示解除による町内への帰還開始時期を2017(平成29)年度以降としています。他方で、仮置場[※]の設置期間の状況や除染の進捗などによる帰還開始時期の遅れも予想されます。

帰還する方は、帰還先をどうするか(自宅への帰還か、町内の低線量地区への居住か)の判断が必要となります。

※除染にともなう廃棄物やはぎ取った表土などは、町内の仮置場に搬入し最長で3年間保管された後、中間貯蔵施設に運び出されます。現在、JR常磐線東側の津波被災地区内などに仮置場を設置する計画で、設置期限は2016(平成28)年度までとしています。国が行う除染の進み具合により延長する可能性があります。

1) 帰還する方への支援

①帰還までの住宅について

<現況・課題>

- ・ 借り上げ住宅に住んでいる方は、そのまま継続して居住するか、復興公営住宅に移動して帰還時期を待つかなど、いくつかの選択肢があります。
- ・ 応急仮設住宅に住んでいる方は、耐用年数や住環境の問題があるため、復興公営住宅に移動していただき、帰還開始を待つこととなります。

<方針>

- ・ 応急仮設住宅や借り上げ住宅から復興公営住宅にスムーズに移行できるよう、迅速な対応を求めます。
- ・ 町民の生活再建・安定を実現できるまで、借り上げ住宅の期限延長を県に要望します。
- ・ 借り上げ住宅などの住み替えについて、より柔軟な運用が可能となるよう県に要望します。

②帰還後の住宅について

<現況・課題>

- ・ 町内の住宅は、地震での損壊や放射性物質による高線量、カビ、動物の侵入などにより、損傷の度合いが様々です。今後もしばらく帰還が困難なため、建物を補修して住むか、解体して新築することなどが考えられます。
- ・ 自宅に戻られない方は、町内の復興公営住宅への入居を検討していただきます。

<方針>

- ・ 国・東京電力に対し、自宅の解体除染や解体費用の賠償を要望します。
- ・ 自宅に戻られない方のために、町内の安全・安心な居住環境として復興公営住宅への入居を推奨します。

③早期に帰還する方への優遇制度について

<方針>

- ・自宅へ戻る方には、当面の間、税の減免など帰還しやすい制度づくりを目指し、国・県と協議します。
- ・町内の復興公営住宅へ入居する方には、短期間に住宅を払い下げる制度の整備を検討します。また、帰還から一定の期間、家賃減免などを検討します。

2) 帰還しない（できない）方への支援

<現況・課題>

- ・借り上げ住宅に住んでいる方は、そのまま継続して住むか、復興公営住宅に移動するか、独自に土地や住宅を求めるといった選択肢があります。
- ・応急仮設住宅に住んでいる方は、耐用年数や住環境の問題があるため、復興公営住宅に移動するか、独自に土地や住宅を求めることが必要となります。
- ・町外で不動産を取得する場合、現在の不動産賠償の基準では、不動産の再取得は困難で、生活再建には心もとない状況です。

<方針>

- ・応急仮設住宅や借り上げ住宅から復興公営住宅にスムーズに移行できるよう、迅速な対応を求めます。
- ・町民の生活再建・安定を実現できるまで、借り上げ住宅の期限延長を県に要望します。
- ・借り上げ住宅などの住み替えについて、より柔軟な運用が可能となるよう県に要望します。
- ・不動産賠償では、再調達が可能な価格に近づくよう基準の見直しを要望します。
- ・国・東京電力に対し、帰還しない方の住宅について解体除染を要望します。
- ・住民票の異動の有無にかかわらず、富岡町に関する情報の発信を継続します。

(2) 帰還困難区域

<現況・課題>

- ・ 現在、除染の目途も立たない状況で、将来、自宅への帰還が可能か否か、可能ならばいつなのかが見えません。
- ・ 帰還する方は、帰還先をどうするか（自宅への帰還か、町内の低線量地区への居住か）考える必要があります。
- ・ 帰還しない方は、以後の財産の管理・処分をどうするか考えなければなりません。
- ・ 将来、帰還する際の前提として、避難指示解除後しばらくの間、賠償継続が必要です。いずれにしても長期間の避難生活を強いられますので、早期の生活再建ができるよう継続的で強力な支援が必要です。
- ・ 町外で不動産を取得する場合、現在の不動産賠償の基準では、不動産の再取得は困難で、生活再建には心もとない状況です。

<方針>

- ・ 避難期間の長期化に応じた賠償を要望します。
- ・ 応急仮設住宅や借り上げ住宅から復興公営住宅にスムーズに移行できるよう、迅速な対応を求めます。
- ・ 町民の生活再建・安定を実現できるまで、借り上げ住宅の期限延長を県に要望します。
- ・ 町内に帰還する方は、避難指示解除後に自宅に戻る方、戻らない方を問わず、復興公営住宅への入居を推奨します。
- ・ 借り上げ住宅などの住み替えについて、より柔軟な運用が可能となるよう県に要望します。
- ・ 国・東京電力に対し、自宅の解体除染や解体費用の賠償を要望します。
- ・ 不動産賠償では、再調達が可能に価格に近づくよう基準の見直しを要望します。
- ・ 住民票の異動の有無にかかわらず、富岡町に関する情報の発信を継続します。

3-3 住環境の確保

東日本大震災発生後、町民は避難先で応急仮設住宅や借り上げ住宅に入居し生活してきました。これから応急仮設住宅が耐用年数を迎える中で、独自で避難先に土地や住宅を求める方々もいますが、そうでない方々は中長期的に安心して生活できる復興公営住宅への転居が必要となります。

そこで、今後主に避難中の生活拠点となる復興公営住宅の整備について、国、県、関係自治体に要望すべき事項をまとめました。

(1) 避難先での復興公営住宅の整備

1) 要望事項

避難先に整備する復興公営住宅は、下記の事項を考慮した整備を国、県や受け入れ自治体に要望します。

●コミュニティの維持・存続を考慮した入居方法

- ・震災前の行政区、避難先の仮設住宅・借り上げ住宅自治会など、コミュニティのつながりを考慮した単位での入居

●コミュニティスペースの設置

- ・住民どうしの交流拠点となる集会所の設置
- ・多世代の交流・憩いの場として小規模な公園や広場の整備
- ・公園や広場に、子どもが気軽に遊べるような小規模の遊具設置

●ペット可住宅の整備

- ・ペットの飼育が可能な住宅の整備

●駐車スペースの確保

- ・各住戸には自家用車などの駐車スペース確保

●生活支援員の滞在

- ・住宅団地内における生活支援員の滞在
(巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交流、コミュニティのつなぎ役としての役割)

●高齢者や要介護者などへの対応

- ・全戸のバリアフリー対応
- ・車いす使用者対応型住戸の整備
- ・緊急通報システムなどの配備

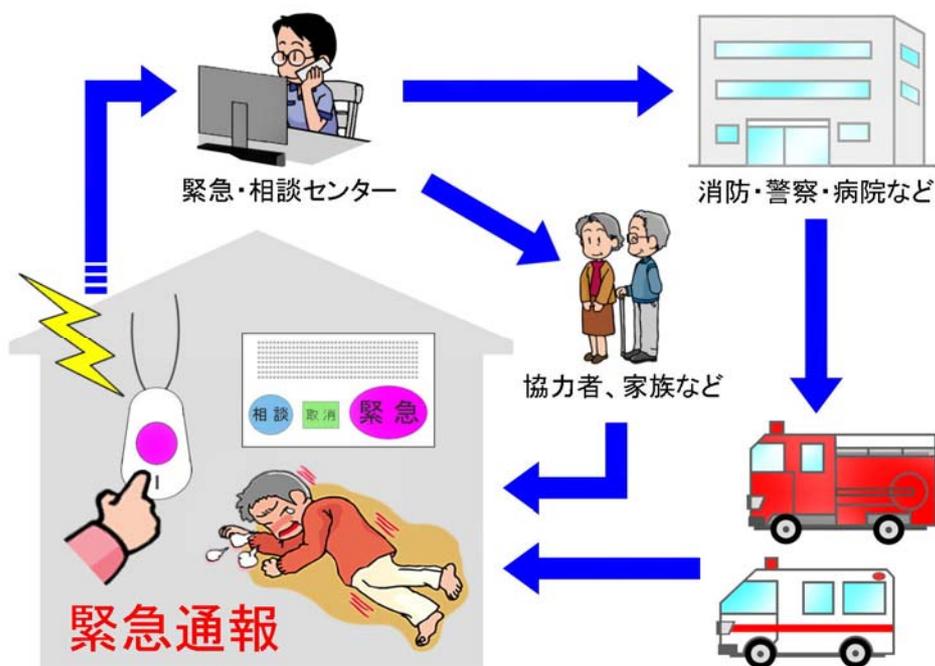


図 3-1 緊急通報システムのイメージ

- ・サポートセンターの集会所への併設など、住宅団地内での福祉機能の充実
- ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室などを設けるなど高齢者の孤独化防止対策実施。介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）を備えた、高齢者向け住宅の整備

2) 留意事項

町民の復興公営住宅への入居にあたり、新たなコミュニティの形成に向けて下記の事項に留意します。

- ・各復興公営住宅での新たな自治会の迅速な立ち上げによる応急仮設住宅からの移転の促進
- ・隣近所での日常的な声かけや所在確認、見守りなど、入居者の孤立化の防止
- ・サロンやデイサービス、小規模なイベントの定期的な開催による、日常的な交流の機会づくりを通じた孤立化の防止

3) 整備方式の選定と整備予定時期

整備方法は、受け入れ自治体の意向や今後の都市計画などを踏まえ、下記の通り選定しています（詳しくは 97、98 ページ参照）。

①いわき市

県が整備する復興公営住宅に入居します。県は、同市内に 1,760 戸の復興公営住宅を建設する方針で、主に富岡町のほか大熊町、双葉町、浪江町の 4 町にそれぞれの必要戸数を割り振ります。集合住宅が基本ですが、一部は木造住宅となる見通しで、富岡町には約 540 戸が割り当てられる予定です。

第一期募集分として、以下に示す団地の入居募集が 2014（平成 26）年 4 月から始まります。

表 3-1 いわき市に整備される復興公営住宅（第一期募集、富岡町分）

平成 26 年 3 月 1 日現在

団地名	棟数	戸数	入居可能時期	備考
湯長谷団地	1	50	H27 年 3 月	富岡町、大熊町、浪江町、双葉町と共通で入居募集
下神白団地	2	80	H27 年 1 月	富岡町専用

第二期・第三期整備分は 2015(平成 27)年度中に入居予定です。

県は 2015(平成 27)年度までの入居開始を目指した工程を示しています（詳しくは 97 ページ参照）。

②郡山市

県が整備する集合型の復興公営住宅に入居します。県は、同市内に 570 戸の復興公営住宅を建設する方針で、主に富岡町のほか大熊町、双葉町、浪江町の 4 町にそれぞれの必要戸数を割り振ります。富岡町には約 240 戸が割り当てられる予定です。

第一期募集分として、以下に示す団地の入居募集が 2014（平成 26）年 4 月から始まります。

表 3-2 郡山市に整備される復興公営住宅（第一期募集、富岡町分）

平成 26 年 3 月 1 日現在

団地名	棟数	戸数	入居可能時期	備考
柴宮団地	1	30	H27 年 3 月	富岡町、大熊町、浪江町、双葉町と共通で入居募集
日和田団地	1	20	H26 年 11 月	富岡町専用
富田団地	1	40	H27 年 1 月	富岡町専用

第二期・第三期分は 2015(平成 27)年度中に入居予定です。

県は 2015(平成 27)年度までの入居開始を目指した工程を示しています（詳しくは 98 ページ参照）。

③大玉村

大玉村営の復興公営住宅に入居します。設置戸数は、昨年8月の住民意向調査の結果をもとに、第一次計画では67戸を整備する方針です。整備後、まとまった数での増設の要望があれば、第二次の整備を大玉村や県、国に要望します。

住宅様式は、一戸建ての木造建築を中心に考えています。

入居開始時期は2015(平成27)年度中を目指します。

④三春町

県が整備する復興公営住宅に入居します。設置戸数は、昨年8月の住民意向調査をもとに、第一次計画では約90戸を整備する方針です。整備後、まとまった数での増設の要望があれば、第二次の整備を三春町や県、国に要望します。

住宅様式は、一戸建ての木造建築を中心に、整備協議を進めています。

入居開始時期は2015(平成27)年度中を目指します。

⑤会津若松市

県が整備する集合型の復興公営住宅に入居します。県は、同市内に100戸の復興公営住宅を建設する方針で、富岡町民は他町村と共通での入居募集分に応募ができます。

第一期募集分は古川町団地(20戸)で、4町共通での入居募集が2014(平成26)年4月から始まります。

※復興公営住宅整備の際に、周辺施設・インフラ(取付道路、上下水道など)を含めた整備が必要になる場合は、受け入れ自治体と十分協議を行った上で、コミュニティ復活交付金などを活用しながら、地域の生活の利便性向上を目指します。

3-4 生活サービスの確保

(1) 生活サービス確保の考え方

復興公営住宅での生活には、商業や医療など日常の生活サービスを利用できる環境の確保が必要です。しかし、復興公営住宅の立地場所によっては、商業施設や医療機関から離れているなど、生活サービスの水準に違いが出てくることも考えられます。

そこで、必要な生活サービスの確保は、既存の商業施設や病院などの距離を考慮し、復興公営住宅の立地環境に応じた対応策を下記の通り検討します。

- ・生活拠点に近い場所では、既存の商業施設や病院の利用を基本とします。
- ・生活拠点から遠い場所では、バスによる生活交通の確保などを県、国、事業者などに要望します。
- ・復興公営住宅の整備規模が大きく、既存の商業施設や病院のみで需要をまかなうことが難しい場合は、コミュニティ復活交付金などの活用により、住宅団地の敷地内や周辺への施設整備を受け入れ自治体に提案、要望します。
- ・必要に応じて、サービス提供主体の訪問サービス（移動販売、往診、訪問介護など）の誘致を図ります。

(2) 生活サービス確保の方針

1) 買い物

- ・復興公営住宅で生活する際の買い物は、受け入れ自治体にある既存の商業施設を利用します。
- ・復興公営住宅から店舗が遠い場合は、バスによる生活交通の確保などを県、国などに要望します。
- ・必要に応じて、復興公営住宅へ移動販売サービスを誘致します。

2) 医療

- ・復興公営住宅で生活する際の医療サービスは、受け入れ自治体の既存の医療機関を利用します。
- ・復興公営住宅から病院などが遠い場合は、バスによる生活交通の確保などを県、国などに要望します。
- ・必要に応じて、復興公営住宅への往診を医療機関に要望します。
- ・県内で不足している医師や看護師などの誘致を、県と協力して推進します。
- ・避難継続中は、医療費減免措置の継続を要望します。

3) 福祉

- ・復興公営住宅に入居する高齢者のために、サポートセンターや集会所の併設など、住宅団地内での福祉機能の充実を、県などの整備主体に要望します。
- ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室を設けるなど高齢者の孤独化防止対策を実施するとともに、介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）を備えた、高齢者向け住宅の整備を要望します。
- ・敷地の近くに、デイサービスやショートステイなどを提供する福祉施設の整備を要望します。
- ・必要に応じて、復興公営住宅への訪問介護サービスなどの充実を図ります。
- ・生活支援員が住宅団地内に滞在し、巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交流、コミュニティのつなぎ役としての役割を果たします。

- ・住宅団地内の福祉機能の整備が難しい場合は、復興公営住宅の周辺に下記の機能を有するサポートセンターの整備を要望します。
 - ①戸建て住宅への入居希望が根強い中で、集合住宅の狭さを補うために機能を外部化、共同化し、集合住宅でも暮らしやすい環境整備を要望します。
 - <外部化、共同化する機能>
 - ・介護施設（デイサービス、ショートステイ、グループホームなど）
 - ・倉庫などの収納機能
 - ・家庭菜園
 - ・子育て支援機能（学習支援や子どもの居場所づくりの常設化）
 - ②復興公営住宅入居者だけでなく、地域住民（借り上げ住宅入居者を含む）も利用できるような機能整備を要望します。
 - ③サポートセンター内に支援事業所を確保し、施設の運営と各町村、関係機関との連携・調整を図り、コミュニティの維持・形成を図ります。
 - ・具体的な需要把握を行い、長期避難者の入居に配慮した特別養護老人ホームや介護施設などの避難先への設置・運営を検討します。
 - ・借り上げ住宅などへの生活支援員の巡回訪問や高齢者の見守り活動を引き続き実施します。

4) 健康管理

- 2013(平成 25)年 3 月 25 日実施の町内区域見直しにより、帰還困難区域は月 1 回限定での立ち入りが可能に、避難指示解除準備区域と居住制限区域は立ち入り自由になりましたが、町としては、余計な放射線被ばくを避けるという観点から、除染未実施地域での立ち入りに際し、次の事項を注意喚起していきます。
 - 1) 15 歳未満の方、妊婦の立ち入りを自粛すること。
 - 2) 外での作業は極力避けること。
 - 3) 作業時は手袋やマスク、防護服などを着用すること。
 - 4) 作業終了時は、手洗い、うがい、洗顔などを行うこと。
 - 5) 立ち入りの際の行動や線量計の値などを、配布済の「記録ノート」に記録し、自己管理を行うこと。
- 人体の内部に取り込まれた放射性物質が出す放射線量を精密に計測し、全身の内部被ばくの程度を調べるため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査体制を整備していきます。
- 放射性ヨウ素の内部被ばくによる、震災当時 18 歳以下の甲状腺への健康被害の検査体制を整備していきます。
- 子どもから大人まで誰もが一生食べる食品の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質を計測する体制を整備していきます。
- 町民の安全・安心を確保するため、放射線被ばく線量の管理ができ、町民各自の各種健診結果などを記録して、今後の生活に有効活用できる「(仮称) 富岡町民健康手帳」の発行を進めます。
- 社会福祉協議会やボランティア、NPOなどによる健康体操教室など介護予防に向けた取り組みを支援します。

5) 教育

<現況・課題>

- ・全町避難にともない、三春町に町立の小中学校を開設するとともに、区域外就学している子ども達への支援を行っています。
- ・昨年8月の子どもアンケートの結果では、多くの子どもたちが避難先で育まれた友人関係の中で生活し、その友人関係の維持を望んでいます。また、子どもどうしの絆を尊重し、避難先での生活継続を決断する家族が増えています。
- ・同調査によると、富岡町の友達と離ればなれになったことを残念に思い、町が開く「再会の集い」の回数を増やすことや、内容の充実を願う意見が多くを占めました。

<方針>

- ・避難先での学校生活を支援します。
- ・富岡町の子どもどうしの絆を維持・継続する取り組みを引き続き実施します。
- ・将来的に、子どもたちが安心して学習・生活できる環境を整えるため、学校周辺はもちろん、通学路や公園など様々な場所での徹底した放射線量測定・管理を行います。
- ・学校給食の安全管理を徹底します。
- ・保護者が安心して教育を任せられる学校づくりにむけ、人材育成や教育環境の整備に努めます。
- ・子どもたちや保護者が気軽に相談できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常駐、人材育成を検討します。
- ・富岡町・双葉郡の歴史、文化、習俗、自然風土などをまとめた副読本を製作し、全国に避難する子どもたちに配布するなど、「ふるさと教育」の推進に努めます。
- ・「再会のつどい」の場などで、副読本を使った「ふるさと教育」の実践を検討します。
- ・タブレット端末やホームページで富岡町・双葉郡の歴史や文化についての授業を配信するなど、遠隔地に避難していても「ふるさと教育」を受けられる環境整備を検討します。
- ・タブレット端末やホームページで富岡地域や双葉地域に伝わる昔話や子守歌を配信するなど、富岡町・双葉郡の文化に親しめる工夫を試みます。

- ・インターネットと web カメラを用いて、離れていても友達どうしで顔を見ながら連絡を取り合えるシステムづくりを検討します。
- ・放射線教育や医療・心理学、社会学などの教育ができる専門教員の配置を要望するなど、幅広い分野の専門教育の実現を目指します。
- ・将来、富岡町で子育てを希望する方々の安心のために、子どもたちを犯罪から守る見守りシステムづくりを進めます。
- ・再生可能エネルギー学習やスポーツ分野、科学技術分野などでの高度な教育が実現できるよう、将来的に町内に整備する学校の設備と教育ビジョンについて考えます。
- ・町内での学校再開は、学校敷地、通学路などの放射線量や医療機関、商業施設などのインフラ整備など、子供たちが安全に学び、活動できる環境が十分に確保される見通しがついた段階で時期を判断いたします。

3-5 コミュニティの維持・継続の方針

(1) “きずな”の形成の方向性

- 震災後の避難先で形成されたコミュニティを新しい絆として、移転先でもその維持・継続を支援します。
- 一方で、避難先自治体の既存のコミュニティとの共生や交流機会の創出についても意識喚起の働きかけが必要であると考えます。
- 現在、避難先で運営されているコミュニティ維持活動の継続や、町民の交流イベントの開催、タブレット端末を活用した町からの情報提供など、町民どうしが絆を維持・継続できる取り組みを考えます。
- 富岡町・双葉郡の「歴史」を通じた交流、愛郷心の育成を試みます。また、「歴史」を、文化・習俗をともにする双葉郡他町村の避難者と富岡町民が交流する材料にします。
- 将来の帰還後、サロンの設置など帰還者同士の交流を生むための試みを行います。また、祭りの復活、イベント開催など町内への帰還者だけでなく町外に居住している町民も参加し、交流を楽しめる機会の創出を図ります。

(2) コミュニティの維持・継続の方針

1) 交流の組織づくり（行政区、自治会、NPOなど）

<課題>

- ・富岡町の行政区、避難先の自治会や、組合、団体、NPOなど共通の目的を持った人々の集まり（コミュニティ）による交流のきっかけづくりが必要です。
- ・2)～5)の取り組みから、コミュニティの活性化を図る必要があります。

<方針>

- ・町民による避難先でのコミュニティ活動を支援します。
- ・住民と行政とが知恵を出し合ってコミュニティづくり講座を開き、町民による新たな活動組織の形成を支援します。

<活動主体>

町民……人々の集合による組織の成立

2) 交流の場づくり（復興公営住宅、交流施設・スペースなど）

<課題>

- ・避難先で町民同士、郡民同士が日常的に交流を続けられるための場として、集会所など避難者が自由に使える空間が不可欠です。

<方針>

- ・住民たちが日ごろ交流する場として、復興公営住宅への集会所などの設置を要望します。
- ・復興公営住宅の敷地内や周囲に広場と遊具を設けるよう要望します。避難者・地域住民を問わず、子どもたちや親どうしが交流できる空間の設置が大切です。

<整備主体>

県、町……コミュニティスペース（交流のための共用空間）の整備

3) 交流機会の創出（行事、イベントなど）

<課題>

- ・避難先で少しでも充実した生活を送るには、コミュニティスペースを活用した「参加しやすい」交流の機会を設ける必要があります。
- ・一方で、避難生活中でも富岡町民同士のつながりを感じるために、「富岡らしい」祭りやイベントの開催が有効です。帰還する・しないにかかわらず、記憶や生活習慣など自分をつくる大事な要素のひとつとして、「富岡」を感じられる機会があれば絆が深まります。
- ・また、要支援・要介護者がいる家庭の場合、介護をする家族は地域との交流機会を喪失しがちになります。そのような場合でも、地域で孤立することなく、交流の場に参加できる環境づくりが必要です。

<方針>

- ・復興公営住宅の集会所などを活用します。サロンやデイサービス、小規模なイベントを定期的に行き、日常的な交流の機会を創出します。
- ・避難先で、町民が集うイベントを定期的に行き、震災前に行われていた行事（祭り、運動会など）を再開し、交流の機会を継続します。
- ・子どもたちの「再会の集い」などを継続して行き、回数を増やすなど充実を図ります。避難生活で離ればなれになった子どもたちが、富岡の子どもとして絆を深める場を大切にします。
- ・避難先の祭りやイベントに参加させていただき、富岡町の祭りや伝統行事を紹介する場を設けられるよう働きかけます。町民同士に限らず、避難者同士や避難先の地域住民との交流を深められるよう努めます。
- ・ショートステイなど、支援や介護を必要とする方が短期的に利用できる施設の整備を検討します。介護をする家族が祭りやイベントに参加でき、町民同士の交流を持てるような環境づくりに努めます。

- ・定期的に防災訓練を行い、災害に備えます。また、災害時に手助けが必要な方への配慮など、避難先のコミュニティでも助け合う意識を共有する機会をつくります。

<活動主体>

町、組織……実施主体

4) 交流活動の担い手の育成（行政区、自治会、NPO、復興支援員など）

<課題>

- ・町内の祭り・イベントや自治会運営など、あらゆる交流活動の担い手の育成が必要です。
- ・特に、若い人材を発掘し、町民同士のつながりの維持や、まちづくりに協力してくれる、「町の次世代」を担う人材の育成が必要です。

<方針>

- ・町内外を問わずに、町民交流の機会をつくるリーダーとして、富岡の次世代を担う若手育成の講座を開催します。
- ・各団体が独自に行う次世代育成の取り組みを支援します。

<活動主体>

町民、組織……担い手育成

町……育成機会の創出

5) 活動資金の確保（補助金など）

<課題>

- ・コミュニティ活動の継続のために、補助金制度や基金の創設と活用を推進していく必要があります。

<方針>

- ・コミュニティ活動のための国・県の補助金制度や、公益法人や民間企業の基金に関する情報を積極的に発信します。
- ・コミュニティ活動を行う方々が、財政面や組織面などの活動基盤を強化できるよう、マネジメント講習会を開催します。

<活動主体>

- 国、県、町……補助制度整備
- 民間企業等……地元との連携(資金、ノウハウなど)

6) 情報の発信（ホームページ、広報誌など）

<課題>

- ・町の復興に向けた動きやイベントなどの情報を積極的に発信する必要があります。
- ・町内の様子や夜の森の桜の開花状況など、町のリアルタイム情報を Web カメラなどで配信し続け、遠くにいても富岡を思い出すことができるような仕掛けが必要です。

<方針>

- ・ホームページや広報誌のほか、タブレット端末を活用し、積極的に情報を発信します。
- ・満開の桜並木を映した動画や、「ふたば広域ライブカメラ」で常時確認できる町内の様子をタブレット端末などで紹介します。
- ・富岡を思い出せるよう写真や動画など情報の内容を充実させます。

<活動主体>

- 町……メーンの情報発信主体
- (国、県、組織、町民)

7) 歴史を通じた愛郷心の醸成

<課題>

- ・ 現在、富岡町民を含む多くの双葉郡民は県内をはじめ全国各地に避難しており、ふるさとから離れた慣れない環境での生活を余儀なくされている状況です。
- ・ 避難先の暮らしの中でも、ふるさとを想う気持ちを失わず、富岡町や双葉郡の「歴史」を通じて交流できる仕組みが必要です。

<方針>

- ・ 町内の各家庭や企業、寺社などに伝わってきた古文書や民具、発掘調査の出土物といった文化財など、富岡町の「歴史」を証言するモノを使い、子どもたちの「ふるさと教育」、町民同士の絆の確認に役立てます。
- ・ 富岡町が歴史の中で育んできた地域性や双葉郡内の位置づけ、郡内で担ってきた役割などを振り返る場を設け、町民交流の機会とします。
- ・ 『新編 富岡町史』の作成など、これまでの富岡町の営みを振り返り、震災と原発事故の被害、避難状況などを後世に伝える資料づくりを検討します。
- ・ 富岡町内に数多く取り残されている文化財資料、古文書などの救出・整理・保管の作業を町民の有志が担い、富岡町の歴史を伝え広めます。
- ・ 救出した歴史・考古資料を整理・保管する収蔵庫の整備を検討します。
- ・ 富岡町が資史料の救出・整理・保管の動きを郡内全域に広める旗振り役となり、避難先で郡内の歴史、文化、習俗を学び合う場を設け、避難中の他町村民との交流機会をつくります。
例) 富岡・双葉の歴史講座、地域の古文書講座、子ども対象のお話し会など

<活動主体>

町民、町、県……文化財や古文書などの救出・整理・保管、ふるさと教育・交流機会の創出

学術団体……上記作業の支援ならびに指導・協力（福島・宮城・茨城各県で活動する資史料ネットなど）

※必要に応じて、コミュニティ復活交付金などの活用を図ります。

3-6 受け入れ自治体との共生

<現況と課題>

- ・町民は、いわき市や郡山市など県内の自治体や、東北地方の他県や関東地方など全国に避難しています。放射線量の影響や除染の工程が長引く中、帰還する人もしない人も、受け入れ自治体での生活を当面継続する必要があります。

<方針>

- ・復興公営住宅や商業、医療、福祉など生活サービス施設の整備は、受け入れ自治体と協議しながら、コミュニティ復活交付金などを用いての早期実行を要望します。
- ・避難町民の多い自治体には、受け入れ自治体と協議しながら必要に応じて商業施設や病院、福祉施設などの生活サービス施設の整備・誘致を求めます。
- ・要介護者の避難生活を支援するために、近隣市町村と連携し、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設の整備・充実を図ります。
- ・避難先の町民による自治会と、受け入れ自治体の住民組織との日常的な交流機会づくりを支援します。
- ・受け入れ自治体の祭りやイベントに積極的に参加し、受け入れ自治体の住民との、伝統芸能などを通じた交流機会づくりを支援します。
- ・受け入れ自治体の住民と連携したコミュニティ活動などの取り組みや、活動組織の形成を支援します。

第4章 富岡町内における復興まちづくりの方針

4-1 復旧・復興の過程のイメージ

町民の当面の生活拠点として、主な避難先のいわき市、郡山市、三春町、大玉村に復興公営住宅の整備を順次進めていきます。

第一段階（復旧期）としては、応急仮設住宅や借り上げ住宅から、当面の居住地として避難先の復興公営住宅への移行が考えられます。この間に町内では、上下水道の整備や道路の修復などインフラの復旧、海岸堤防や海岸防災林などの津波防護施設の整備、将来的に生活関連施設を集中させる富岡駅周辺の基盤整備、町内の復興公営住宅整備などを行い、町民帰還の受け入れ体制を整えます。

その後、2017(平成 29)年度以降の町内帰還開始時期にさしかかる第二段階（復興期）では、避難先から富岡町への帰還が想定されます。ただし、教育・医療など様々な理由で町内に帰還できない方々のために、近隣市町村と連携を図りながら、受け入れ体制の構築を図ることが必要です。

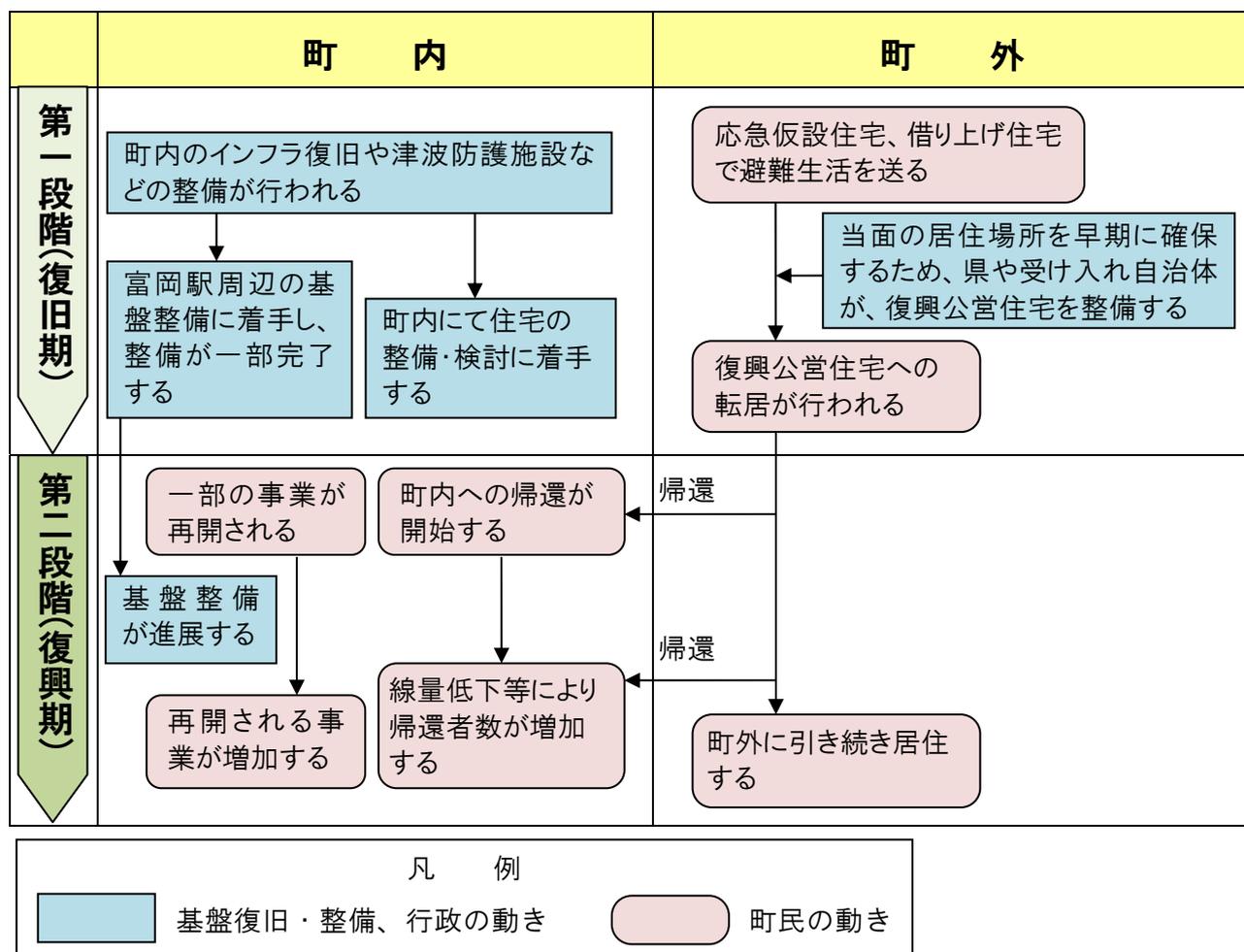


図 4-1 町民の居住・帰還プロセスのイメージ

4-2 推計人口

今後、富岡町の復興まちづくりを進めるにあたり、町民の帰還パターンに応じた人口規模や年齢構成などを想定しながら、富岡町の目指すべき将来像や施策の方向性を検討する必要があります。

そこで、復興まちづくりを進める際に念頭に置く将来人口フレームとして、下記の条件を設定します（詳しくは 85 ページ「参考-2 人口推計について」を参照）。

- ① 住民意向調査で「現時点で戻りたいと考えている」と回答した町民（全体の約 12.0%）の全員が帰還する
- ② ①に加え、曲田地区の基盤整備や復興公営住宅の整備などの受け入れ体制が進むことにより、住民意向調査で「現時点でまだ判断がつかない」と回答した町民の 4 分の 1（25%）が帰還する（全町民の約 8.8%）
- ③ 町外から 1,600 人程度人口の流入があると仮定する（詳しくは 93 ページ参照）

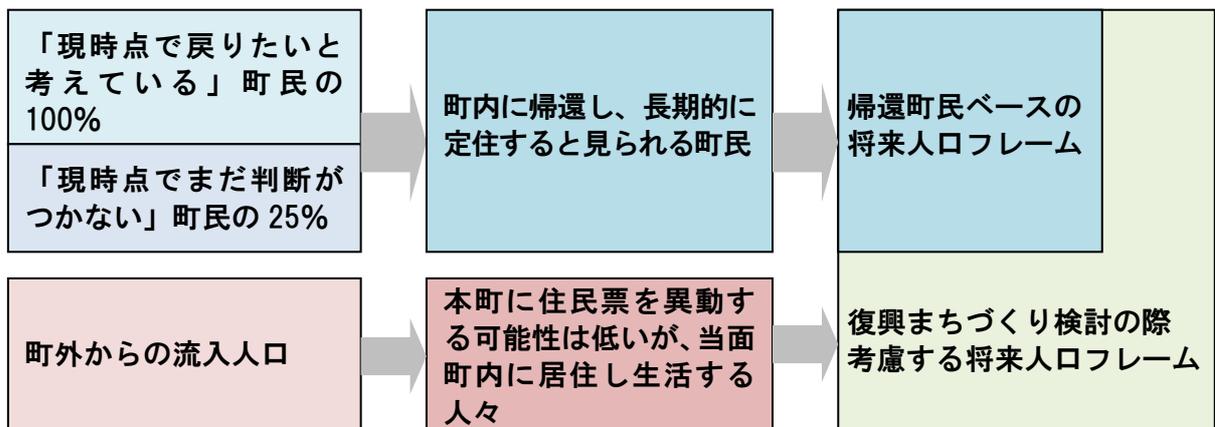


図 4-2 人口フレームの設定

上記の条件に基づき、2025（平成 37）年時点で帰還する町民の将来人口推計を 2,500 人、町内の基盤整備の規模を考える際の将来人口推計を 4,100 人として、今後の復興まちづくり施策の検討を進めます。

※上記の推計人口は、今後も継続して実施する住民意向調査の結果を踏まえながら、適宜見直しをかけていくものとします。

※帰還困難区域の指定などで当面帰還できない近隣町村の住民の受け入れについても、近隣町村の動向を踏まえながら考慮します。

4-3 除染

富岡町は、除染特別区域に指定され、国直轄による除染が実施されています。2012(平成 24)～2013(平成 25)年にかけて、主要な公共施設や学校などで先行除染が行われてきました。

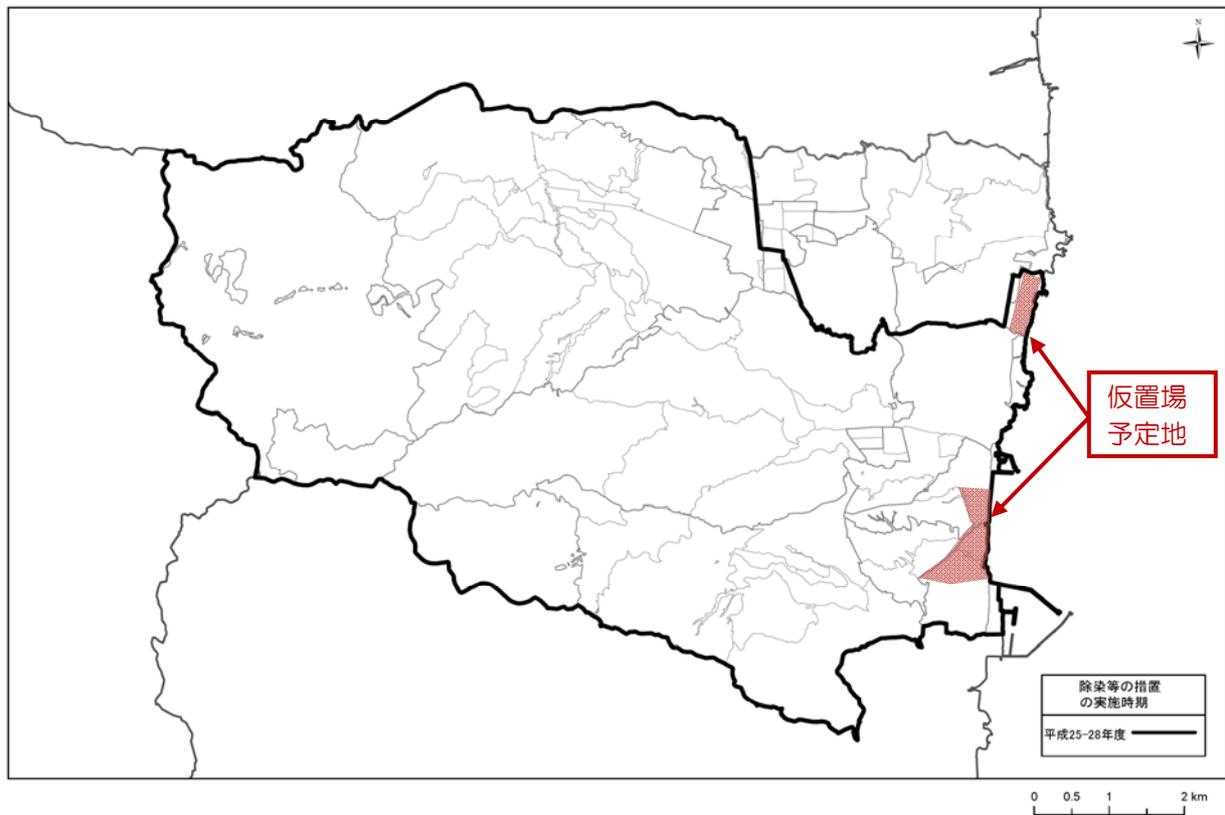
国から 2013(平成 25)年 6 月に「特別地域内除染実施計画」が公表された後、仮置場の設置や除染同意作業の進捗状況をふまえ、2013(平成 25)年 12 月の同計画の見直しにて、帰還困難区域を除く地域で 2017(平成 29)年 3 月の除染完了を目指す工程が示されました。まずは比較的線量の低い富岡川以南地域から、2014(平成 26)年 1 月より本格除染工事が開始されました。

除染による廃棄物の仮置場は、海岸部の津波被災地域と深谷地区の国有林を設置予定地として、地権者との交渉が進められています。これらの地域は、少なくとも除染完了予定の 2017(平成 29)年 3 月まで仮置場として利用されます。

また、2014(平成 26)年 1～3 月に、墓地の除染や墓石の整理を行い、一時帰宅などの際に安心して墓参りができる環境の整備に努めています。

現在、町が発行するり災証明により半壊以上と判定された家屋は、解体し除染していますが、半壊未満の家屋でも、避難の長期化により荒廃が進み、解体・新築を要するものが多くなっています。町民の不要な追加被ばくを避け、さらに防犯や防災の観点からも、半壊未満であっても町内の家屋や納屋、物置などの建物の解体を国が行うよう引き続き要望します。

なお、帰還困難区域の除染は、現在のところスケジュールの見通しが立っていませんが、国が双葉町と浪江町で実施中の除染モデル実証事業の結果を見極めながら、早期の除染着手を国へ要望します。



資料：環境省「特別地域内除染実施計画(富岡町)」(H25.12 一部改定) の図に一部追記

図 4-3 除染の対象範囲と仮置場の位置

4-4 土地利用

町内の避難指示区域が三つに区分されている中で、先行して避難指示の解除が想定される「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」の中でも、比較的線量の低い富岡地区や富岡駅を含む富岡川以南地域を中心に町内の土地利用検討を始めていきます。

当面の間は、町の復興拠点として位置づけた富岡駅及び曲田地区周辺に機能集積を図り、町内に滞在する人口の動向などを踏まえながら徐々に周辺地域へ整備範囲を拡大していきます。

(1) 住宅地

【復旧期・復興期：2014 (H26)～2020 (H32)】

- ・曲田土地区画整理事業で整備された都市基盤を活用し、良質な住宅地の整備を図ります。
- ・津波で被災した集落の移転先は、曲田地区、上郡地区、清水地区を整備候補地として検討します（52 ページ参照）。
- ・復興公営住宅を、上記の移転先の一角を利用して整備することを検討します。
- ・復旧作業などに従事する技術者や作業員向けの集合住宅の整備を検討し、滞在人口の増加を図ります。
- ・所有者が帰還せず空き家になると見込まれる居住可能な住宅の有効活用を検討します。

【2021 (H33)以降】

- ・帰還困難区域における除染が終了して避難指示が解除された後、当該区域における自宅の解体及び再建などを支援します。

(2) 医療・商業・業務地

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・町民の一時帰宅、除染作業員の健康管理対策として、公設診療所の運営を検討します。
- ・町民の帰還開始に先立ち、富岡駅周辺から商業・業務機能の集積の開始を検討します。

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・各診療科目を提供できる病院の誘致を図ります。
- ・町内に滞在する人口の動向を踏まえながら徐々に常設の店舗や事

業所の整備を促進します。

- ・既存の店舗や事業所などを活用した集積を促進します。
- ・町民の利便性を考慮した店舗や事業所の立地を促進します。
- ・特別養護老人ホームを含め、介護施設などの設置を検討します。

【2021 (H33)以降】

- ・帰還人口や交流人口の状況を考慮し、中央地区や帰還困難区域解除後の夜の森地区などへの商業・業務地拡大についても検討します。

(3) 工業地

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・富岡工業団地は、太陽光発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーのモデル基地としての活用を検討します。
- ・富岡工業団地は、震災前同様に工業地として事業所の誘致を図るか、住宅地など他の用途も含めて活用の可能性を検討します。

【2021 (H33)以降】

- ・放射線量の低下状況をふまえ、常磐富岡インターチェンジにほど近い富岡第二工業団地やその周辺に、工場などの誘致を検討します。

(4) 公園・緑地

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・東日本大震災の津波で被災した富岡川から紅葉川にかけての海岸部一帯は、今後数年間仮置場として利用されますが、仮置場撤収後、津波や高潮から後背地を防護するために海岸防災林を整備します。なお、海岸防災林の幅は約 200m を確保します。
- ・富岡駅の東側に、スポーツ・イベント広場を有する公園を整備し、駅や市街地から至近の賑わい創出空間として活用するとともに、海岸防災林や富岡漁港へのアプローチ空間とします。

【2021 (H33)以降】

- ・富岡町のレクリエーション機能を担う拠点施設として、富岡町スポーツセンターの再開を目指します。
- ・将来の夜の森公園の再開と、富岡町のシンボルである夜の森の桜並木の沿道環境整備を目指します。

(5) 農地

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・町内の農地は当面、原子力災害により食用作物の栽培が困難な状況ですが、農地除染後、試験栽培などの状況を見極めながら営農再開に向けた準備を行います。
- ・バイオ燃料作物や、施設園芸による花きの栽培などを行うことで農地の機能を維持しつつ、今後の利用方法を検討します。
- ・東日本大震災において津波で浸水した J R 常磐線東側の紅葉川付近の農地は、再生可能エネルギー施設（太陽光パネルなど）の設置基地として活用します。
- ・営農での土地利用を前提としながらも、太陽光パネルの設置など必要に応じて農地の利活用方法を検討します。また、太陽光パネルで発電した電力の農業施設での利用や、売電収益の一部を周辺農地の整備費に充てるなど、農業振興との調和に配慮します。
- ・再生可能エネルギー施設用地として、農地を柔軟に利活用できるよう、原発被災地での第 1 種農地※の転用条件・手続きの緩和を要望します。

※第 1 種農地

10ha 以上の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地など良好な営農条件を備えている農地。農地転用は原則として認められない。

(6) 森林

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・富岡川と紅葉川に挟まれた富岡海岸に沿って、幅約 200m の海岸防災林を整備し、津波や高潮から後背地をまもりまします。また平常時は、環境学習や散策などレクリエーションの場として活用します。
- ・町域の西半分を占める山林を保全し、既存集落に近接した地域を中心に、除染を要望します。

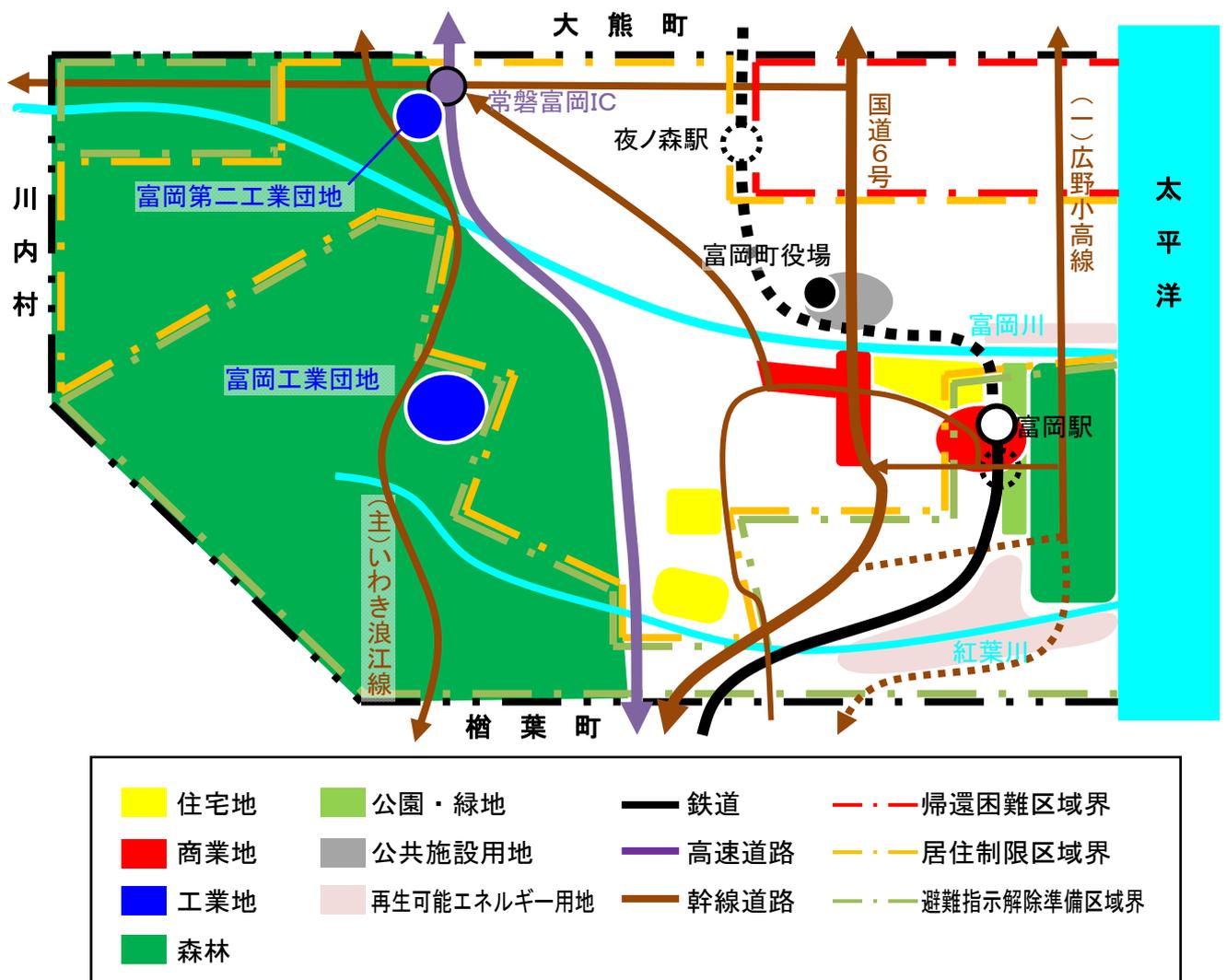


図 4-4 富岡町土地利用イメージ図 (2020(平成 32 年)時点)

※富岡川以北や帰還困難区域の土地利用は、次年度以降に策定する「富岡町災害復興計画（第二次）」で詳細に検討します。

4-5 富岡駅周辺拠点形成

(1) 富岡駅周辺の位置づけ

- ・富岡駅は当面の間、富岡町唯一の鉄道駅でいわき方面からの末端駅として、富岡町の玄関口かつ双葉郡復興の最前線という位置づけになります。
- ・駅から国道6号にかけての一带では曲田土地区画整理事業で基盤整備を行ってきました。
- ・これらの条件を考慮し、町内の「復興まちづくり」では、曲田地区を含む富岡駅周辺に復興拠点としてふさわしい機能や施設の集積を進めていきます。
- ・富岡駅の駅舎を現位置よりやや北側に移設復旧し、国道6号や中央地区方面との連携強化、拠点性の向上を図ります。

(2) JR常磐線東側～海岸部の土地利用の方向性

- ・富岡駅周辺から海岸部にかけての一带は、東日本大震災の津波で、駅舎を含む鉄道施設や家屋の損壊・流失、富岡漁港や県道広野小高線（浜街道）の損壊など、多大な被害を受けました。
- ・津波に強いまちづくりを進めるため、海岸堤防をはじめとする防災減災施設整備などのハード対策と、避難行動などのソフト対策を組み合わせた「多重防御」の考え方が不可欠です。
- ・津波で被災した集落は、今後津波被害を受けないように安全な地域への集団移転を検討します。あわせて、JR常磐線の東側の地域は、居住の制限を検討します。
- ・今後、津波被害を最小限におさえるため、海岸堤防、海岸防災林の整備と県道広野小高線（浜街道）のかさ上げを検討します。

富岡駅周辺拠点形成及び海岸部にかけての土地利用の方向性をまとめた図を図 4-5 に示します。

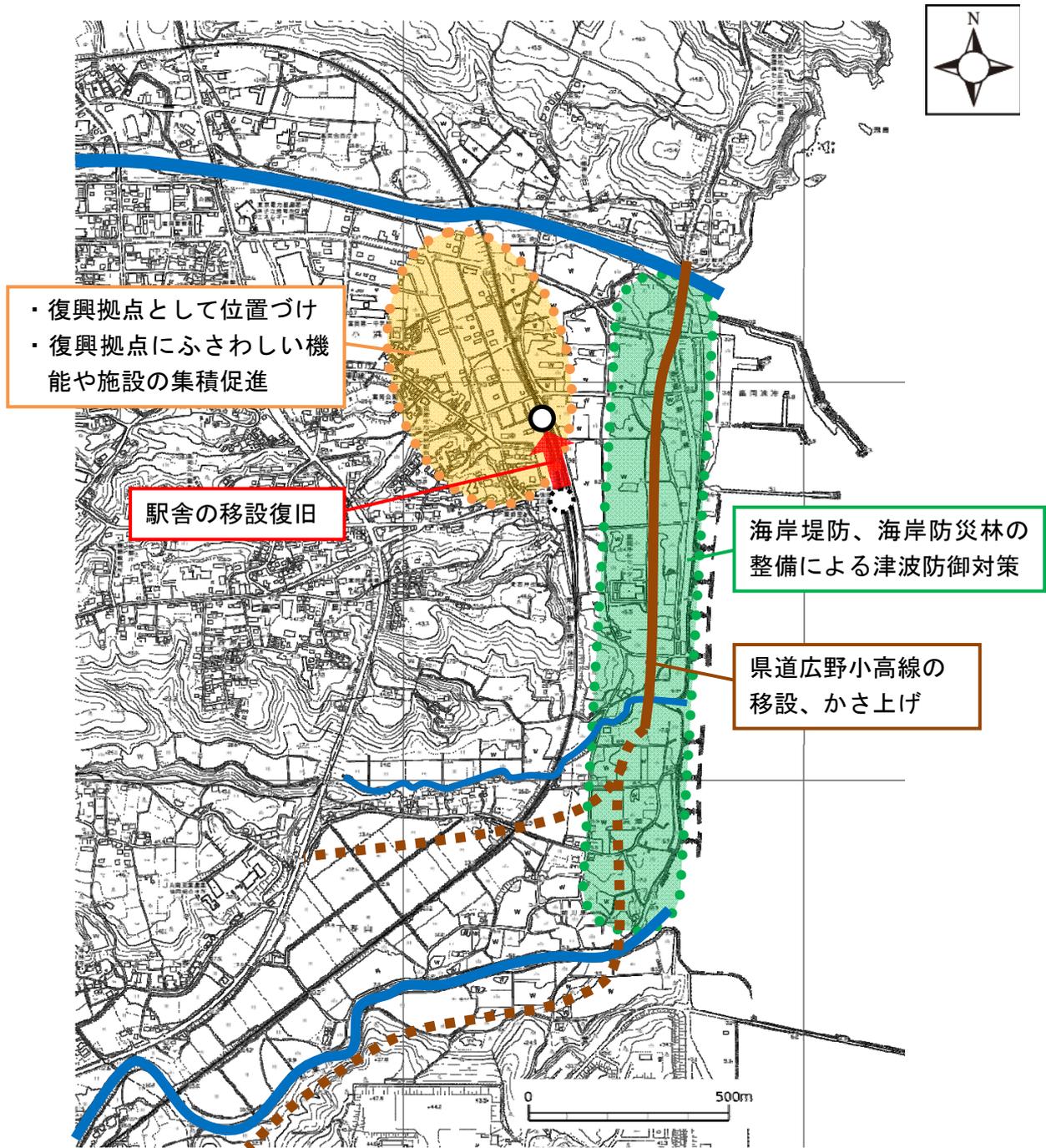


図 4-5 富岡駅周辺～海岸部の土地利用の方向性

(3) ゾーニングの設定

当該地域における土地利用の方向性をもとに、立地の適性や町の人口フレームなども考慮した上で図 4-6 に示す通りゾーニングを行いました。

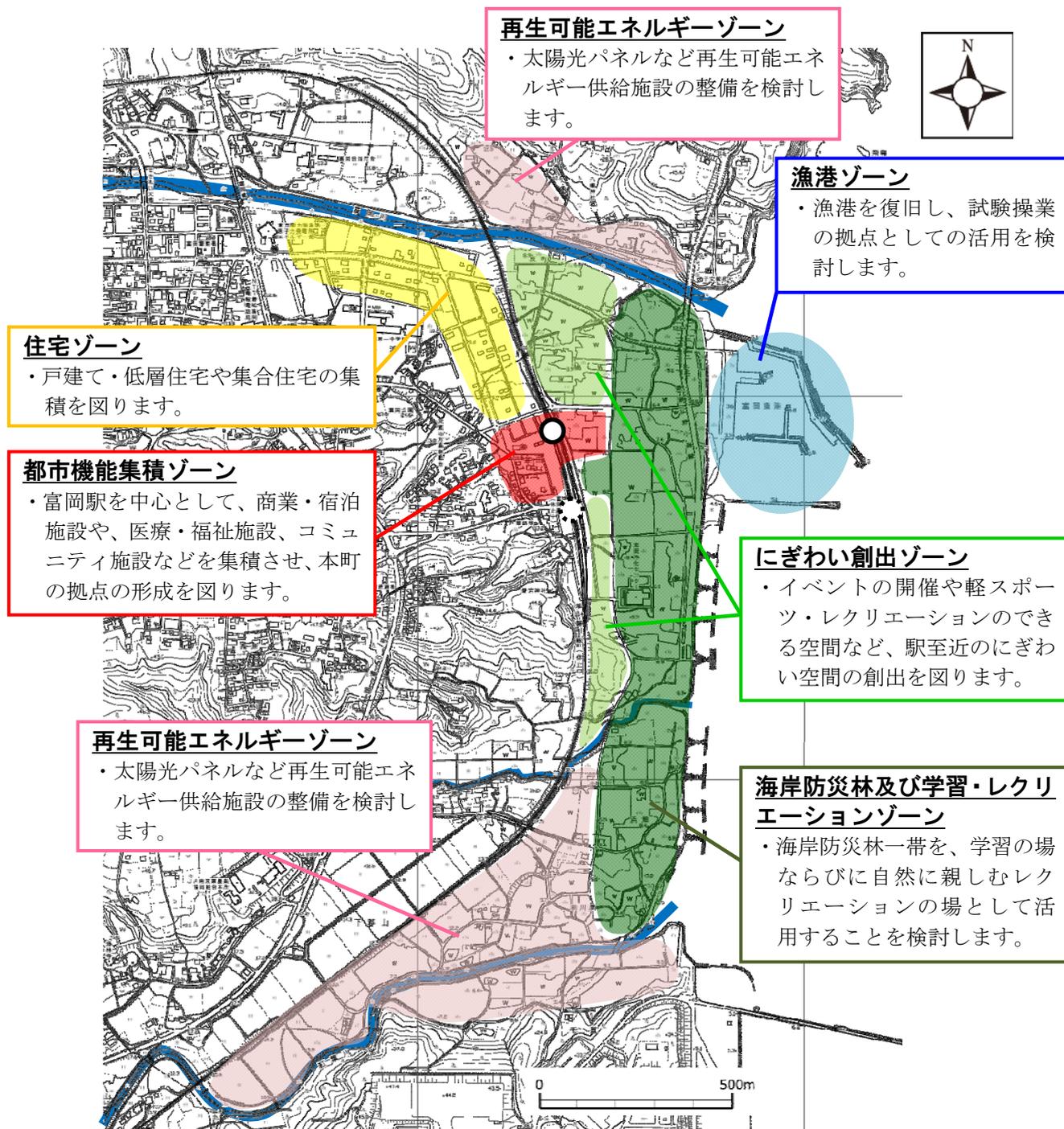


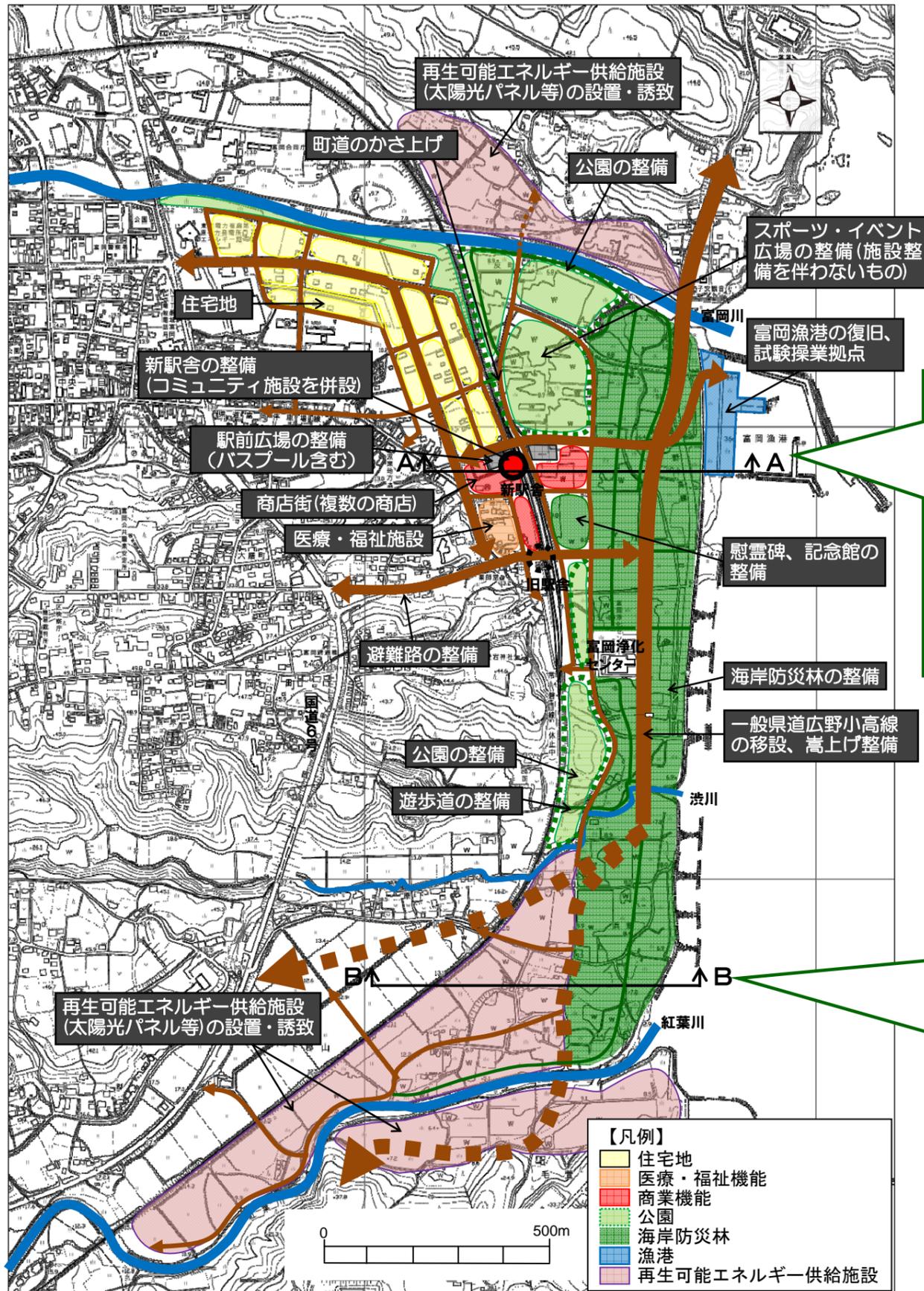
図 4-6 ゾーニング

(4) 土地利用の検討

上記の内容を踏まえ、各ゾーンに以下のような施設を配置します。配置施設・機能及び配置の際の留意事項を表 4-1 に、これらの配置イメージを図化した 2020 (平成 32)年時点の土地利用検討図を図 4-7 に示します。

表 4-1 ゾーン別の配置施設及び留意事項

ゾーン	配置施設・機能	施設配置の際の留意事項
住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅 ・復興公営住宅 ・集合住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命を守るため、津波被害を受けにくい場所に整備する
都市機能集積ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉施設 ・商業・宿泊施設 ・駅舎（コミュニティ施設併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関口として町外の方を受け入れる施設を整備する ・住宅ゾーンでの居住に必要な生活サービス機能を確保する
再生可能エネルギーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー供給施設（太陽光パネルなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設の電力を補うとともに、原発依存からの脱却のシンボルとして整備する
にぎわい創出ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・イベント広場を有する公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の機会を増やすために、アクセスが容易な地域に人が集うことのできる場所を設ける
漁港ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港 ・試験操業の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所に近い港であることを活かした機能誘致を図る
海岸防災林及び学習・レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林 ・遊歩道 ・慰霊碑・記念館 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防御機能を発揮させるだけでなく、自然に親しみながら回遊できる空間を設ける ・東日本大震災を教訓に、災害について学習の場を設ける



●今後、地権者の意向を踏まえ、最終的な土地利用計画を検討していきます。
 ※**仮置場としての利用が2016(平成28)年度に終了した場合の土地利用計画案**となります。

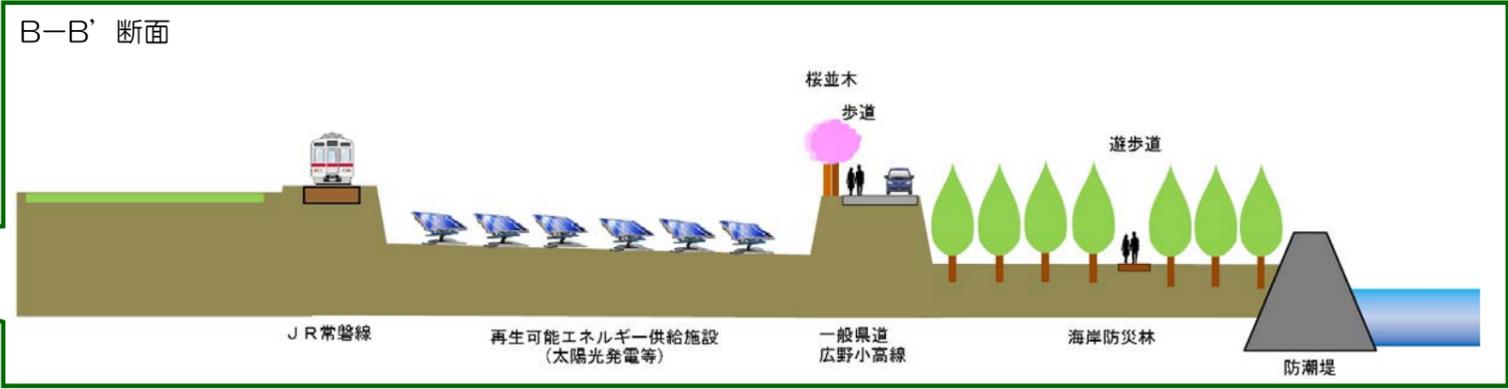
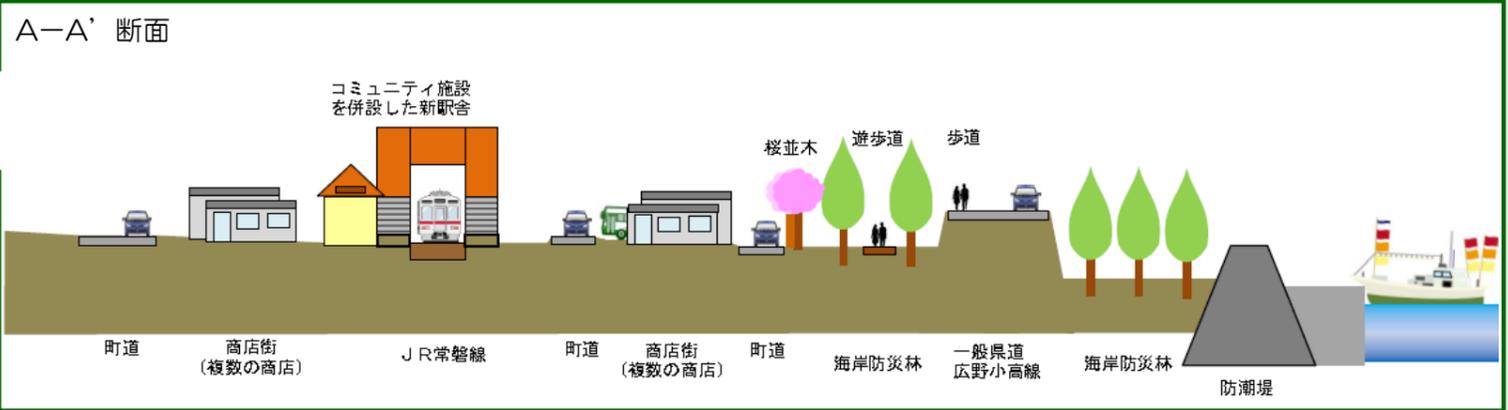


図 4-7 JR富岡駅周辺及び海岸部の土地利用検討 (2020(H32)年時点の土地利用計画案)

(5) 整備スケジュール

富岡駅周辺拠点形成に関する今後の整備スケジュールは表 4-2 を想定しています。インフラ、漁港などの復旧を図りながら、仮置場の撤去に合わせ整備を行っていきます。

表 4-2 整備スケジュール(案)

整備・復旧内容		年度						
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	除染	■■■						
2	仮置場の設置	■■■						
3	基幹インフラ復旧(上下水道、道路)	■■■						
4	漁港の復旧	■■■						
5	海岸堤防・河川堤防の整備	■■■			■■■		■■■	■■■
6	駅舎移設・線路復旧事業	■■■	■■■	■■■				
7	県道広野小高線、避難路の整備				■■■			
8	海岸防災林、遊歩道の整備				■■■			
9	住宅地の整備		■■■					
10	医療・福祉施設の整備・誘致		■■■	■■■	■■■	■■■	■■■	■■■
11	商業・宿泊施設の整備・誘致		■■■	■■■	■■■	■■■	■■■	■■■
12	慰霊碑、記念館の整備				■■■			
13	公園の整備				■■■			
14	再生可能エネルギー供給施設の整備				■■■			

■■■ 事業者等との調整に基づく整備

※仮置場としての利用が 2016 (平成 28)年度に終了した場合の整備スケジュール案となります。

4-6 交通

(1) 公共交通

1) 鉄道

- ・ JR常磐線は、浜通りを南北方向に通る唯一の鉄道路線で、いわき方面と仙台方面を結ぶ重要な交通軸です。

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・ 富岡駅までは町民の帰還開始が想定される 2017(平成 29)年度までの復旧と運転再開を促進します。

2) バスなど

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・ 富岡駅を起点に、富岡町といわき市方面、川内村方面とを結ぶ路線バスの運行再開を促進します。
- ・ 富岡駅を起点に、廃炉従事者を輸送する福島第一原発へのシャトルバスの運行を促進します。

(2) 道路

- ・ 常磐自動車道は、除染と復旧工事の完了により常磐富岡インターチェンジ（以下、「IC」と略す）以南の区間が再開通しました。さらに、浪江IC以北の区間が 2014(平成 26)年度内の開通を目指す中、常磐富岡IC～浪江ICの区間も大きく遅れることなく開通することを目指しています。同区間の開通後は、双葉郡ひいては浜通りの南北方向の交通軸が大幅に強化されます。
- ・ 国道6号は、現在のところ双葉郡の南北を結ぶ唯一の幹線道路として機能しており、除染や廃炉作業などで往来する車両が多く混雑しています。そのため、一般県道広野小高線（浜街道）の早期復旧による町の南北軸の強化が必要です。

1) 高速道路

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・常磐自動車道の常磐富岡 I C を、富岡町の広域交通網への結節点と位置づけ、浜通りの連携を促進します。
- ・避難継続中は高速道路通行料金の無料措置の継続を国に要望します。

2) 幹線道路

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・国道 6 号を富岡町の大動脈として位置づけます。
- ・富岡町と周辺町村を結ぶ幹線を担う県道の小野富岡線、いわき浪江線の改良などによる走行性の向上を検討します。

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・県道広野小高線（浜街道）は、海岸部より 100m ほど陸側に移設し、道路の高さをかさ上げして二線堤の機能を持たせます。
- ・「ふくしま復興再生道路」の県道小野富岡線を、浜通りと中通りとを結ぶ重要な東西交通軸として整備するよう県に要望します。

3) 地区内道路、街路

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・曲田地区の沿道については、商業地、住宅地など場所に合った景観づくりを目指します。
- ・町の復興を特徴づける道路景観を創出するために、桜並木の整備を検討します。
- ・県道広野小高線（浜街道）から、現在の J R 富岡駅の上を越えて西原地区へ接続する新規道路を整備し、避難道として位置づけます。
- ・J R 常磐線の東側一帯の海岸部は、西側（山側）へ速やかに歩行避難できるための避難路の整備を検討します。

4-7 住環境

(1) 津波被災集落の移転候補地

- ・今後復興拠点の形成を図る予定の「**曲田地区**」や地区内の水田を住宅用地として活用してよいと申し出のあった「**上郡行政区**」さらに、下記の条件を満たす「**清水行政区**」を移転候補地として検討対象とします。
- ・津波被災地域の方で、復興公営住宅への入居を希望される方を対象に、移転先となる用地の一角に復興公営住宅を建設します。
- ・また、帰還困難区域の住民など、自宅に帰還できない方のためにも入居できる復興公営住宅を整備します。
- ・将来的には、町役場付近（**王塚行政区**）や、「**町営住宅が建設されている町所有の土地**」の活用可能性を検討します。
- ・今後、当該行政区や地権者と調整し、移転候補地としての活用是非を検討していきます。

【前提条件】

- ・福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所ともに再稼働しない

【条件】

- ・土砂災害や水害のリスクが少ない
- ・駅や幹線道路に近い
- ・低線量地域（除染後、時間を経て低線量になった地区）
- ・埋蔵文化財が見つからない
- ・既存の住宅が密集していない

今後、当該行政区や地権者と調整し、実際に活用可能かなどの検討を行います。

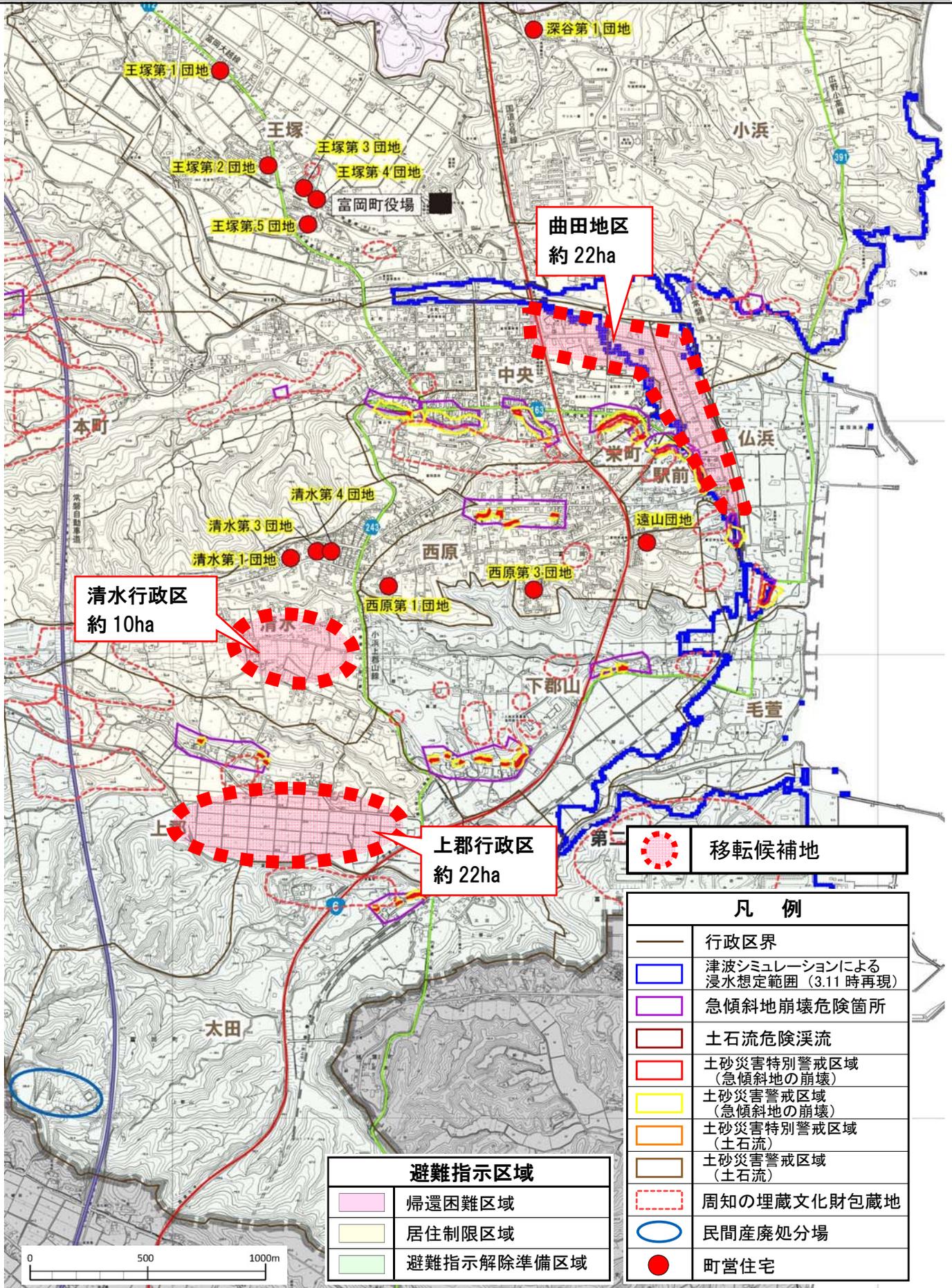


図 4-8 津波被災集落の移転候補地

(2) 復興公営住宅

1) 留意事項

町内に整備する復興公営住宅は、下記の事項に留意した整備を検討します。

- 帰還する町民の希望や、つながりの単位を尊重した入居方法**
 - ・入居したい復興公営住宅の場所など、帰還者の入居希望の尊重
 - ・必要に応じて、避難先でのコミュニティなど帰還者どうしのつながりを考慮した単位による入居
- 低層を主体とした住宅の整備**
 - ・木造建築を基本に、一戸建てや低層集合住宅（2戸1棟形式）での整備
 - ・必要に応じて集合住宅を整備
- コミュニティスペースの設置**
 - ・コミュニティの交流拠点となる集会所の設置
 - ・多世代の交流・憩いの場として小規模な公園や広場の整備
 - ・上記の公園や広場において、子どもが気軽に遊べるような小規模な遊具の設置
- ペット可住宅の整備**
 - ・ペットの飼育が可能な住宅の整備
- 駐車スペースの確保**
 - ・各住戸には自家用車などの駐車スペース確保
- 環境への配慮**
 - ・各住戸の屋根への太陽光パネル設置
 - ・住宅団地内における樹木や緑の配置の充実
- 生活支援員の滞在**
 - ・住宅団地内における生活支援員の滞在
(巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交流、コミュニティのつなぎ役としての役割)

●高齢者や要介護者などへの対応

- ・全戸のバリアフリー対応
- ・必要に応じて、車いす使用者対応型住戸の整備
- ・緊急通報システムなどの配備
- ・サポートセンターの集会所への併設など、住宅団地内での福祉機能の充実
- ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室などを設けて高齢者の孤独化を防止するとともに、介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）を備えた、高齢者向け住宅の整備



図 4-9 復興公営住宅内の共助スペースや共同の食堂のイメージ

●新たなコミュニティ形成の支援

- ・各復興公営住宅での新たな自治会の迅速な立ち上げによる応急仮設住宅からの移転の促進
- ・隣近所での日常的な声かけや所在確認、見守りなど、入居者の孤立化の防止
- ・サロンやデイサービス、小規模なイベントの定期的な開催による、日常的な交流の機会づくりを通じた孤立化の防止

2) 整備候補地

津波被災集落の防災集団移転地の造成にあわせて整備を図ります。曲田地区、上郡行政区、清水行政区を整備候補地としており、今後、行政区や地権者との調整や、除染結果などを踏まえながら整備位置を定めていきます。

3) 整備予定時期

町内帰還開始時期となる 2017（平成 29）年度から入居開始できるよう、建設に向けた準備（土地の取得、調査設計など）を推進します。



図 4-10 町内の復興公営住宅の整備イメージ

(3) 集合住宅

- ・復旧作業などに従事する技術者や作業員向けの集合住宅の整備を検討し、滞在人口の増加を図ります。

(4) 町内の自宅の取り扱い

- ・自宅の状態は、地震や原子力災害、ネズミ被害などの影響で損傷の度合いは様々ですが、長期間放置せざるを得ないために、自宅に帰還してもそのままでは住めない場合がほとんどです。
- ・そこで、建物の補修や解体除染後に新築という手法が考えられ、希望者への補助が必要です。
- ・国、東京電力に対し、所有者が希望する建物の解体除染や解体費用の賠償を要望します。

(5) 放射線のモニタリング

- ・帰還した住民が安心して生活できるように、町内各所に放射線モニターを設置し、放射線量の継続的なモニタリングを実施します。

(6) 鳥獣害・小動物対策

- ・町内の家屋や農地などを荒らす野生化した動物（放れ牛、イノシシ、ネズミなど）の駆除を継続して実施します。

(7) 防犯対策

- ・町消防団員や民間警備会社などによるパトロールを引き続き実施するとともに、町内全域に防犯カメラを設置し、盗難等の抑止効果を高めます。
- ・帰還後の新たな自治会など住民組織による定期的な見回り活動の実施を支援します。

4-8 産業

(1) 雇用

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・雇用の確保は、若い世代の町民が帰還する大きな動機となり、町内での生活再建に欠かせない課題です。
- ・震災・原発事故以降の状況を考慮し、当面は福島第一原発、福島第二原発に近いという立地特性から、原発の廃炉に関連する産業を主たる分野として、地元住民の雇用確保の受け皿づくりの取り組みを推進します。
- ・町内への帰還は、当面は多くを高齢者が占めると予想されるため、医師、看護師、介護福祉従事者など医療・福祉に関わる人材の積極的な確保を推進します。

(2) 工業

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・町民や周辺町村住民の雇用を創出するために、工場や事業所などの誘致を推進します。
- ・廃炉作業に関係する事業所の誘致を推進します。

(3) 商業

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・町民が帰還し定住するには、身近に買い物ができる環境が必要不可欠なため、商業施設の積極的な誘致を図ります。
- ・町内に滞在する人口の動向を踏まえながら、店舗の誘致ならびに整備の規模拡大を推進します。

(4) 公共サービス

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・町役場は、町の復興に向けた司令塔としての機能を果たすことが求められるため、町民の帰還開始に先立ち、町民の受け入れ体制を整えます。
- ・警察署や消防署、郵便局などの施設も町役場と同様に、再開に向けた復旧や整備を進め、町民が帰還した時点でサービスを提供できる体制づくりに努めます。

4-9 防災・減災

(1) 津波防御を念頭に置いた基盤整備など

【復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)】

- ・津波で被災した集落は、安全な場所への集団移転を促進します。なお移転先として、曲田地区や上郡地区、清水地区を整備候補地として検討します。
- ・防災行政無線の復旧を行います。

【復興期：2017 (H29)～2020 (H32)】

- ・富岡川と紅葉川の間富岡海岸は、津波対策として高さ 8.7m の堤防を整備し、海岸防災林の整備と県道広野小高線（浜街道）のかさ上げを行います。
- ・富岡川、紅葉川、渋川は、富岡海岸の堤防整備にあわせて河川堤防を整備します。
- ・県道広野小高線（浜街道）から、JR 富岡駅の現在の駅舎の上をまたいで横断し、西原地区へ接続する新規道路を整備し、避難道として位置づけます。
- ・JR 常磐線の東側一帯の海岸部は、西側（山側）へ速やかに歩行避難できるための、避難路の整備を検討します。
- ・海岸部の避難路整備にあわせて、避難を誘導する案内板を設置し、速やかに避難できる環境を整備します。
- ・東日本大震災を教訓に、富岡町地域防災計画を見直し、県と協議の上で原子力災害発生時の適切な避難路の整備に努めるなど、災害対策の強化を図ります。

(2) 町民の防災意識の啓発

【復興期以降：2017 (H29)～】

- ・富岡駅東側に、東日本大震災の記憶をとどめる慰霊碑と記念館を整備し、防災学習の拠点として活用します。
- ・東日本大震災など災害の教訓を後世に伝承する資料の作成、発刊を検討します。
- ・町内での消防団活動を本格的に再開し、体制の再構築と次世代の団員育成を推進します。
- ・定期的に防災訓練を実施し、防災意識や避難行動の啓発に努めます。

4-10 帰還後のコミュニティの再形成

自宅に戻る方や復興公営住宅に入居する方など帰還のしかたは様々で、また、町に帰還しない方も多いと想定されるため、震災前とは異なるコミュニティの単位となります。そこで、町内のコミュニティが再び形成されるように、下記の実施を推進します。

1) サロンの設置

現在、町外各地で行われているサロンなどの取り組みを、町内においても継続できるような体制づくりを支援します。

2) 祭りやイベントの再開

富岡町の祭りやイベントを町内において再開することで、富岡の伝統や独自性、富岡らしさを再認識し、富岡町民・双葉郡民としてのまとまりを意識する機会をつくるとともに、帰還者だけでなく町外に居住している町民も帰還して交流する場の創出を図ります。

3) 伝統文化の保存・継承

地域に伝わる祭りや踊りなどを町の重要な文化遺産として保存・継承するために、保存活動や担い手育成への支援を行います。また、町内の文化財の保存、修復、維持管理を実施します。

4-11 帰還後の高齢者などへの支援策

町内への帰還開始後は、放射線量の問題からファミリー層の帰還が少なく、帰還する町民の多くを高齢者が占めると想定されます。そのため、充実した高齢者支援に取り組みます。

<具体的な方針>

- ・帰還者の健康を守るため、公設診療所の運営を検討します。
- ・町職員や民生委員による定期的な見回りを実施し、帰還した高齢者の孤立化を防止します。
- ・帰還後につくられる自治会などのコミュニティに、日常的な声かけなどの孤立化を防止する取り組みの実施を要請します。
- ・祭りやイベントの定期開催や、サロンを頻繁に開くことで、高齢者の外出機会を増加させ、孤立化を防止します。
- ・デイケアやデイサービスなどを提供する福祉施設の誘致を図ります。
- ・特別養護老人ホームを含め、介護施設などの設置を検討します。
- ・必要に応じて、小規模多機能型居宅介護施設※、サービス付き高齢者向け住宅の整備について検討します。
- ・町内に整備する復興公営住宅に関しては、住棟の中に共助スペース、介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）などを備えた、高齢者向け住宅の整備について検討します。
- ・車を運転できないか、あるいは免許を返納した高齢者でも移動の自由が確保できるよう、各集落を巡る福祉バスなどの導入を検討します。

※小規模多機能型居宅介護施設

要介護者が、住み慣れた土地で日常生活を送れるように、自宅から施設への通い（デイサービス）を中心に、短期間の宿泊（ショートステイ）やホームヘルパーの訪問を組み合わせた介護サービスを受けられる施設。

第5章 今後の進め方

本計画では、「富岡町災害復興計画（第一次）」のうち重点的に進めるべき事項として、特に町民の生活再建支援策と、富岡駅周辺から海岸部にかけての復興拠点整備を中心に具体化を図っています。次年度以降の「富岡町災害復興計画（第二次）」の策定を見据え、本計画の推進のために考慮すべき事項について、下記に整理しました。

1) 推進体制

復興まちづくり計画の推進は、町民や町内各種団体、まちづくり団体、NPOなどと協働しながら進める必要があります。

そのため、多様な主体が参画する協議会を設けるなど、町民が主役となって復興や新たなまちづくりに取り組むことのできる環境づくりをサポートします。

2) 都市基盤施設等の復旧や整備について

都市基盤施設の復旧や整備は、町が主導となって国や県と調整、連携、役割分担などを行い、事業遂行に努めます。

3) 国・県との連携について

国と県には、避難者支援や町の復興のために、有用な事業や補助メニューの情報提供、制度構築を行うなど、積極的なバックアップを要望します。

4) 受け入れ自治体との連携について

避難先の復興公営住宅の整備や生活サービスの確保など、町民の生活再建は、受け入れ自治体との連携が必要不可欠です。そのため、受け入れ自治体と良好な関係を維持しながら、町民の避難生活を支援していきます。

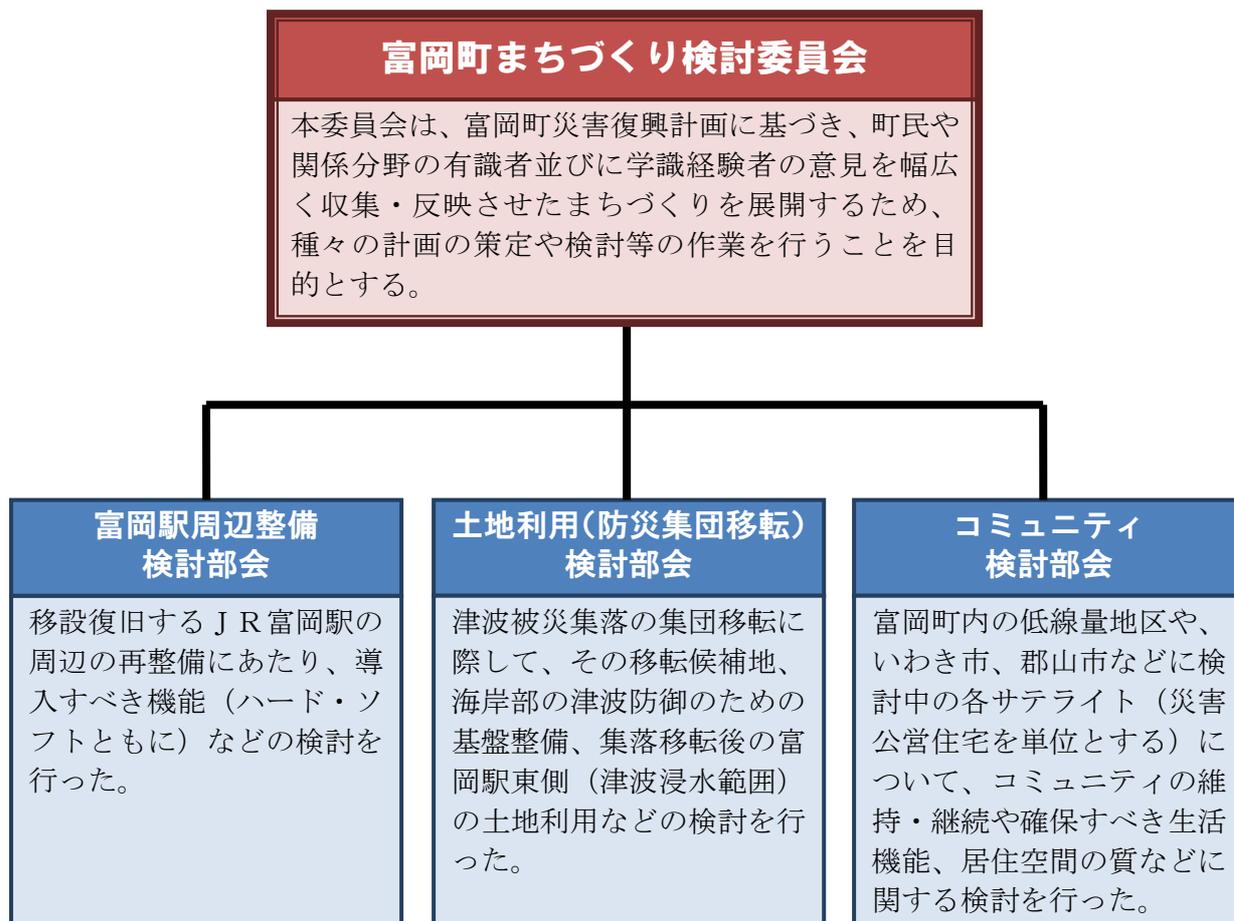
5) 双葉郡各町村との連携について

復興公営住宅の整備、産業や施設の誘致、避難先での健康診断など広域的な視点から双葉郡各町村と連携して進めるべき事項は、適切に連携し復興に向けた取り組みを実施します。

参考資料

参考－１ 検討の経緯

■富岡町まちづくり検討委員会の構成



■富岡町まちづくり検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
	行政区長会	駅前行政区長 (副会長)	早 川 雅 通
1		仏浜行政区長	早 川 忠
2		毛萱行政区長	佐 藤 謙 一
3		夜の森駅前南行政区長	松 崎 英 教
4		深谷行政区長	関 根 憲 一
○ 5	仮設住宅自治会	熊耳応急仮設住宅自治会長 (区長会副会長 小浜行政区長)	松 本 政 喜
6	農業委員会		佐々木 賢一郎
7	商工会		名 嘉 陽 一 郎
8	商工会青年部		渡 辺 信 一
9	校長会	会 長 (富岡一中校長)	吉 田 隆 見
10	(社)福島県建築士会	双葉支部 支部長	三 瓶 洋 法
11	南双葉青年会議所	理事長	神 谷 健 二
12	富岡町消防団	団 長	安 藤 治
13	復興庁 福島復興局	次 長	高 橋 直 人
14	福島県 企画調整部	原子力等立地地域振興事務所長	角 田 仁
15	福島県 総務部	相双地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課	太 田 敦 夫
16	福島県 土木部	相双建設事務所企画調査課長	芳 賀 英 幸
17	ビジョン委員	復興ビジョン策定委員	室 井 和 枝
18	保護者	三春小中学校児童生徒保護者	荒 木 春 恵
◎ 19	日本大学	工学部建築学科准教授 (都市計画)	土 方 吉 雄
20	日本大学	工学部建築学科准教授 (建築)	浦 部 智 義
21	東日本国際大学	経済情報学部教授 (地域づくり)	福 迫 昌 之
○ 22	副町長		齊 藤 紀 明
23	総務課	参事兼課長	滝 沢 一 美
24	いわき支所	所 長	林 修
25	健康福祉課	課 長	猪 狩 隆
26	住民課	課 長	伏 見 克 彦
27	生活環境課	参事兼課長	緑 川 富 男
28	産業振興課	課 長	三 瓶 保 重
29	復興推進課	参事兼課長	高 野 善 男
30	復旧課	参事兼課長	郡 山 泰 明
31	生活支援課	課 長	齋 藤 眞 一
32	教育総務課	課 長	林 志 信
33	企画課 (事務局)	課 長	横 須 賀 幸 一
34			

◎は委員長、○は副委員長

■富岡駅周辺整備検討部会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
	国土交通省 東北地方整備局	震災対策調整官	原田 吉信
	国土交通省 磐城国道事務所	副所長	藤原 久
	国土交通省 東北運輸局	次長	庄子 政美
◎	復興庁 福島復興局	次長	中村 伸也
	福島県 生活交通課 生活交通の維持対策	主任主査	中原 智弘
	福島県 商業まちづくり課 商業振興・商店街活性化	主任主査	坂上 宏満
	福島県 相双地方復興局 地域づくり・商工労政課	主査	太田 敦夫
	福島県 相双建設事務所 企画調査課	課長	芳賀 英幸
	駅前行政区	区長	早川 雅通
	駅前行政区	住民	渡辺 吏
	駅前行政区	住民	渡辺 泰仁
	日本大学工学部 建築学科	准教授	土方 吉雄
	日本大学工学部 建築学科	准教授	浦部 智義
	総務課	課長補佐兼財政係長	志賀 智秀
	産業振興課	主任兼商工係長 兼農林水産係長	黒沢 真也
	復旧課	主任兼復旧係長	大森 研一
	復興推進課	副主幹兼区画整理係長	杉本 良

◎は部会長

■土地利用（防災集団移転）検討部会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
1	復興庁 福島復興局 いわき支所	参事官補佐	横山 大輔
2	福島県 相双建設事務所 企画調査課	課長	芳賀 英幸
3	福島県 相双農林事務所 地域農林企画課	主任主査	米倉 一美
4	相馬双葉漁業協同組合 富熊支所		石井 宏和
5	日本大学工学部 建築学科	准教授	土方 吉雄
◎ 6	日本大学工学部 建築学科	准教授	浦部 智義
7	毛萱行政区	副区長	渡邊 康男
8	仏浜行政区	副区長	原田 八十治
9	駅前行政区	副区長	横田 起代三
10	税務課	主任兼課税係長 兼納税係長	佐々木 邦浩
11	健康福祉課	課長補佐兼 介護保険係長	小林 元一
12	生活環境課	副主幹兼 消防交通係長	飯塚 裕之
13	産業振興課	副主幹兼 賠償対策係長	猪狩 力
14	復興推進課	副主幹兼 除染対策係長	斉藤 一宏
15	復興推進課	副主幹兼区画整理係長	杉本 良

◎は部会長

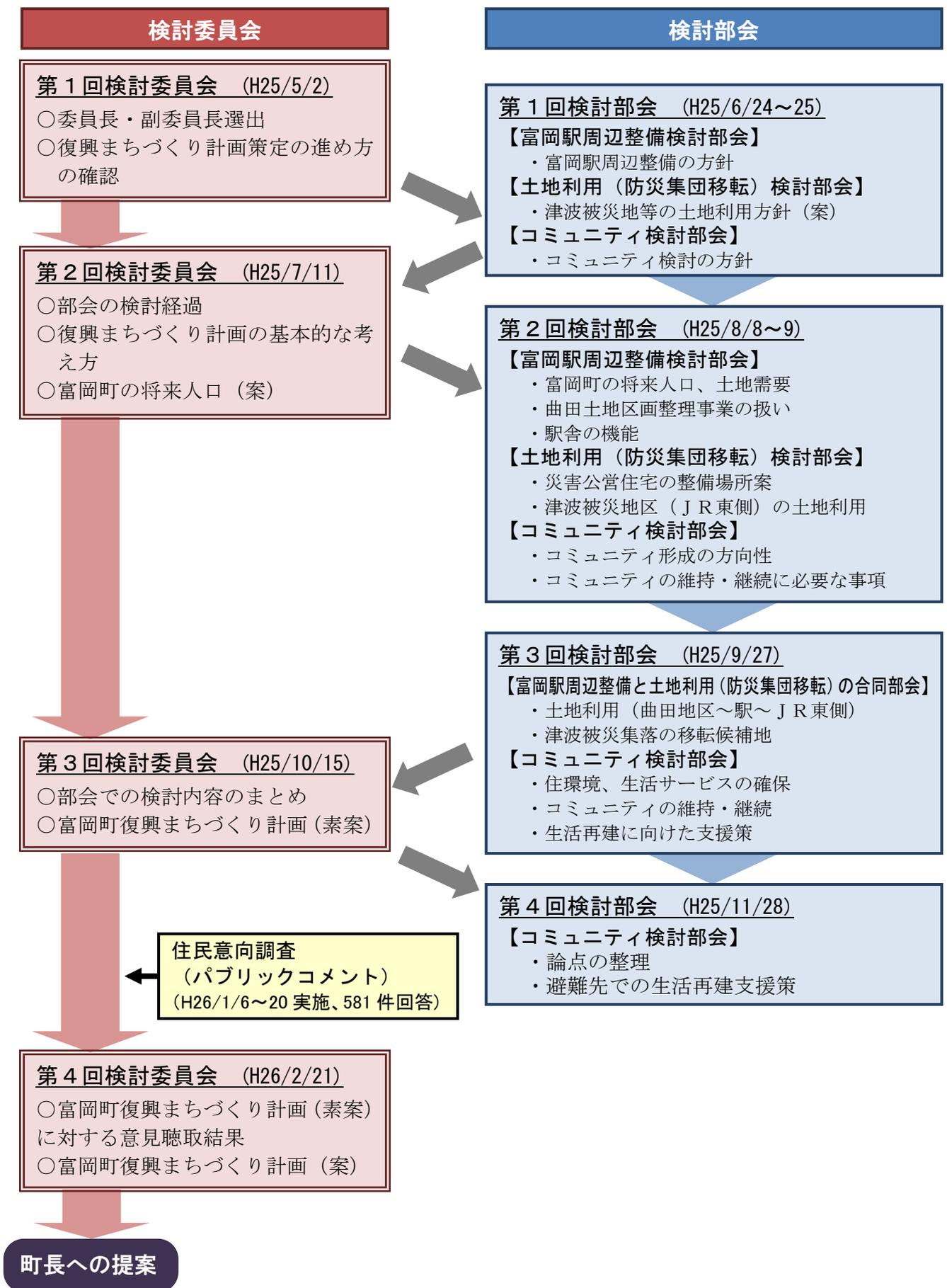
■コミュニティ検討部会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
1	復興庁 原子力災害対策班	主査	小屋松 雅史
2	復興庁 福島復興局	参事官補佐	森村 英一郎
3	福島県 生活拠点課	主任主査	渡 邊 隆 幸
4	福島県 建築住宅課	専門建築技師	大和田 茂憲
5	富田町若宮前 応急仮設住宅自治会	会長	遠藤 武
6	熊耳地区自治会	会長	松本 政喜
7	大玉村安達太良 応急仮設住宅自治会	会長	鎌田 光利
8	富岡町泉玉露 応急仮設住宅自治会	会長	川上 延男
9	いわき市在住 すみれ会	会長	田中 美奈子
10	富岡町大玉仮設診療所	代表	井坂 晶
11	富岡町社会福祉協議会		佐藤 寿子
12	南双葉青年会議所	理事長	神谷 健二
13	(社)福島県建築士会 双葉支部	支部長	三瓶 洋法
14	日本大学工学部 建築学科	准教授	土方 吉雄
15	日本大学工学部 建築学科	准教授	浦部 智義
◎	東日本国際大学 情報経済学部	教授	福迫 昌之
17	総務課	三春出張所 総務係長兼業務係長	猪狩 勝美
18	健康福祉課	課長補佐兼 健康づくり係長	安倍 敬子
19	住民課	課長補佐兼 国保年金係長	小磯 由美
20	生活環境課	主任兼環境衛生係長	渡辺 浩基
21	生活支援課	課長補佐兼 住宅支援係長	三瓶 雅弘
22	生活支援課	避難生活支援係長	畠山 信也
23	教育総務課	総務管理係長	佐藤 教宏

◎は部会長

■ 検討委員会・検討部会の開催経過



参考－２ 富岡町の被災状況、現況

(１) 東日本大震災後のこれまでの流れ（年表）

表 A2-1 東日本大震災後のこれまでの流れ（主なもののみ抜粋）

年月日	東日本大震災に関する事項	富岡町に関する事項
2011.3.11	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災が発生 原子力緊急事態宣言発令 	<ul style="list-style-type: none"> 富岡町災害対策本部設置
2011.3.12	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示（福島第一原子力発電所から半径 10km 圏内） 屋内退避指示（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内） 	<ul style="list-style-type: none"> バス、自家用車により川内村への避難実施 その他中通り方面にも避難 富岡町・川内村合同災害対策本部設置
2011.3.15	<ul style="list-style-type: none"> 避難区域を指示 屋内退避指示（福島第一原子力発電所から半径 20~30km 圏内） 	
2011.3.16		<ul style="list-style-type: none"> ビックパレット他への避難実施
2011.4.1		<ul style="list-style-type: none"> 富岡町災害用ホームページ開設 住民票交付開始
2011.4.14		<ul style="list-style-type: none"> 富岡町役場郡山出張所開設（ビックパレットふくしま内）
2011.4.22	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域指定（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内） 	
2011.5.15		<ul style="list-style-type: none"> 町広報誌「とみおか町災害情報」第 1 号発行
2011.5.25		<ul style="list-style-type: none"> 一巡目一時帰宅開始
2011.6.1		<ul style="list-style-type: none"> 「被災証明書」発行・送付 議会報「とみおか議会だより（災害版）」第 1 号発行
2011.6.15		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅入居開始
2011.7.19	<ul style="list-style-type: none"> 事故収束工程表ステップ 1 の終了宣言 	
2011.8.1		<ul style="list-style-type: none"> 仮設診療所の設置（大玉村）
2011.9.1		<ul style="list-style-type: none"> 富岡町立幼稚園小中学校の開設（三春町）
2011.12.19		<ul style="list-style-type: none"> 富岡町役場郡山事務所移転（市内大槻町）いわき、三春、大玉出張所開設
2012.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 原発避難者特例法施行 	
2012.1.30		<ul style="list-style-type: none"> 富岡町災害復興ビジョン策定

年月日	東日本大震災に関する事項	富岡町に関する事項
2012.2.10	・復興庁発足	
2012.3.31	・福島復興再生特別措置法 公布・施行	
2012.7.6		・町民意向調査の実施 ＜～2012.8.22＞
2012.7.13	・福島復興再生基本方針を閣議決定	
2012.9.26		・福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言 ・富岡町災害復興計画（第一次）策定
2012.12.4		・避難区域再編案策定 ・住民意向調査（国・県・町、第1回）実施＜～2012.12.18＞
2013.2.1	・復興庁福島復興再生総局の発足	
2013.3.15	・原子力災害による被災者支援施策パッケージの公表	
2013.3.25		・避難指示区域の再編
2013.6.26		・除染計画の策定（環境省）
2013.8.5		・住民意向調査（国・県・町、第2回）実施＜～2013.8.19＞
2013.8.7		・富岡町小中高校生の「再会の集い」開催
2013.8.8	・警戒区域・計画的避難区域の見直し完了	
2013.8.19		・子どもアンケート実施 ＜～2013.9.9＞
2013.9.5 2013.9.12		・敬老会の再開
2014.1.6		・町民意向調査の実施 ＜～2014.1.20＞
2014.1.8		・本格除染の開始（富岡川以南地区）
2014.1.24		・富岡町表彰式・賀詞交歓会（再開）
2014.2.22	・常磐自動車道 広野 I C～常磐富岡 I C間が再開通	

(2) 町民の避難状況

1) 全国での避難状況

2014 (平成 26)年 3 月 1 日現在、町民の避難者数 15,387 人のうち、約 71%にあたる 10,984 人が福島県内の自治体に避難しています。

全避難者数の約 29%は県外へ避難しており、その内訳は東京都 (788 人)、茨城県 (578 人)、埼玉県 (577 人) の順に多く、全体的に関東地方を中心とする東日本の都道府県へ避難する傾向が見られます。

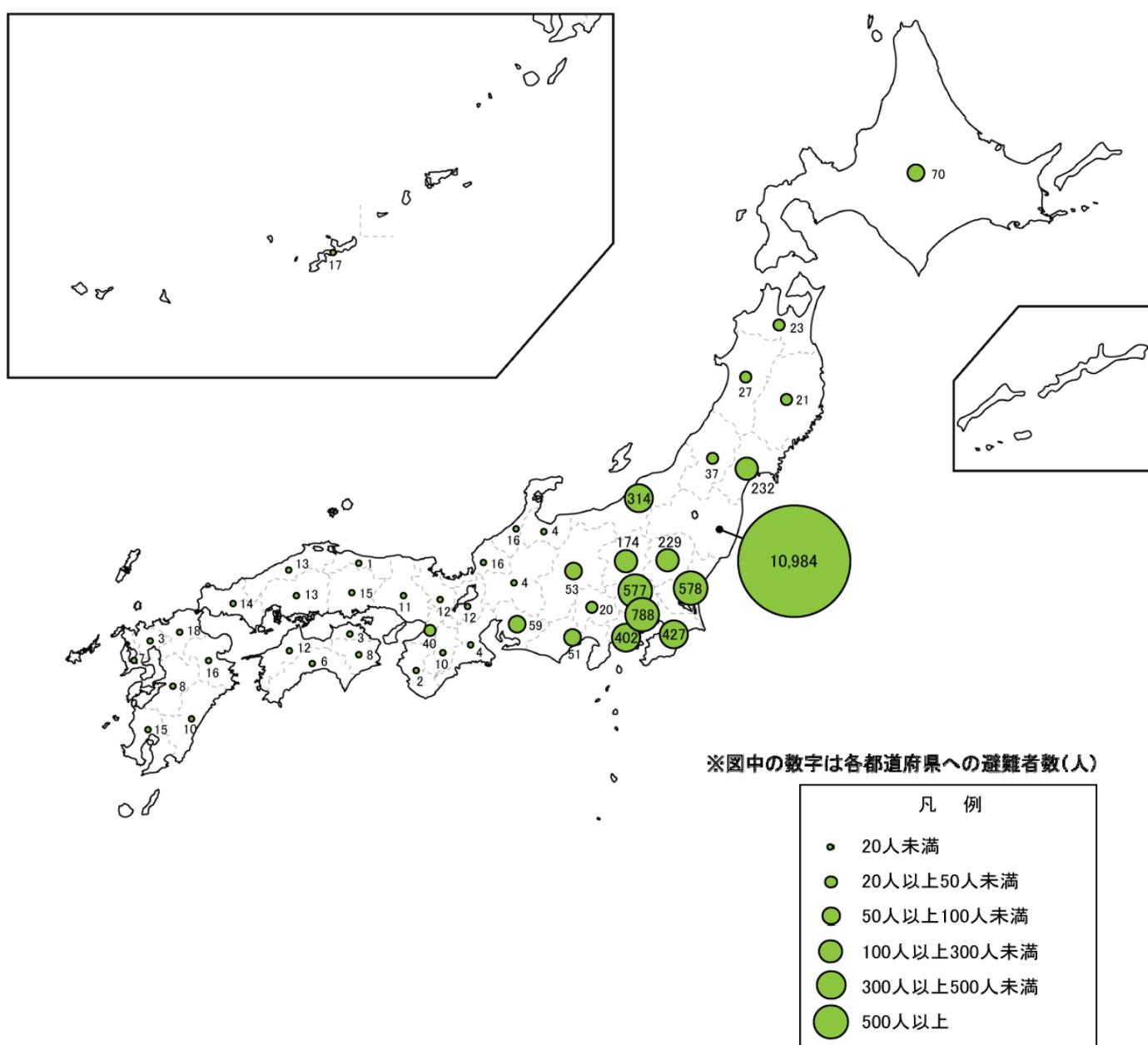
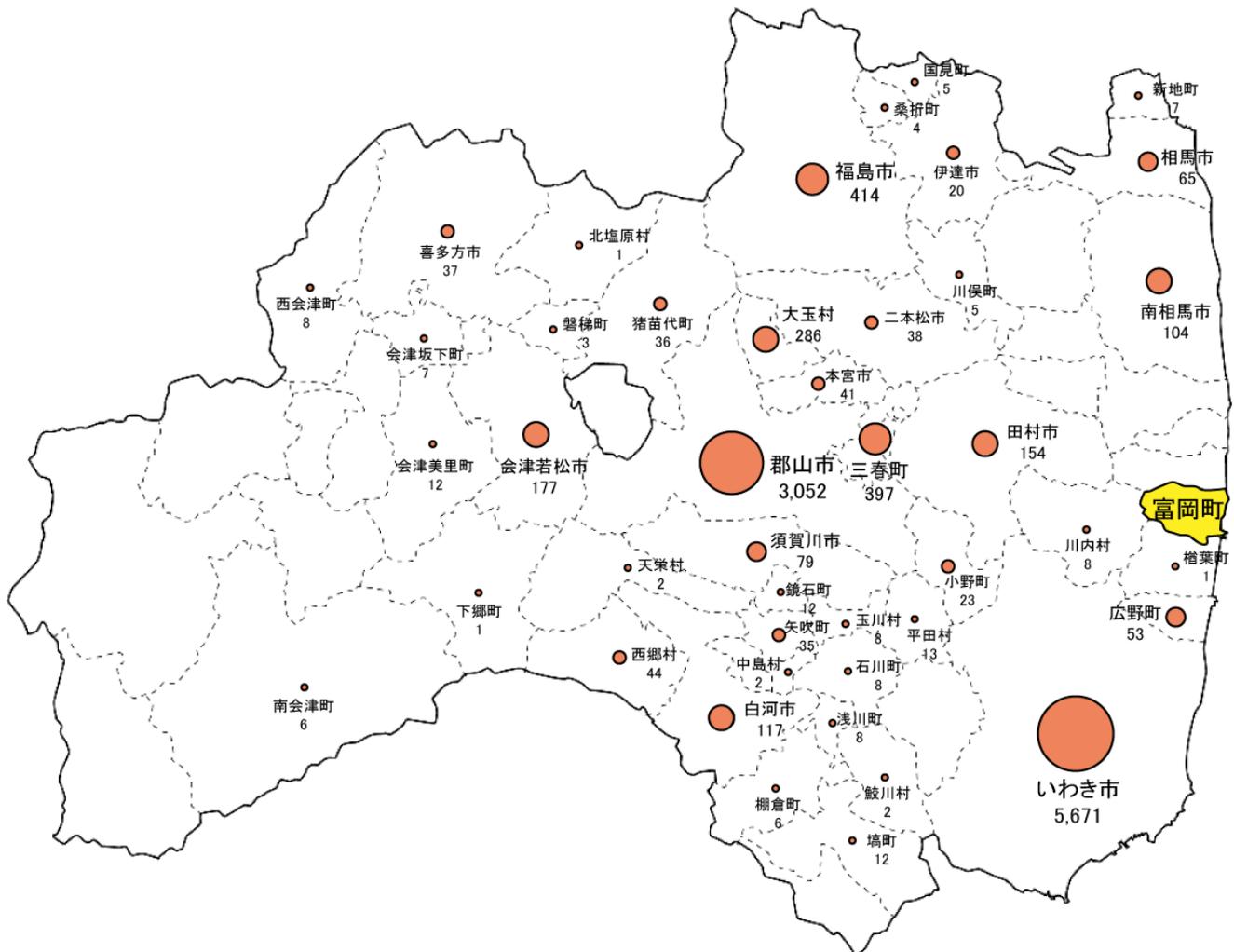


図 A2-1 町民の都道府県別避難者数 (H26. 3. 1 現在)

2) 福島県内での避難状況

県内での避難先は、いわき市が 5,671 人と最も多く、県内の避難者数（10,984 人）の半分以上を占めています。2 番目に多いのは郡山市（3,052 人）で、上位 2 市で県内の避難者数の約 80%を占めています。その他、福島市（414 人）、三春町（397 人）、大玉村（286 人）など中通りの自治体への避難が多い傾向にあります。



※図中の数字は各市町村への避難者数(人)

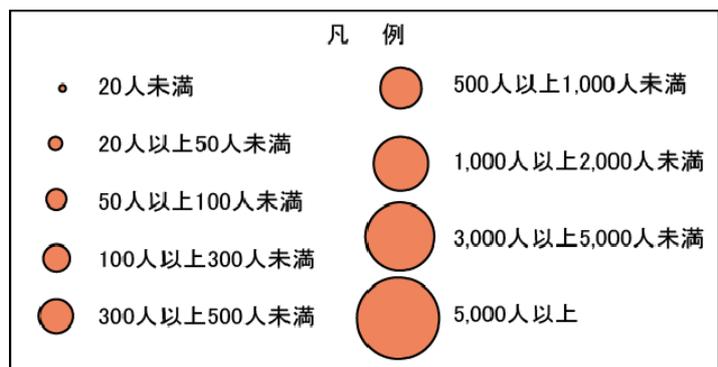
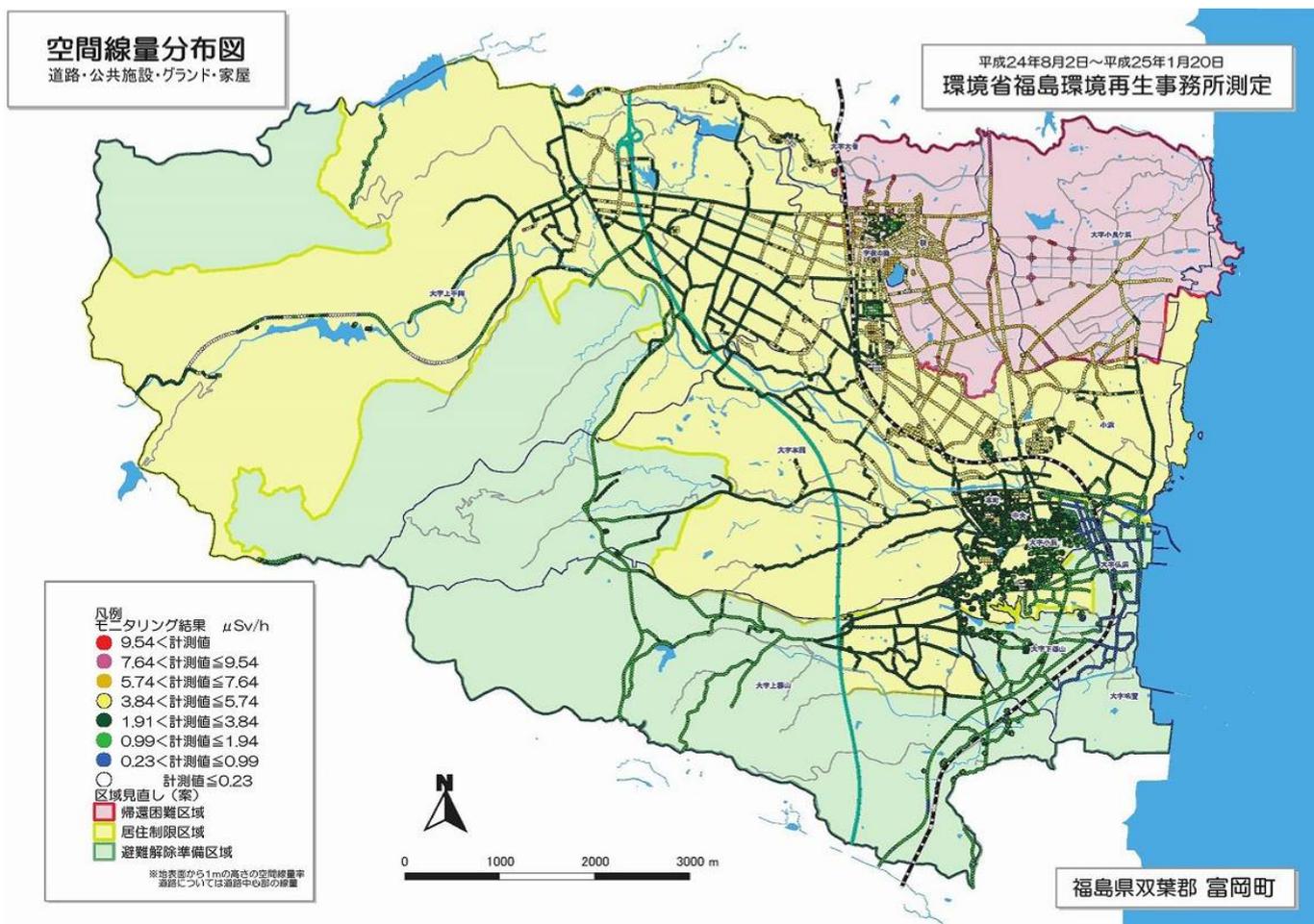


図 A2-2 町民の福島県内自治体別避難者数 (H26. 3. 1 現在)

(3) 放射線量、警戒区域の見直し

東日本大震災の発災後、地震・津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、富岡町の全域が警戒区域に指定されていましたが、2013(平成25)年3月25日、富岡町は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編されました。



資料：富岡町への立入りのしおり

図 A2-3 空間線量分布図

表 A2-2 避難指示区域の区域区分

区域見直し後の区域区分	行政区名
帰還困難区域	【全域】 小良ヶ浜、夜の森駅前北、夜の森駅前南、深谷 【一部】 新夜ノ森、大菅
居住制限区域	【全域】 小浜、中央、西原、新町、王塚、本町、清水、高津戸、上本町、杉内 【一部】 新夜ノ森、大菅、上郡、下千里、仲町
避難指示解除準備区域	【全域】 仏浜、栄町、駅前、毛萱、下郡山、太田、赤木、岩井戸 【一部】 上郡、下千里、仲町

資料：原子力災害対策本部「葛尾村、富岡町及び浪江町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」(H25.3.7)

(4) 住民意向調査から見える町民の意向

①富岡町住民意向調査（世帯主対象）

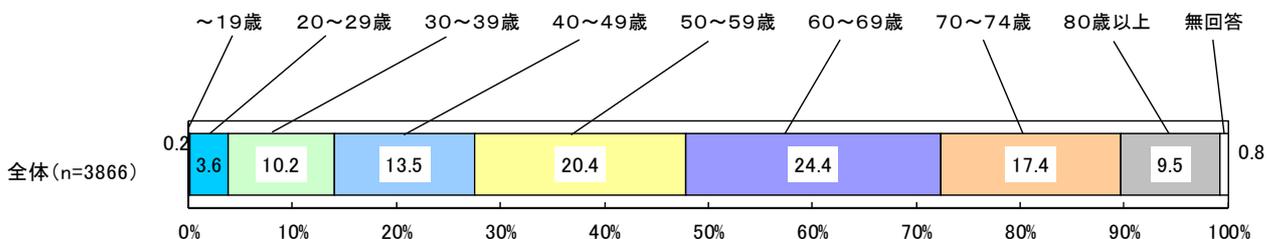
2013(平成25)年度に町が復興庁、福島県と合同で実施した住民意向調査の結果を整理し、結果から見える町民の意向を整理しました。

a) 調査概要

- 調査対象：全世帯主
- 調査期間：2013(平成25)年8月5日～19日
- 回答率：54.1% (3,866世帯分)

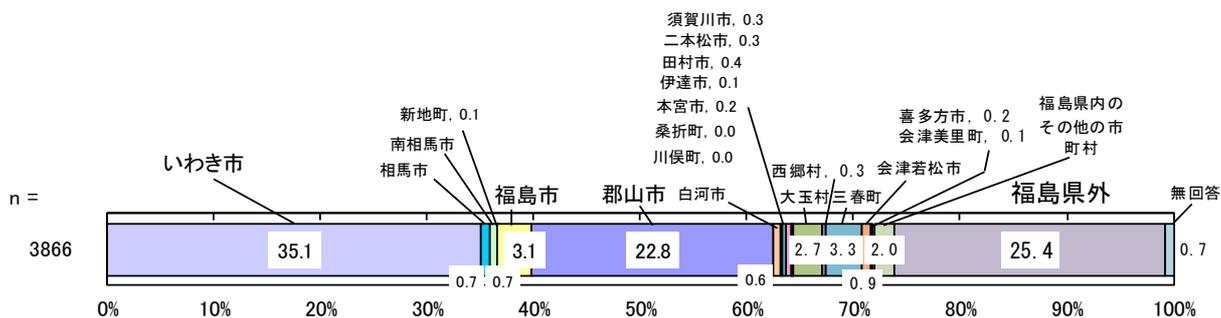
b) 調査結果

○基本属性



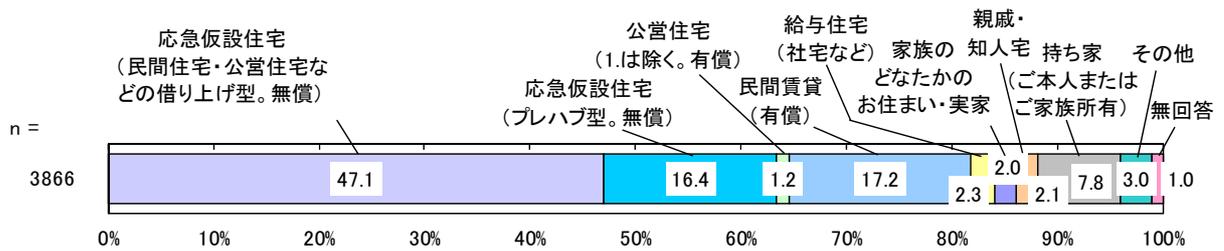
- ・年代別の回答割合は、60歳以上の世帯主が過半数(51.3%)を占めており、対照的に49歳以下の世帯主は3割程度(31.5%)にとどまっています。

○避難先自治体



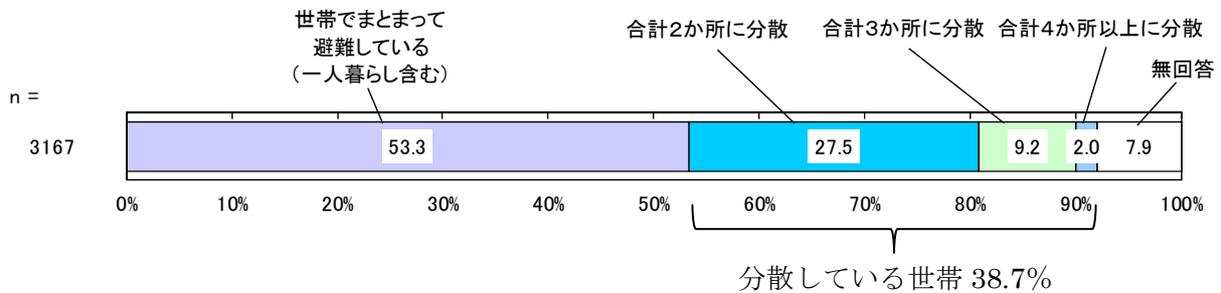
- ・避難先は、いわき市(35.1%)、郡山市(22.8%)の順に多く、福島県外も25.4%と全体の4分の1強を占めています。

○現在の住居形態



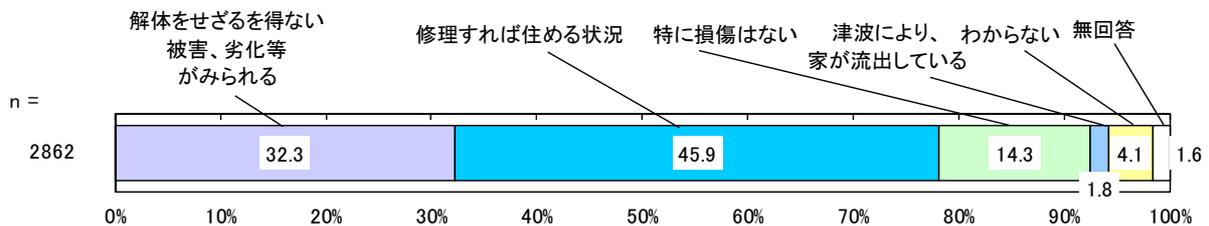
- ・借り上げ型の応急仮設住宅が半数近くを占め(47.1%)、次いで有償の民間賃貸住宅(17.2%)、プレハブ型の応急仮設住宅(16.4%)が多くなっています。

○世帯の分散状況



- ・分散して暮らしている世帯が全体の4割弱あり(38.7%)、そのうち3か所以上に分散している世帯は約1割(11.2%)に上ります。

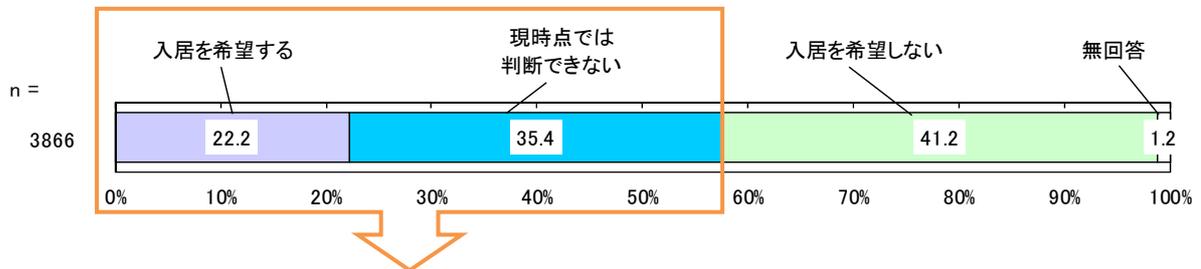
○被害の状況 (現在の住宅の状況)



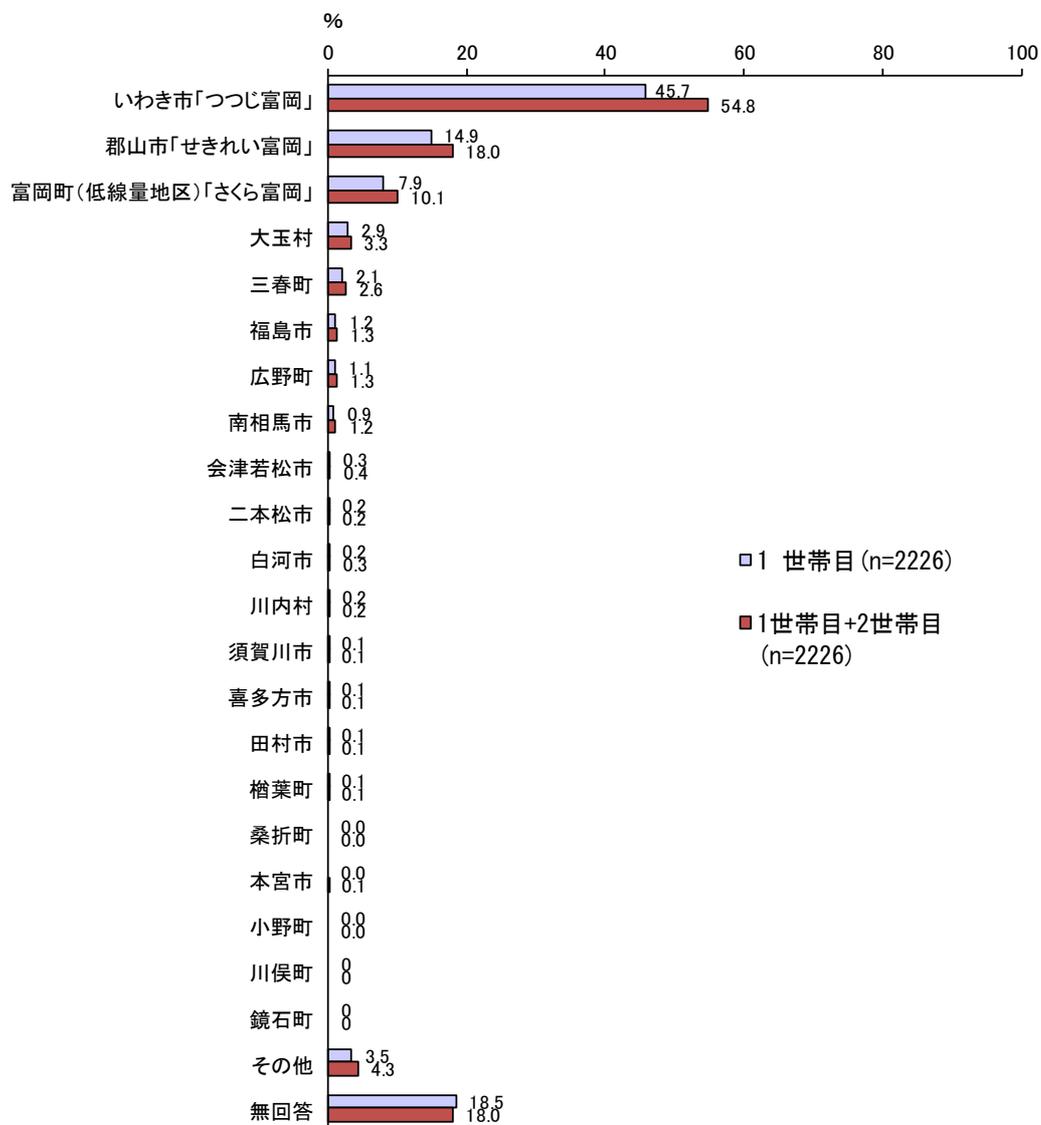
- ・「修理すれば住める状況」との回答が最も多い(45.9%)ものの、「解体をせざるを得ない被害、劣化が見られる」も多く、およそ3分の1を占めています(32.3%)。

○復興公営住宅の入居希望状況

- ・「入居を希望する」との回答は 22.2%にとどまり、「入居を希望しない」との回答が 41.2%にのびりました。



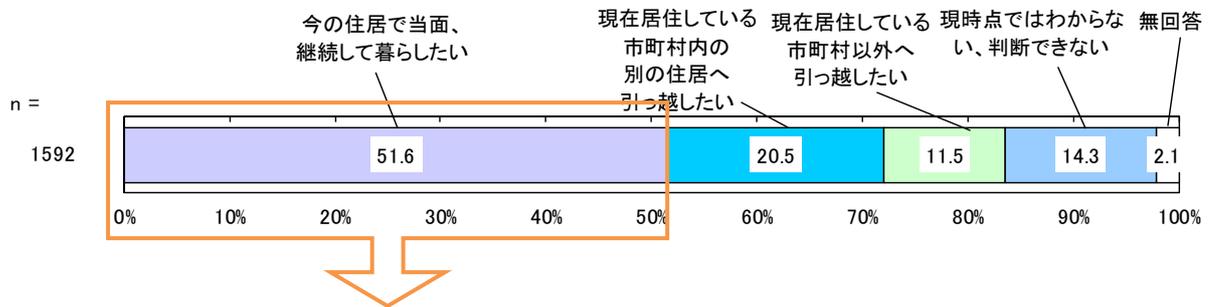
○復興公営住宅の入居に当たり希望する居住地



- ・いわき市を希望する回答が圧倒的に多く(54.8%)、次いで郡山市(18.0%)、富岡町(低線量地区)(10.1%)の順に多くなっていました。

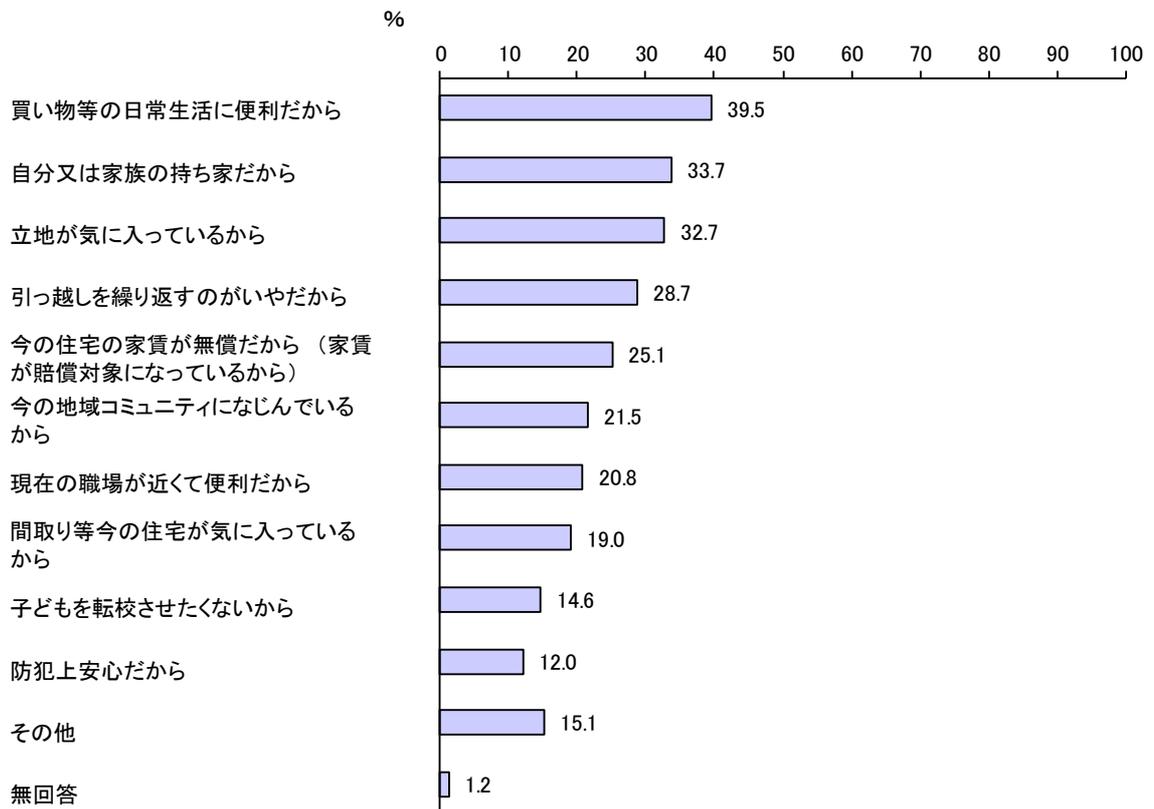
○避難期間中の住居について（復興公営住宅の入居を希望しない方）

- ・「今の住居で当面、継続して暮らしたい」との回答が半数以上にのぼり(51.6%)、「引っ越したい」（居住市町村の内外問わず）との回答が3割程度(32.0%)ありました。



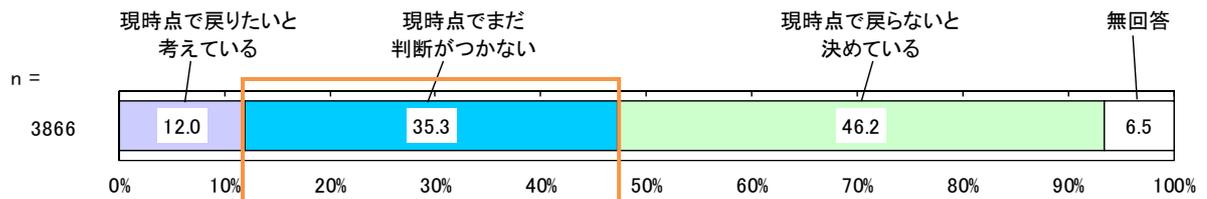
○今の住居で継続して暮らしたい理由

n = 822



- ・「買い物等の日常生活に便利だから」(39.5%)という回答が最も多く、利便性を重視した結果となっています。次いで、「自分又は家族の持ち家だから」「立地が気に入っているから」という意見も30%を超えています。

○帰還の意向



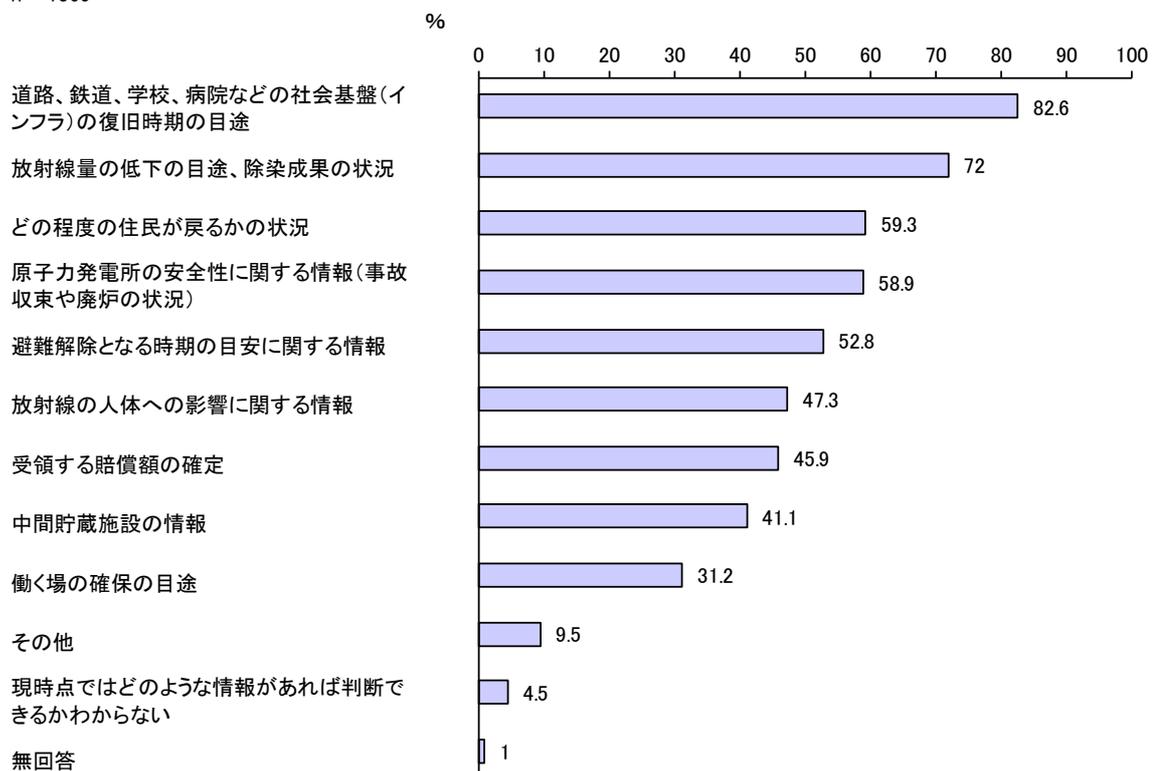
- ・2012（平成24）年12月の前回調査からの帰還意向の推移は下記の通りです。

選択肢	前回調査 (H24.12)	今回調査 (H25.8)
現時点で戻りたいと考えている	15.6%	12.0%
現時点でまだ判断がつかない	43.3%	35.3%
現時点で戻らないと決めている	40.0%	46.2%

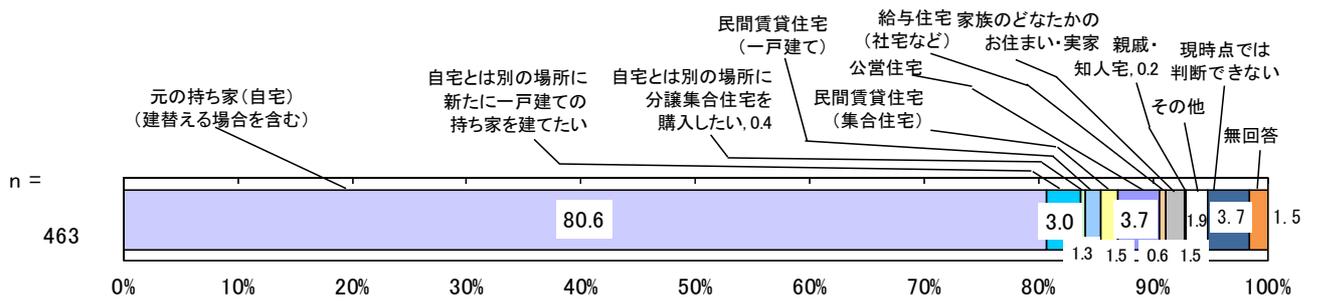
- ・上表に示す通り、「現時点で戻りたいと考えている」が3.6ポイント減少、「現時点でまだ判断がつかない」が8.0ポイント減少し、代わりに「現時点で戻らないと決めている」が6.2ポイント増加しています。

○帰還を判断する上で必要な情報

n = 1365



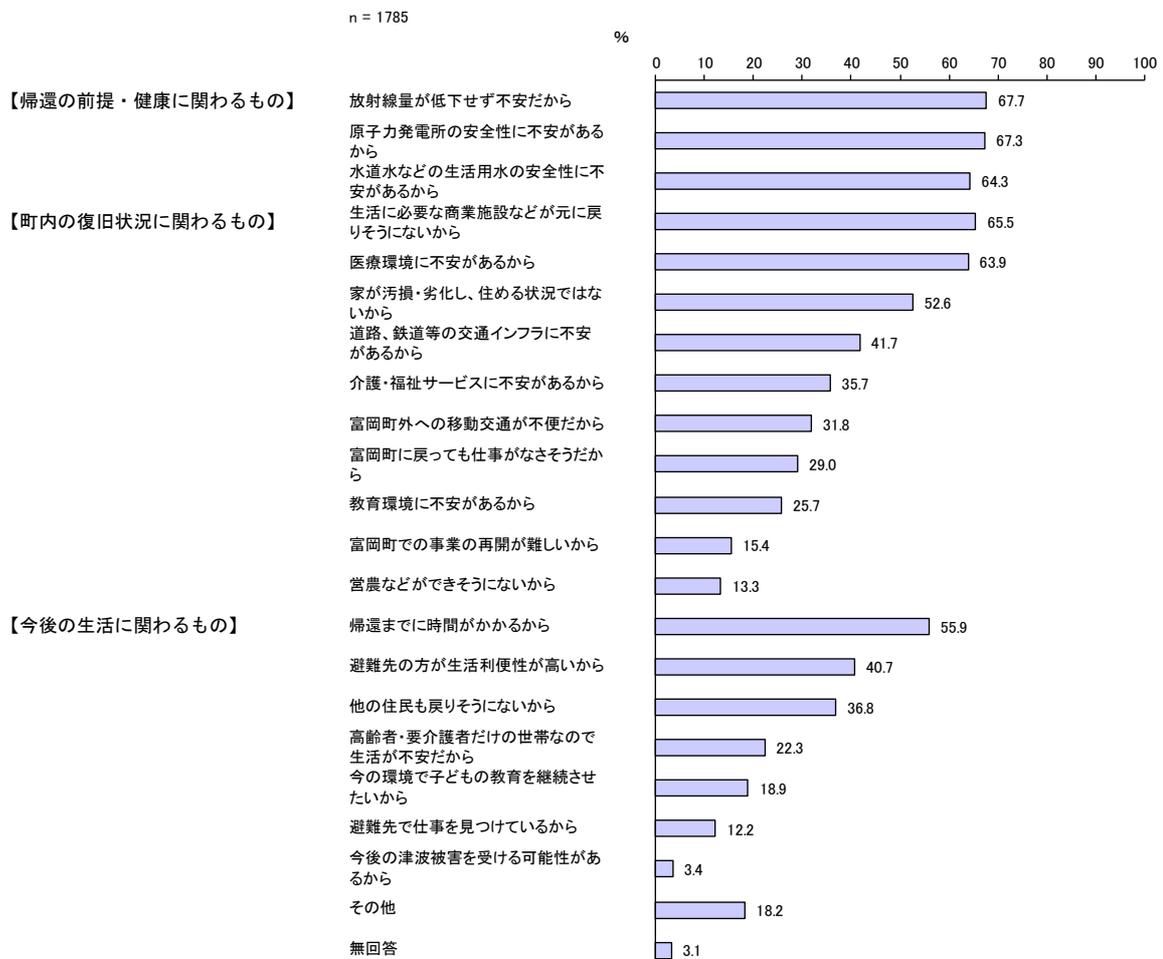
○帰還した場合に希望する住居



- ・「元の持ち家(自宅)」を希望する割合が 80.6%と圧倒的に多く、「公営住宅」の希望は 3.7%とごく小さな割合にとどまっています。

【現時点で戻らないと決めている人】

○戻らないと決めている理由



- ・放射線量や原発に対する不安や、商業施設や医療施設など生活サービスへの不安、帰還までに要する時間などが、戻らないと決めた大きな要因となっています。

②富岡町子どもアンケート

2013(平成25)年度に町が実施した小学生・中学生・高校生対象のアンケートの結果を整理しました。

a) 調査概要

- 調査対象：10～12歳、13～15歳、16～18歳
(それぞれ異なる調査票により実施)
- 調査期間：2013(平成25)年8月15日～9月9日
- 回答率：

10～12歳	38.3%
13～15歳	47.1%
16～18歳	54.4%

b) 調査結果

ア) 富岡町の好きなところ、誇れるところ

- 10～12歳(好きなところ)
 - ・「自然が多いところ」「すごしやすい気候」など、町特有の自然、気候に関することに満足
- 13～15歳(好きなところ)
 - ・「自然が多いところ」が圧倒的に多く、次いで「スポーツ・勉強の施設の多さ」についての回答が多い
- 16～18歳(誇れるところ)
 - ・「夜の森の桜並木や夜ノ森駅のツツジ」が92.8%と圧倒的に多く、次いで「海や河川、緑などの自然が豊か」(60.2%)など、主に自然環境を誇りに思う傾向がある

イ) 富岡町の嫌いなところ、改善すべきところ

- 10～12歳(嫌いなところ)
 - ・「あり」19%、「なし」81%
⇒嫌いな点：「商店、商業施設が少ない」が多数
- 13～15歳(嫌いなところ)
 - ・「あり」25%、「なし」75%
⇒嫌いな点：「商業施設、娯楽が少ない」が多数
- 16～18歳(改善すべきところ)
 - ・「商業施設の充実」が圧倒的多数(39.8%)

ウ) 将来の帰還意向

○10～12 歳

- ・「はい」 40%、「いいえ」 20%、「わからない」 40%

○13～15 歳

- ・「はい」 19%、「いいえ」 26%、「わからない」 55%

○16～18 歳

- ・「はい」 18%、「いいえ」 39%、「わからない」 43%

エ) 町に帰りたい理由

○13～15 歳

- ・「自分の家があるから」「住み慣れているから」「友達がいるから」など（回答数順）

○16～18 歳

- ・「住み慣れている」「自分の家がある」など（回答数順）

オ) 町に帰らない理由

○10～12 歳

- ・「今の生活が良いから」「放射能がこわいから」など（回答数順）

○13～15 歳

- ・「今の生活が良いから」「放射能への不安があるから」の二つの回答が多数

○16～18 歳

- ・「放射能への不安」「家が住める状態にない」「今の生活に満足」など

カ) どんな町なら帰りたいか

○10～12 歳

- ・「放射能がなくなる」「友達がいる」など（回答数順）

○13～15 歳

- ・「放射能への不安がなくなる」「友達がいる」「住める家がある」など（回答数順）

○16～18 歳

- ・「放射能への不安がなくなる」「住める家がある」「友達がいる」など（回答数順）

キ) 将来どんな町であってほしいか

○13～15 歳

- ・「商業施設や病院が充実」「交通の便が良い」「スポーツ施設、学習施設が充実」など（回答数順）

○16～18 歳

- ・「商業施設や病院が充実」が最多、次いで「会社や工場など働く場がある」「交通の便が良い」「自然環境が豊か」など（回答数順）

ク) 今、不便なこと

○10～12 歳

- ・「富岡町の友達とはなれた」が最多（71.2%）、次いで「家がせまい」「自分の部屋がなくなった」など（回答数順）

○13～15 歳

- ・「富岡町の友達とはなれた」（66.5%）、「家がせまい」（55.7%）など（回答数順）

○16～18 歳

- ・「家がせまい」（57.8%）「富岡の友達と離れてしまった」（54.2%）の二つの回答が圧倒的多数

ケ) 今、不安なこと

○10～12 歳

- ・「また地震や津波がこないか不安」（60.1%）、「放射能で体が悪くならないか不安」「不安に思っていることはない」など（回答数順）

○13～15 歳

- ・「また地震や津波がこないか不安」（41.2%）、「不安はない」「放射能への健康不安」など（回答数順）

○16～18 歳

- ・「放射能への健康不安」（39.0%）、「今後の居住地」（38.6%）の二つの回答が圧倒的多数

コ) 今後通いたい学校は？

○10～12 歳

- ・「いま通っている学校」(64%)、「富岡町が独自でつくる学校」(23%)、「双葉郡合同でつくる学校」(5%)

○13～15 歳

- ・「いま通っている学校」(75%)、「富岡町が独自でつくる学校」(13%)、「双葉郡合同でつくる学校」(2%)

サ) 富岡町と聞いて思い浮かぶこと

○10～12 歳

- ・「桜関係」(60.4%) が圧倒的多数

○13～15 歳

- ・「桜関係」(62.1%) が圧倒的多数

シ) 町への要望

○10～12 歳

- ・「町に帰りたい」「再会の集い」に関することが多数

○16～18 歳

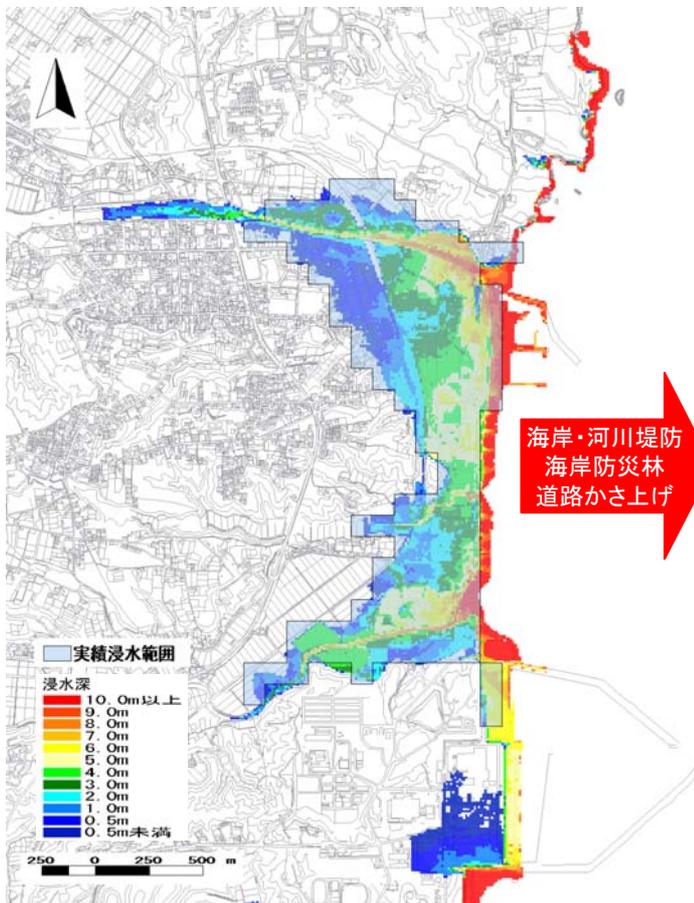
- ・「町に帰りたい、避難以前に戻してほしい」「商業施設の充実などまちづくり関連」など

(5) 津波シミュレーション

- ・東日本大震災による津波で被災した富岡海岸を対象に、富岡町を再び同規模の津波が襲ったという条件の下、海岸堤防や海岸防災林などの整備により津波の威力を抑える効果を検証するため、津波シミュレーションを実施しました。
- ・初めに、東日本大震災時の津波による浸水の再現（現況再現）を行い、国土交通省の被災状況調査結果により得られた浸水範囲（100mメッシュ）とほぼ合致するように計算条件を調整しました。
- ・震災前と同じ状況下（ケース①）では、JR常磐線付近まで5m以上の津波が押し寄せ、富岡駅の西側にまで2m以上の津波が到達しています。
- ・海岸堤防（高さ 8.7m）、河川堤防、県道広野小高線のかさ上げ（高さ 12m）、海岸防災林（幅 200m 程度）を整備したケース②では、浸水面積はJR常磐線の東側で食い止められ、浸水の深さも、特に道路の西側では富岡川河口付近を除く大部分で概ね1m以下に抑えられました。

◇ケース①（現況再現）

- ・施設整備なし



◇ケース②

- ・施設整備（海岸・河川堤防、道路、防災林）

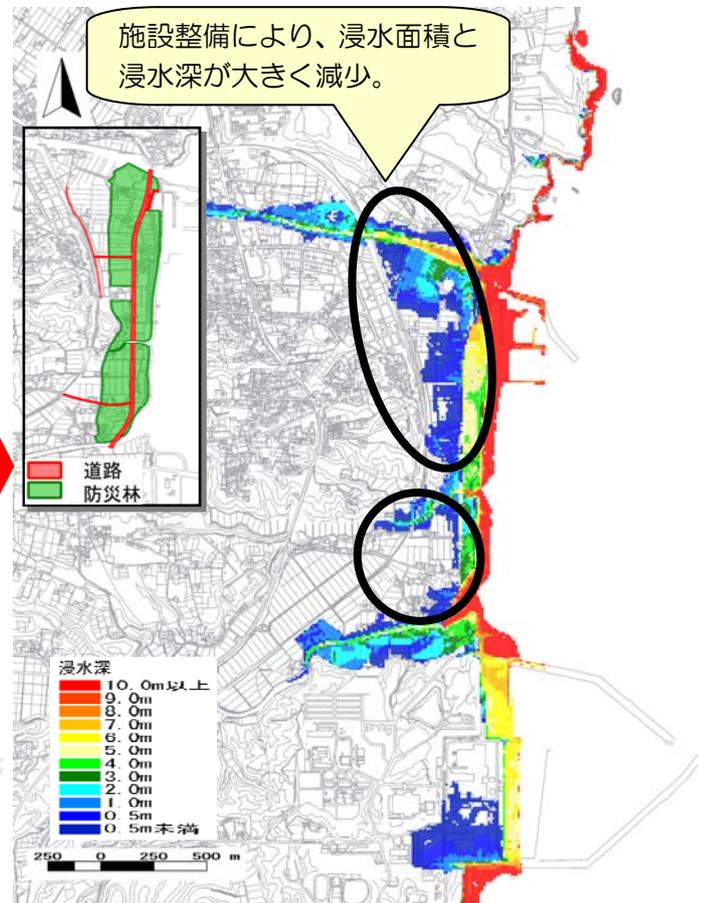


図 A2-4 津波シミュレーション結果の比較

参考－3 人口推計について

(1) 人口推計の目的

今後、富岡町の復興まちづくりを進めるにあたり、町民の帰還パターンに応じた人口規模や年齢構成などを想定しながら、富岡町の目指すべき将来像や施策の方向性を検討する必要があります。そこで、これらの検討を行う際の基礎資料としての活用を目的に、富岡町の将来人口の推計を実施しました。

(2) 推計方法

- ・ コーホート要因法にて推計を行いました。
- ・ 2010(平成 22)年の5歳階級別男女別人口(国勢調査)をベースに推計を実施しました。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の方法をもとに、5年ごとに推計を実施しました(国勢調査の年度にあわせる)。

(3) 推計に当たっての条件

- ・ 町民の帰還意向の反映に関しては住民意向調査(2013(平成 25)年 8月)の結果を活用し、年代別回答を考慮した上で反映しました。

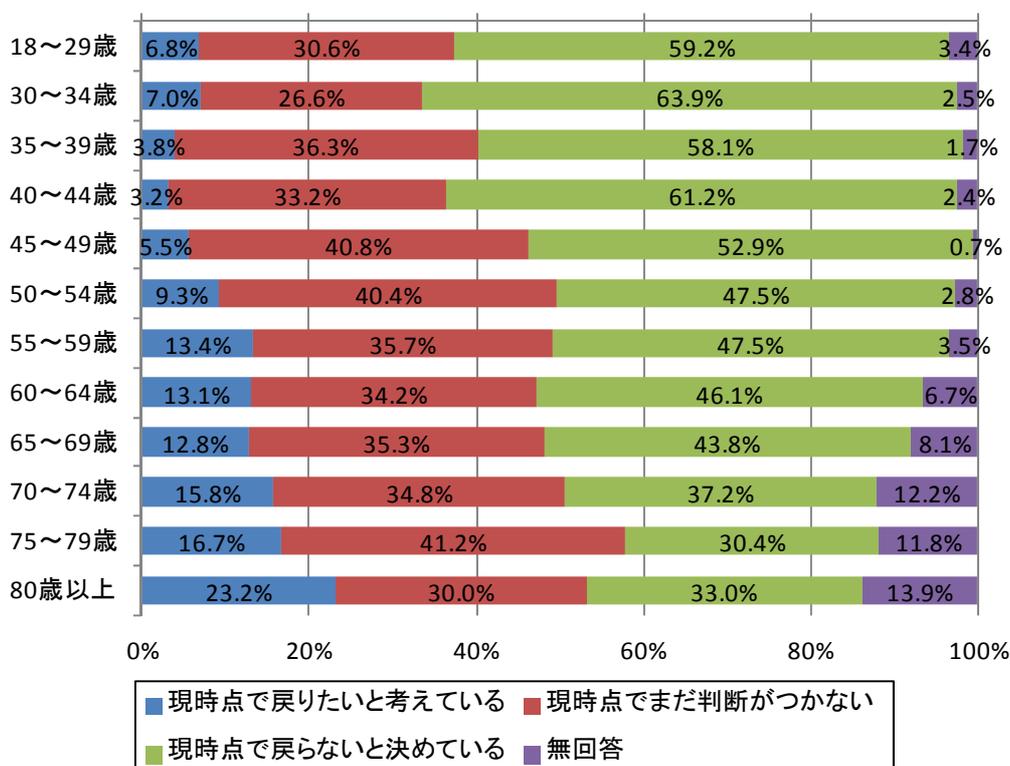


図 A3-1 住民意向調査結果に基づく年代別帰還意向

(4) 推計ケースの基本的な考え方

図 A3-2 に示す通り、「現時点で戻りたいと考えている」町民全員が帰還するケースBを基準として、低位推計（ケースA）と高位推計（ケースC、ケースD）の4ケースを設定し、これらの町民帰還パターン（ケースA～D）について将来人口推計を行いました。

さらに、これらの町民帰還パターンに加えて、廃炉に従事する技術者・作業員が町内に居住した場合を想定したケースA'～D'についても推計を行いました。

住民意向調査(H25.8)の結果に基づく 町民の帰還意向		左記に外部からの人口増加要因を付加	
ケースA	ケースBのうち50%が帰還	ケースA'	ケースA～Dに加え、外部からの人口増加要因として、廃炉に従事する技術者・作業員1,600人*が町内に流入したケースを想定 ※算定根拠は、参考-3の補足IIを参照
ケースB (基準)	「現時点で戻りたいと考えている」町民全員が帰還（全町民の約12.0%）	ケースB'	
ケースC	ケースBに加え、「現時点でまだ判断がつかない」町民の25%が帰還	ケースC'	
ケースD	ケースBに加え、「現時点でまだ判断がつかない」町民の50%が帰還	ケースD'	

図 A3-2 人口推計ケースの考え方

(5) 年代区分に応じた帰還パターンの想定

町への帰還パターンとして、放射線量の影響等を考慮すると、図 A3-3 に示す通りまずは 60 歳以上の年代が優先的に帰還し、ファミリー層を含む 59 歳以下の帰還は、帰還開始から間もない 2020(平成 32)年時点で 10%程度にとどまると仮定します。ただし、5年後の 2025(平成 37)年までには、帰還意向を有する町民の全てが帰還するものとします。

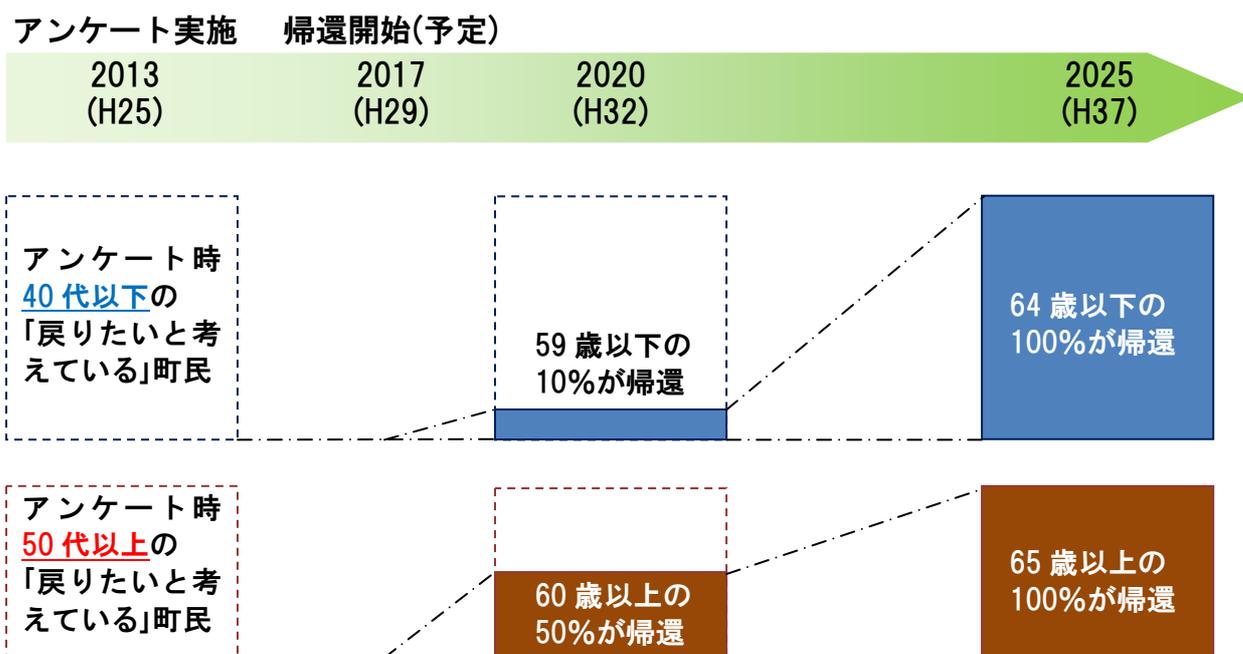


図 A3-3 年代別の帰還パターンの想定

(6) 人口推計

①町民帰還パターンによる推計結果

- ・ケースAでは、帰還する人口は2025(平成37)年の最大値においても600人を下回っています。
- ・ケースBでは、2025(平成37)年に人口が1,200人程度に達するのをピークに減少し、2035(平成47)年には1,000人を下回ります。
- ・帰町人口のピークとなる2025(平成37)年時点において、ケースCで約2,400人、ケースDで約3,600人が町内に帰還すると見られます。
- ・高齢化率は、帰還開始から間もない2020(平成32)年時点では60～70%と非常に高く、帰還傾向が落ち着く2025(平成37)年には概ね30～40%台を示します。その後、ケースA、Bでは高齢化率が徐々に低下し、ケースC、Dでは高齢化率が微増する傾向にあります。

表 A3-1 町民帰還パターンごとの将来推計人口及び高齢化率

		2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
ケースA	人口	204	592	529	471	417
	高齢化率	73.5%	48.0%	47.1%	43.9%	41.5%
ケースB	人口	415	1,197	1,064	942	828
	高齢化率	73.0%	48.1%	47.4%	44.2%	41.5%
ケースC	人口	733	2,424	2,207	2,000	1,791
	高齢化率	66.2%	40.3%	42.0%	41.9%	43.3%
ケースD	人口	1,049	3,647	3,347	3,054	2,758
	高齢化率	63.5%	37.7%	40.4%	41.2%	43.7%
【参考】 震災前推計値	人口	14,997	14,513	13,982	13,364	12,677

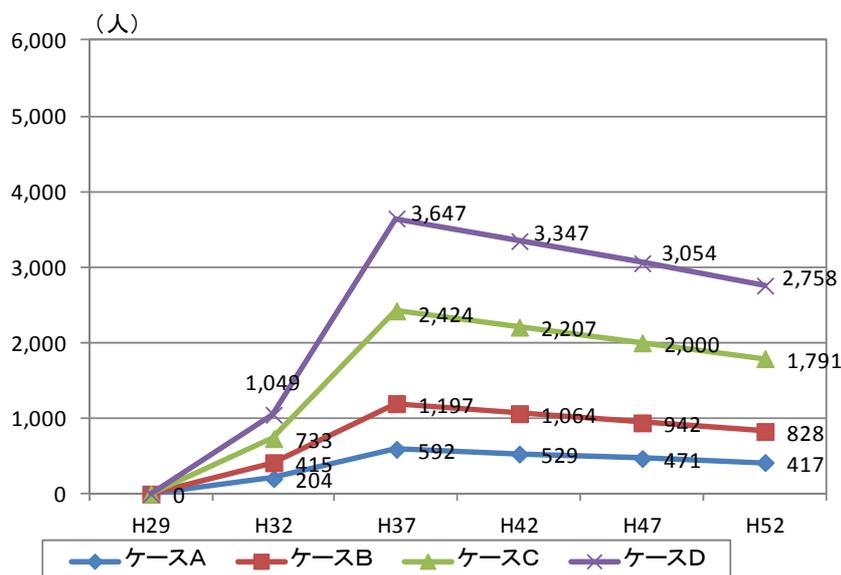


図 A3-4 町民帰還パターンごとの将来推計人口グラフ

②外部からの人口増加要因（廃炉従事者の転入）を想定した推計結果

- ・町民帰還のみを考慮する場合（ケースA～D）に比べて、各年度で転入者数 1,600 人の分だけ増加しています。
- ・高齢化率は、ケースA'、B' では概ね 10% 台と全国の中でも非常に低い割合で推移しています。これは、帰還する町民の人口が少ないほど、外部からの流入人口（30～50 歳代）の割合が大きくなり、高齢化率が低くなるためと考えられます。

表 A3-2 外部からの人口増加要因を考慮した将来推計人口及び高齢化率

		2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
ケースA'	人口	1,804	2,192	2,129	2,071	2,017
	高齢化率	8.3%	13.0%	11.7%	10.0%	8.6%
ケースB'	人口	2,015	2,797	2,664	2,542	2,428
	高齢化率	15.0%	20.6%	18.9%	16.4%	14.2%
ケースC'	人口	2,333	4,024	3,807	3,600	3,391
	高齢化率	20.8%	24.3%	24.4%	23.3%	22.9%
ケースD'	人口	2,649	5,247	4,947	4,654	4,358
	高齢化率	25.1%	26.2%	27.3%	27.1%	27.7%
【参考】 震災前推計値	人口	14,997	14,513	13,982	13,364	12,677

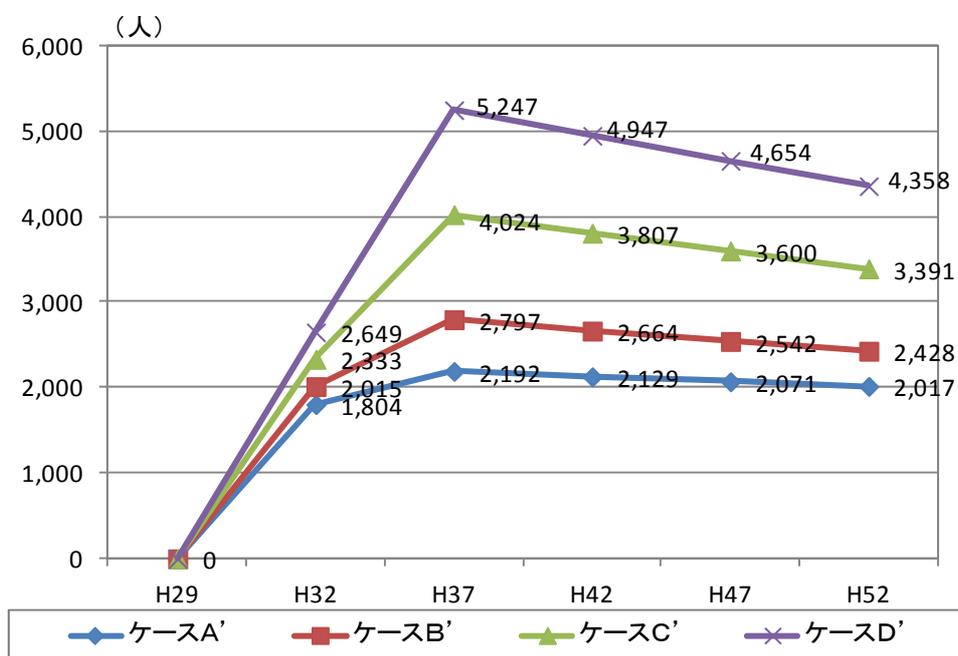


図 A3-5 外部からの人口増加要因を考慮した将来推計人口グラフ

(7) 将来人口フレームについて

今後、復興まちづくりを進める際に念頭に置く将来人口フレームとして、下記の条件を設定します。

- ① 住民意向調査で「現時点で戻りたいと考えている」と回答した町民（全体の約 12.0%）の全員が帰還する
- ② ①に加え、曲田地区の基盤整備や復興公営住宅の整備などの受け入れ体制が進むことにより、住民意向調査で「現時点でまだ判断がつかない」と回答した町民の 4 分の 1（25%）が帰還する（全町民の約 8.8%）
- ③ 廃炉作業に従事する技術者・作業員が町外から流入し、当面の間、富岡町内に居住する（1,600 人程度）

ケース B（「現時点で戻りたいと考えている」町民の全員が帰還）の想定に加え、曲田地区や復興公営住宅などの受け入れ体制の整備、海岸堤防や海岸林などの津波対策ハード整備を行うことで、町内で安全に安心して暮らせる住環境が形成され、その結果「現時点でまだ判断がつかない」町民の 25%が帰る意志を示すと想定します。すなわち、**町内での安心・安全な受け皿づくりに尽力することで、町民の帰還パターンがケース B からケース C へ移行する**ものと想定します。

さらに、今後数十年は福島第一原子力発電所などの廃炉作業が継続すると考えられるので、**町で生活する人口規模はケース C に廃炉作業従事者を加えた人数（ケース C'）**になると想定します。

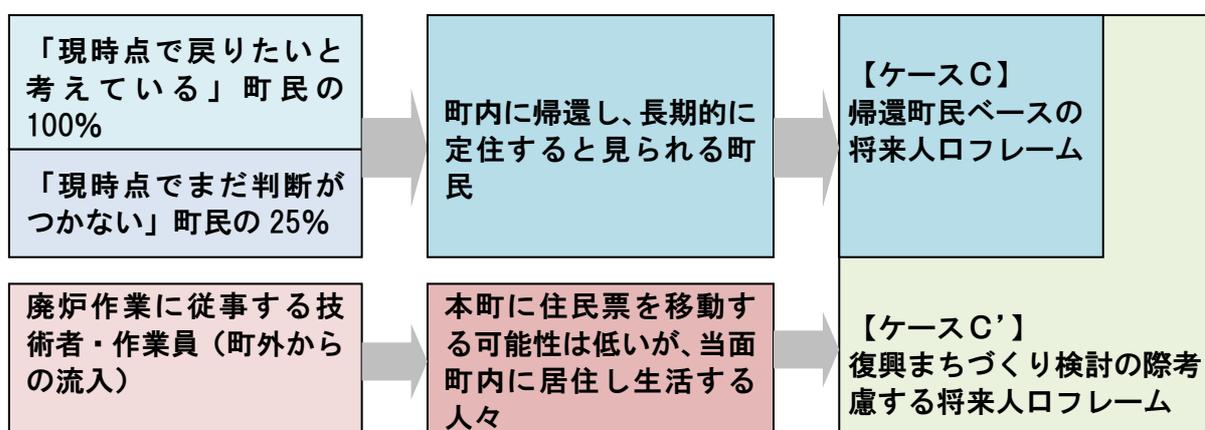


図 A3-6 人口フレームの設定

今後の富岡町のまちづくりは、町内に帰還し長期的に定住する住民規模からの視点と、加えて町外から廃炉作業のために流入する住民を加えた規模からの視点が重要になります。

そこで、2025（平成 37）年時点で帰還する町民の将来人口推計をケース C（約 2,500 人）、町内の基盤整備の規模を考える際の将来人口推計をケース C'（約 4,100 人）として、今後の復興まちづくり施策の検討を進めます。

平成 37 年の将来推計人口

○帰還町民ベース	2,500 人
○まちづくり検討ベース	4,100 人

※上記の推計人口は、今後も継続して実施する住民意向調査の結果を踏まえながら、適宜見直しをかけていくものとします。

※帰還困難区域の指定などで当面帰還できない近隣町村の住民の受け入れについても、近隣町村の動向を踏まえながら考慮します。

参考－3の補足

I. コーホート要因法について

○コーホートとは

同年または同期間に出生した一かたまりの集団。

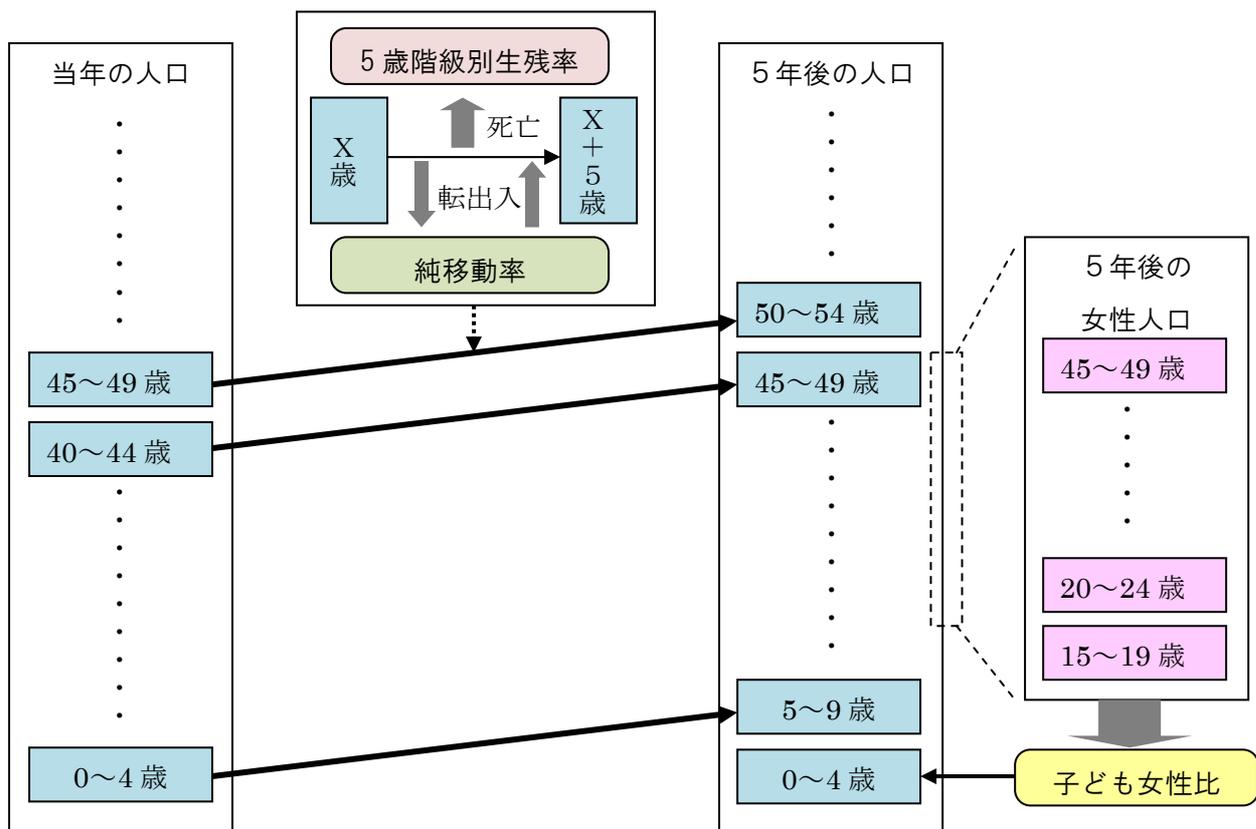
- ・ 1年ごとに人口予測する場合…「同じ年に生まれた人々の集団」
- ・ 5年ごとに人口予測する場合…「ある5年間に生まれた人々の集団」を指す。

※今回の人口予測では、コーホートを「ある5年間に生まれた人々の集団（男女別）」として扱う。

○コーホート要因法とは

コーホートごとに時間経過に応じた人口の自然増減（出生、死亡）と純移動（転出入）を反映させて推計を行う方法。人口増減のメカニズムに最も忠実な予測方法として、国内外の人口推計等で広く用いられている。

○コーホート要因法の推計フロー



※用語解説

- ・ 生残率…ある年次の男女別年齢（5歳階級）別人口が5年後に生き残る確率
- ・ 純移動率…基準年次における男女別年齢（5歳階級）別人口について、5年前からの転入超過数を、5年前の男女別年齢（5歳階級）別人口で割った値
- ・ 子ども女性比…ある年次の0~4歳人口（男女計）を、同年の15~49歳女性人口で割った値

Ⅱ. 町外からの人口流入の条件設定

- ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議 事務局会議（第6回）の【資料2】中長期ロードマップ進捗状況（概要版）において、平成25年3～5月のうち、1ヶ月平均で実際に業務に従事した人数（協力企業作業員及び東電社員）を6,300人としており、これを基準値として設定した。
- ・上記で基準値とした6,300人のうち、今後、福島第一原子力発電所の南側で直近の拠点となる富岡町に基準値の半分である3,150人が入り、その中で約半数が町内に居住するものとして、町内に居住する廃炉技術者・作業員を**1,600人**とした。
- ・上記で算出した転入者1,600人は男性のみとし、年代分布を右表の通り仮定した。
- ・転入者は、5年以内に転勤等で全て入れ替わるものとし、基準年次から5年後のコーホートには反映されないものとした。

年齢層	流入者数(人)
30～34歳	200
35～39歳	200
40～44歳	300
45～49歳	300
50～54歳	300
55～59歳	300
合計	1,600

参考－4 復興公営住宅の整備事例

(1) 福島県の復興公営住宅の整備方針

～第二次福島県復興公営住宅整備計画(H25.12)より～

1) 基本的な考え方

- ・復興公営住宅は、避難中の方々のコミュニティの維持・形成の拠点となるものです。
- ・入居の方法は、町民単位や親族同士など、複数世帯の入居（グループ入居）に配慮します。
- ・集会室を併設するなど、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- ・集会室などを拠点に、地域住民の方々とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金などを活用した様々な事業を実施します。

2) 建設に当たっての考え方（復興公営住宅の特徴）

- ・玄関から居室内まで、段差のないバリアフリーとします。
- ・3階建て以上の建物には、全てエレベーターを整備します。
- ・太陽光発電装置を設置し、エネルギー効率のよい住宅を整備します。
- ・地域の気候に配慮します。特に会津地方では、サンルームを設置します。
- ・用地の状況を踏まえ、戸建てや2戸1棟の住宅も整備します。
- ・一部について、ペットが飼育できる住宅も整備します。
- ・木造住宅や内装材への県産木材の活用に配慮します。

3) 入居の考え方（入居方針）

- ・コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮します。
- ・親族同士など複数世帯での入居（グループ入居）に配慮します。
- ・高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯に配慮します。

※いわき市、郡山市に整備される県営の復興公営住宅は、一部を除き中高層住宅となります。

福島県営復興公営住宅のイメージ（1）



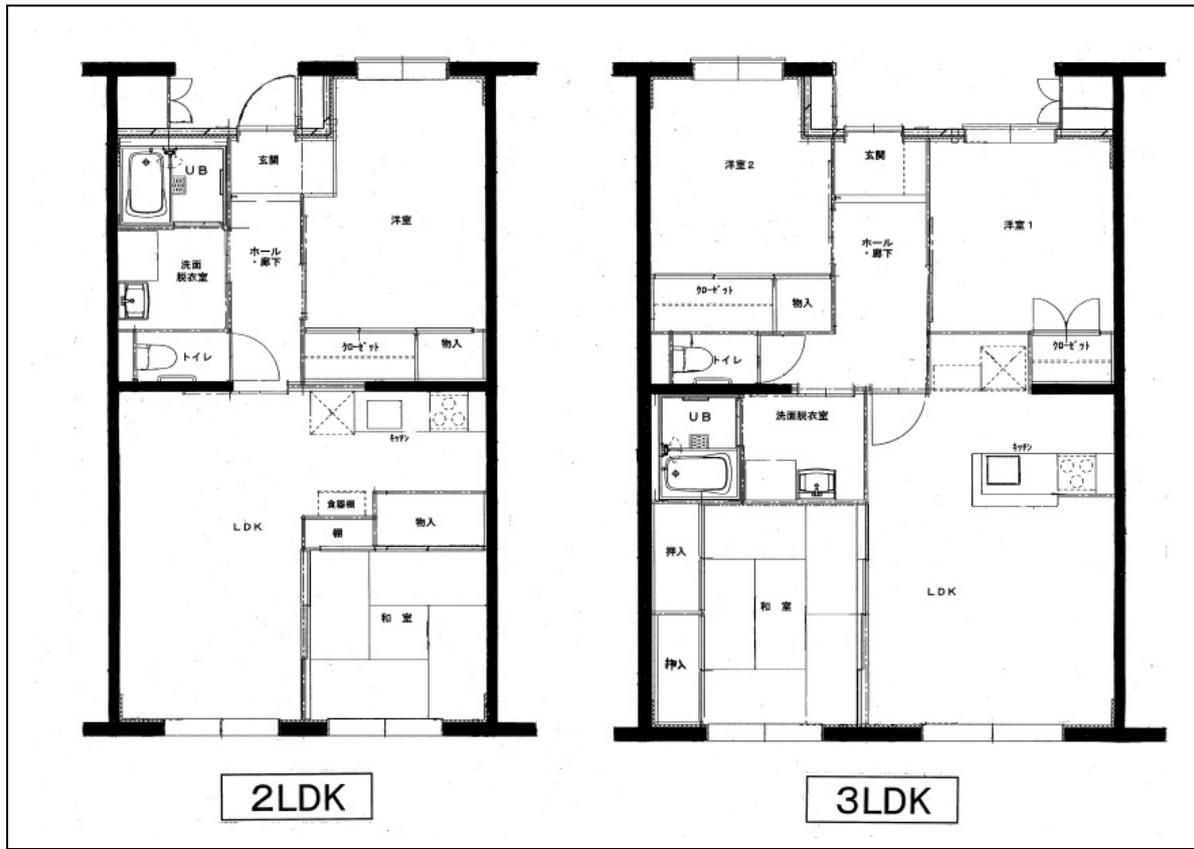
標準設計プランのイメージ



1階部分のイメージ

出典：福島県復興公営住宅整備計画（第一次（改定版）、第二次）

福島県営復興公営住宅のイメージ（２）



間取りのイメージ



復興公営住宅（郡山市 日和田団地）の完成イメージ図

出典：福島県 HP

4) 整備予定時期

①いわき市

表 A4-1 いわき市の原発被災者向け復興公営住宅整備戸数（富岡町分）

平成 26 年 3 月 1 日現在

所在地（団地名）	戸数	募集時期	入居可能時期	備考
常磐上湯長谷町 （湯長谷団地）	50	H26 年 4 月	H27 年 3 月	他の町村と共通で入居募集
小名浜 （下神白団地）	80	H26 年 4 月	H27 年 1 月	富岡町専用
平八幡	12	H26 年秋頃	H27 年度 第 2 四半期	他の町村と共通で入居募集
小川町※	50	未定	H27 年度中	他の町村と共通で入居募集
好間 内郷宮町 泉町本谷 小名浜大原	360			左の地域で設置場所を調整中。数は富岡分
（合 計）	552			

※小川地区の復興公営住宅は、木造 2 階建で整備予定。

（それ以外の地区は集合住宅型）

表 A4-2 いわき市の原発被災者向け復興公営住宅整備戸数（全体）

平成 26 年 3 月 1 日現在

	所在地	戸数	入居目標年度
第一期	小名浜下神白団地	200	H26 年度
	常磐湯長谷団地	50	〃
	（小計）	250	
第二期	平八幡	12	H27 年度
	小名浜大原	60	〃
	小川町	50	〃
	（小計）	122	
第三期	北好間中川原	200	H27 年度
	勿来酒井	200	〃
	泉町本谷	200	〃
	内郷宮町	70	〃
	（小計）	670	
整備場所未定		718	
（合 計）		1,760	

②郡山市

表 A4-3 郡山市の原発被災者向け復興公営住宅整備戸数（富岡町分）

平成 26 年 3 月 1 日現在

所在地（団地名）	戸数	募集時期	入居可能時期	備考
安積町 （柴宮団地）	30	H26 年 4 月	H27 年 3 月	他の町村と共通で入居募集
日和田町 （日和田団地）	20	H26 年 4 月	H26 年 11 月	富岡町専用
富田町 （富田団地）	40	H26 年 4 月	H27 年 1 月	富岡町専用
富久山町	40	H26 年秋頃	H27 年度 第 2 四半期	他の町村と共通で入居募集
富田町	112	H26 年秋頃	H27 年度 第 2 四半期	富岡町専用
（合 計）	242			

表 A4-4 郡山市の原発被災者向け復興公営住宅整備戸数（全体）

平成 26 年 3 月 1 日現在

	所在地	戸数	入居目標年度
第一期	富久山町	20	H26 年度 第 3 四半期
	日和田町	20	〃
	喜久田町	50	H26 年度 第 4 四半期
	富田町	40	〃
	安積町	30	〃
	（小計）	160	
第二期	喜久田町	15	H27 年度
	富田町	40	〃
	富田町	32	〃
	富久山町	40	〃
	（小計）	127	
第三期	喜久田町	20	H27 年度
	富田町	40	〃
	（小計）	60	
整備場所未定		223	
（合 計）		570	

(2) 復興公営住宅の整備事例

①福島県相馬市 相馬井戸端長屋

建築主：福島県相馬市（うち1棟はダウ・ケミカル社より寄贈）

仕様：長屋タイプ集合住宅（高齢者共同住宅型）

<特徴>

1. 共助の精神が反映されるように、昼食は一同に会して行政と一体となったサービス展開、高齢者の孤独状態を防止
2. 井戸端に住人が集ったイメージを、共同のランドリースペースで実現
3. ランドリースペースの外側にサンデッキ、共助コミュニケーションエリアに10畳の畳コーナーを設置
4. 全館ユニバーサルデザイン・バリアフリー（手すり、車椅子用トイレ）で将来の軽度要介護状態に対応
5. 入浴介助及び来館者のため、手すり付きの大浴場を設置
6. ボランティア活動に対応するためのスペースを設置
7. 入居者の来客に対応するために、客間を配置（客間利用は寮長に申請）
8. 共助スペースは災害時の支援拠点として利用
9. NPOによる昼食配食、継続的に支援



井戸端長屋 前景



共助スペース



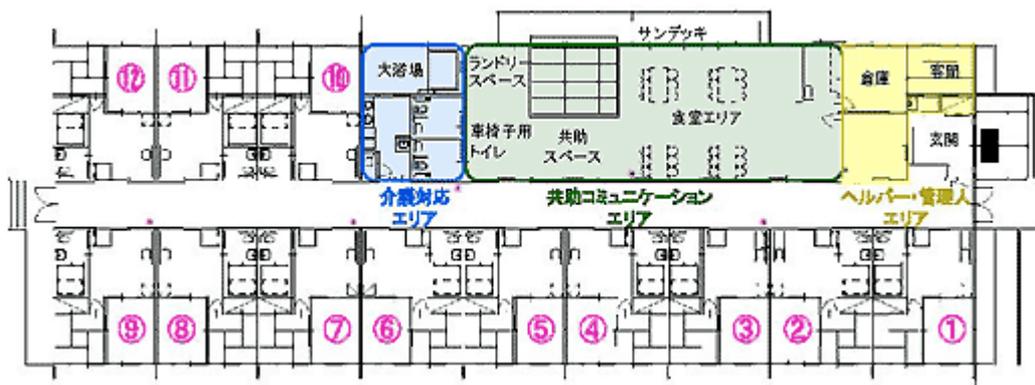
食堂キッチン



ランドリースペース



車椅子用トイレ



井戸端長屋 全体図

出典：相馬市 HP

②宮城県南三陸町 入谷桜沢地区、歌津名足地区

建築主：宮城県南三陸町（民間から買い取り）

仕様：木造戸建住宅



入谷桜沢地区 イメージ



歌津名足地区 イメージ

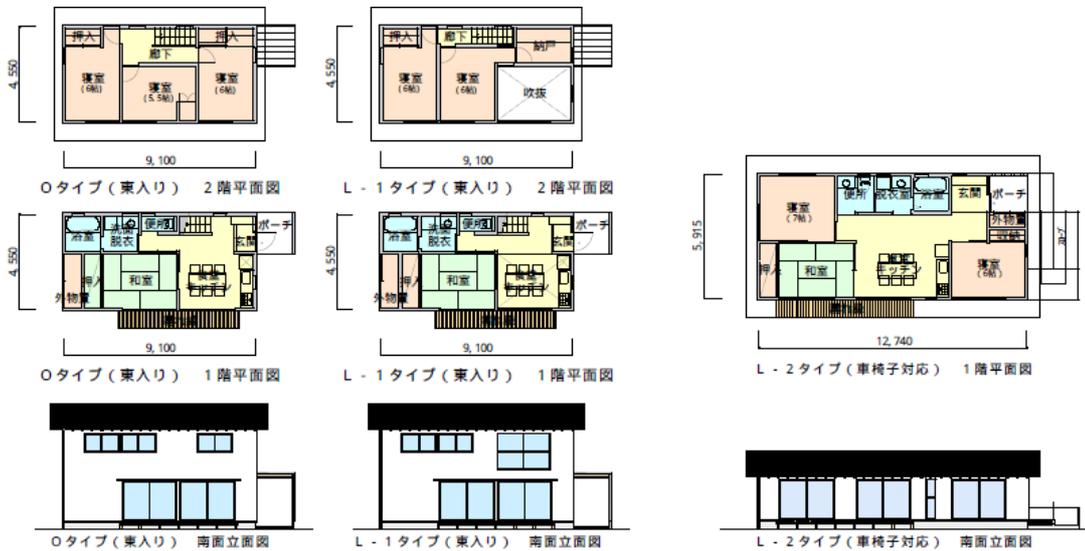
○ 計画概要

■ 入谷桜沢地区（計9棟）

- ・Oタイプ：4DK（東入り） 2棟（80㎡）
- ・L-1タイプ：3DK（東入り） 5棟（70㎡）
- ・L-2タイプ：3DK（車椅子対応） 2棟（70㎡）
- 合計 9棟

■ 歌津名足地区（計5棟）

- ・Oタイプ：4DK（西入り） 2棟（80㎡）
- ・L-1タイプ：3DK（西入り） 3棟（70㎡）
- 合計 5棟



詳細検討中のものであり変更の可能性がございます。

出典：南三陸町 HP

③岩手県野田村 野田村門前小路第1地区

建築主：岩手県

仕様：長屋タイプ集合住宅（木造2階建3DK8戸）



出典：岩手県 HP、野田村 HP

～富岡町災害復興まちづくり計画策定を受けて～

町民の皆さまへ

このたび、富岡町まちづくり検討委員会が町に対し、町内の復旧・復興と避難先での町民生活の支援を兼ね備えた「富岡町復興まちづくり計画（案）」をご提案くださいました。除染や町内のあらゆる設備の復旧、賠償など見通しが不透明な課題が多くあるなか、可能な限りの計画づくりに励んでいただいたものと思います。土方吉雄委員長を始め、委員の皆さまには深く感謝申し上げます。



残念ながら富岡町は、「いますぐ帰ろう」「明日にでも全員で帰ろう」と言える状況ではありません。だからこそ、第一に町の再生への道筋を示すこと、そして避難先で古里を思い出し、感じられる施策に取り組むことが重要となります。町は今後、震災前は当たり前のように町内で行われていた様々な行事やお祭りを、できるところから復活させていこうと考えています。これは避難先で傷ついた町民の心の復興支援策の一つです。この点、「まちづくり計画」には、町内の諸設備の復旧に加え、心の復興につながる様々なソフト面での取り組みが盛り込まれています。

震災、原発災害による避難開始から3年が過ぎました。心の復興が最も大切な時期となります。古里を想う心が盛り込まれた「まちづくり計画」を取り入れながら、町はこれから、「富岡町災害復興計画（第二次）」の策定に入ります。町民の皆さんが一日も早く安心して暮らせる状況をつくるため全力を尽くしますので、さらなるご支援・ご協力をくださいますようお願い致します。

平成26年3月

富岡町長 宮本 皓一

事務局：富岡町役場 企画課

住所：〒963-0201

福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5

電話：0120-33-6466

FAX：024-961-3441